『都城市の地域福祉2018』
～都城市地域福祉実践報告書～

平成30年度
「我が事・丸ごと」の地域力強化推進事業
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
平成31年3月31日

『都城市の地域福祉 2018』

もくじ

もくじ …… 1
はじめに …… 2

第１章　都城市の地域福祉実践 …… 3
１．都城の地域福祉トピックス2018 …… 4
２．姫城地区社会福祉協議会 …… 8
３．妻ケ丘地区社会福祉協議会 …… 10
４．小松原地区社会福祉協議会 …… 12
５．祝吉地区社会福祉協議会 …… 14
６．五十市地区社会福祉協議会 …… 16
７．横市地区社会福祉協議会 …… 18
８．沖水地区社会福祉協議会 …… 20
９．志和池地区社会福祉協議会 …… 22
10. 庄内地区社会福祉協議会 …… 24
11. 西岳地区社会福祉協議会 …… 26
12. 中郷地区社会福祉協議会 …… 28
13. 山之口地区社会福祉協議会 …… 30
14. 高城地区社会福祉協議会 …… 32
15. 山田地区社会福祉協議会 …… 34
16. 高崎地区社会福祉協議会 …… 36

第２章　社会福祉協議会の業務 …… 39
１．業務実践報告会 …… 40

第３章　地域福祉推進大会　講演録 …… 61
１．基調講演「境界を越え、協働が生み出すもの」 …… 62

第４章　地域福祉年表2018 …… 75
１．地域福祉年表【2018（平成30）年度版】 …… 76
２．地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて …… 78
資料編 …… 95
１．都城市社会福祉協議会の概要 …… 96

奥付 …… 98

はじめに

住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには世帯全体の複合化した課題を包括的に受け止める総合的な支援体制づくりの支援、推進を目的に「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」が実施されています。都城市においても、2018年４月からその一環である「地域力強化推進事業」に都城市社会福祉協議会（都城市社協）が取り組むことになりました。

これらは、本来社会福祉協議会という組織に求められてきたことであり、都城市においては、15地区社会福祉協議会（地区社協）を基盤として、自分たちが今取り組むべきことを協議し実践されています。都城市社協では、「地域力強化」を視野に、各地区社協とより一体となってそれぞれの地域福祉実践に関わっていけるよう、2017年度から１人の職員が１地区社協を専属で担当する「地区担当制」を導入し、2018年度から本格的に取り組むことにしました。導入の目的は、担当する地区との深い連携の構築が主となりますが、都城市社協の基本的な使命が“地域福祉の推進”であり、社協内の部署がそれぞれの分野を超えて横断的に連携し、「オール都城社協」の意識で地域福祉に向き合っていく組織に成長していくことも視野に入れたものです。現状ではまだまだ、部署ごとの連携が円滑に流れず、縦割り的な業務遂行に陥っているきらいもあります。「地区担当制」への全職員の理解を進めていくことも都城市社協の重要な使命の一つと言えますが、そのためにも全職員が思いを共有していく場の創造や、部門を超えて他事業の理解を進めていくことが求められます。

その一つの形として2018年度、都城市における地域福祉実践を、15地区社協の取り組みや都城市社協の業務実践の振返りをまとめたものが「都城市の地域福祉2018」です。今回、都城市社協の業務実践は、地区社協との協働を内容とするものを中心にセレクトしましたが、全職員が業務実践報告を行いました。

地域福祉の実践は、ねらいや到達目標を明確にし、その上で何を実施し、どのような成果があったかを評価し、実践そのものの振返りをていねいに行い、課題を抽出した上で次に繋げていかなければなりません。今までの都城市社協では、この一連の流れを意識し、それをていねいに行っていくコミュニティ・ソーシャル・ワーク（CSW）の意識化と実践の視点が欠けていました。業務実践の振返りをとおして、CSW実践の研究姿勢と学びを深めるとともに、スキルのある実践者としての成長を志向して実践と研究を往還させていきたいと思います。

また、15地区社協で地域共生社会づくりに尽力いただいている方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という思いのもと、地域への発信とともに、さらなる実践の充実に向け新たな気づきの一助となるよう、この実践報告書を作成したところです。

第１章

都城市の地域福祉実践

平成30年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」幸子賞

都城市立東小学校２年　　**松元　ことは**さん

都城の地域福祉トピックス2018

１．「我が事・丸ごと」の地域力強化推進事業の実施

都城市では、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」による「『我が事・丸ごと』の地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を平成30年４月１日から取り組みました。

我が事の地域づくりとして、地域住民が主体的に生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備を図りました。また、丸ごとの地域づくりとして、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を図りました。

４月１日「キックオフ」に先駆けて、
３月13日に行ったスタートイベント

２．地域福祉座談会

住民が、主体的に地域課題を把握して解決する体制づくり（「我が事」の地域づくり）と、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）を行うにあたり、まずは地域の福祉課題を知り「我が事」として考える機会として、地域福祉座談会を開催しました。

山之口における地域福祉座談会の様子

実施状況一覧

No.	地区	月日	内容	参加者
1	姫城	31．3.13	・福祉施設との意見交換会	23名
2	妻ケ丘	31．2.18	・精神科医による講話、座談会	58名
3	小松原	31．2.14	・意見交換（グループ協議）	53名
4	祝吉	31．2.26	・座談会	52名
5	五十市	31．1.28	・各地域の課題共有　・事例	50名
6	横市	31．2.20	・実践報告、住民座談会	65名
7	沖水	31．2．6	・役員会にて	12名
8	志和池	30.12．6	・地域福祉計画	70名
9	庄内	31．2．4	・K.M 氏の事例をもとに	54名
10	西岳	31．2.12	・要支援者マップづくり	28名
11	中郷	31．2．5	・福祉施設との意見交換会	15名
12	山之口	30.12．5	・座談会（グループ討議）	46名
13	高城	30.11.28	・地域福祉 ・我が事丸ごと	62名
14	山田	30．4.19	・山田を語る会	延154名
		30．5.28	・山田を語る会	
		30．6.14	・合同研修なんでん語るよ	
		30．7．6	・合同研修会	
15	高崎	31．2.13	・ライブトーク、講演	105名

3．地区担当制

社協職員として、個別支援と地域支援を総合的・一体的に展開できるスキルを身に付けるために、平成29年度は試行的に、平成30年度から本格的に地区担当制を導入しました。

また、地区担当者を補佐する「サブ担当」、さらに、社協職員としていずれかの地区に属して地域福祉活動をサポートする「地域サポーター」制も取り入れ、３層構造でオール都城社協の支援体制で地区社協事業をサポートしました。

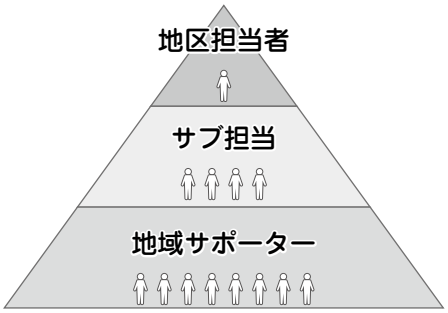

4．寄り添い訪問活動

経済的困窮や社会的孤立、引きこもり、虐待、就労、障害等のさまざまな福祉課題があふれており、福祉課題を抱えた当事者も誰かに相談したくても相手がいない、どこに相談すればいいのかわからないといった方々も多く存在するため、地域内で福祉課題を抱えている世帯を訪問し、生活上の困りごとを把握するための「寄り添い訪問活動」を行うことによって、福祉課題の早期把握・早期解決を目指しました。これにより、地域のさまざまな相談事に対応している民生委員活動の一助となるよう、社協地区担当者による「アウトリーチ相談」を行いました。

寄り添い訪問活動　実施状況

地区名	民生委員	相談者数	地区名	民生委員	相談者数	地区名	民生委員	相談者数
姫城	３名	４件	横市	２名	５件	中郷	１名	１件
妻ケ丘	６名	13件	沖水	なし	０件	山之口	４名	10件
小松原	２名	４件	志和池	１名	１件	高城	４名	９件
祝吉	２名	２件	庄内	なし	５件	山田	２名	４件
五十市		２件	西岳	なし	５件	高崎	１名	３件

5．地域福祉優秀実践賞

日本地域福祉学会により、全国各地で行われている地域福祉に関する優れた実践を掘り起こし、ひいては日本の地域福祉の一層の発展と向上に寄与することを目的として、2004年度より地域福祉に関する優れた実践を顕彰する「日本地域福祉学会地域福祉優秀実践賞」が設立されました。

第15回となる地域福祉優秀実践賞を都城市が受賞し、静岡県焼津市で行われた「日本地域福祉学会第32回大会」にて表彰を受けました。

受賞の盾を受け取る島津久友会長と、原田正樹学会会長（左）

６．福祉教育プログラム検討委員会

平成29年度、学校における福祉教育（福祉活動）の取り組みに関する実態調査を行い、福祉教育が教育課程に位置づいていないことや、取り組み内容に計画性系統性がないという実態が浮かび上がりました。そこで平成30年度から、小・中・高等学校の各段階で効果的な福祉教育を行うために、発達段階に応じた福祉教育プログラムを開発する検討委員会を設置し「福祉教育ガイドブック」（仮称）を取りまとめました。
（業務実践報告を46ページに掲載）

授業プログラム検討委員会において研究成果を報告する様子

回	日　程	内　容
第１回	6月12日(火)	共通理解・現状分析
第２回	7月26日(木)	講話・授業案づくり①・懇親会
研修会	7月27日(金)	「学校における福祉教育研修会」
第３回	8月21日(火)	授業案づくり②小・中チームに分かれ授業案作成
第４回	9月11日(火)	授業案づくり③小・中・高授業案すりあわせ
第５回	10月29日(月)	ガイドブック作成・全国大会発表案検討
大　会	11月24・25日(土日)	「日本福祉教育・ボランティア学習学会あいちなごや大会」自由研究発表
第６回	1月15日(火)	授業案づくり⑤ガイドブック作成にむけて検討
第７回	2月28日(木)	教授によるガイドブックへの助言と、今後の活用について「福祉教育・ボランティア学習実践研修会」にて成果報告

７.「地域福祉研究会」「地域福祉専門職研修会」によるふりかえり

地区担当のソーシャルワークの展開方法や、実践と理論をつなぐ研究活動の方法論などを学ぶため、平成31年３月１日に「地域福祉研究会」を、３月２日に「地域福祉専門職研修会」を行いました。

講師には、それぞれ大阪教育大学の新崎国広教授、桃山学院大学の南友二郎講師をお招きしました。

（右から）南友二郎氏のリードによる思いを語る及川達也、谷口祐樹、宮島多恵子の各職員

８.「都城市地域福祉推進大会」において、「15地区我が事談義」

今年度、我が事として取り組んだ内容を、15地区役員と地区担当者２名が「平成30年度都城市地域福祉推進大会」で発表しました。キーワードとして「夢・未来」「愛のシャワー」「小地域での展開」「地域とのつながり」「世代間交流」「顔の見える関係性」「アウトリーチに基づく実施」「リサーチに基づく実施」「地域の高齢者の思いを形に‼」「福祉の輪の広がり」「まち探検」「親と子のふれあい」「我が事・丸ごと地域づくり」「主体性の種まき」「地域ぐるみの安心・安全」が出されました。（講演録は61ページから、各地区の取り組みは８ページから掲載）

「15地区揃い踏み！　我が事談義」を終えて、講師の永田祐教授（同志社大学）と一緒に、パチリ！

９．業務実践報告会

国において進められている「地域共生社会」において、社会福祉協議会には大きな期待が寄せられています。地域社会から求められる社協の役割を果たすためには、職員一人ひとりが地域共生社会づくりの一翼を担い、その意識を持って実践していくことが必要であるため、社協職員として実践している地域福祉をふりかえる機会として、全職員（正職員）による業務実践報告会を行いました。職員一人ひとりが１年間の業務を見つめ直し、成果や課題を確認する機会としました。（報告は39ページから掲載）

トピックス1

「広がれ！みらいにつながる夢のランチ会」

●と　き　平成31年２月16日（土）11時～13時
●ところ　都城市中央公民館　　●参加者　約60名

姫城土曜学習会は、姫城地区まちづくり協議会教育文化部会が主催し平成28年度から行われています。平成30年度は９月１日（土）に開校し、隔週土曜日に合計12回開催されました。参加した児童生徒は約20名、学習支援ボランティアは南九州大学生や都城工業専門学校生など17名、そのほかに協力者約20名が支援する体制で行われました。

パトカーの乗車体験もあり、最後はみんなで「ハイポーズ！」

今年度は２月16日、最後の学習会のあと「夢のランチ会」を開催しました。ランチメニューは事前に子どもたちにアンケートを実施し、①トッピングカレー、②ピザ、③プリンアラモードに決定！　さらに、子どもたちが将来の夢として描いている保育士、トラック運転手、警察官、花屋さん、理学療法士など、実際にその道で活躍されている“本物の職人”にも参加していただき、夢の実現に向けてランチタイムを過ごしました。ランチづくりでは、地区内の社会福祉法人から専門職の３名にお手伝いをいただきました。

左から理学療法士、トラック運転手、花屋、警察官です

参加した児童から「すごく魅力あふれる仕事があるんだなあ」という声が聞かれるとともに、協力者から「このような企画を来年も、ぜひお願いします！」との意見も聞かれ、感動の空気に包まれながら、盛況のうちに終了しました。

トピックス2

「在宅介護者のつどい」

「平成30年在宅介護者のつどい」を11月26日、都城市中央公民館において開催しました。今年度は、民生委員児童委員の協力により在宅で介護をされている方に事前アンケートを行った上で、当日は８名の在宅介護者の参加を得て行いました。

姫城・中郷地区地域包括支援センターの職員から、各専門職の役割について、成年後見制度の活用についてなどの話のあと、簡単な体操を織り交ぜたゲームや歌に合わせた手話などを楽しみ、日ごろの介護疲れを忘れて交流しました。

■姫城地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/15） ②役員会（年10回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・世代間交流事業として餅つき大会を、７自治公民館で実施 ②登下校の見守り活動 ・登校時の見守り活動として毎週月曜日から金曜日まで、各学校で実施
研修・交流活動	①軽度生活援助事業養成講座 ②地区文化祭における福祉健康相談コーナー設置（10/26） ③在宅介護者のつどい（11/26） 参加者：在宅で介護をされているご家族８名、地域包括支援センター４名、民生委員児童委員４名、姫城地区社協７名、市社協２名 内　容：地域包括支援センターによる講話 意見交換会 ④三世代交流餅つき大会 ・実施自治公民館数：７自治公民館 ⑤都城学習支援サポーター養成講座（２名参加） ⑥南小・明道小読み聞かせ活動支援 ⑦高齢者による友愛訪問活動 ⑧姫城地区社会福祉協議会だより発行（年１回） ⑨土曜学習会（年12回開催）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週木曜日開設　９時～12時 ②開設日数　年間49日 ③相談件数　　０件 ④相談内容
寄り添い訪問活動	４件（３名の民生委員児童委員より相談） ①母子生保世帯に関する相談 ②引きこもり世帯に関する相談 ③ひとり暮らしの高齢女性に関する相談 ④ひとり暮らしの高齢女性に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　102件
事務局活動 ※毎週木曜日 事務局を開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　265名（平成31年１月末現在） ⑥事務局移転について役員会で協議
地区担当より	年度途中、姫城地区担当の松永愛子が産休となり急遽、担当者の交替を余儀なくされ、当該地区の役員を始め関係者のみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしました。しかしながら、松永を中心にサブ担当職員や地域サポート職員による「チーム・プリンセス」がバックアップ体制を敷いていたおかげで、つつがなく年度終了まで無事に事業を継続することができました。次年度も引き続きよろしくお願いします。（担当：大田勝信）

妻ケ丘地区の「我が事」の取り組み　2018年度

トピックス1

「我が事・丸ごと地域座談会」

●と　き　平成31年２月18日（月）　15時～ 17時
●ところ　ホテル中山荘　　●参加者　58名

毎年開催している「福祉総合研修会」を今年度は、地域福祉座談会として、都城新生病院医師　内田恒久氏からの「依存症と家族」の講演後、地域福祉計画の３つの柱を中心に、地域の課題に意見を出し合った。①「みんなが安心して生活できる妻ケ丘」では、地域の見守りの必要性や安心マップの作成、各団体の情報発信や若い人の参加についての課題が出された。②「みんなで支えあえる人づくり」では、公民館加入や魅力的な公民館活動の推進、全地区への友愛ネットワークの整備について意見が出た。③「交流で広げよう人と地球の愛」では、世代間交流の場づくりやこけない身体づくり講座の集いの充実、地域の子ども達のボランティア活動の現状、一方で孤立死が増えている課題も出された。妻ケ丘地区の地域福祉についてみんなで意見を共有し、今後の取り組みにつながる良い機会となった。

地域福祉座談会の様子

子育てサロン「にじ」12月の様子

トピックス2

「子育てサロン“にじ”」

子育てサロンにじは、平成23年３月より、子育て中の家庭が地域の中で安心して生活できるように、未就学児童及びその家族を対象に、リフレッシュできる場所や子どもの遊び場、子育て世代の出会いの場等を提供し、地域ぐるみで健全な子育てを支援することを目的として行っている。

毎月第４水曜日に開催しているが、子育て世帯と地域のつながりが少なくなってきていることが課題であった。今年度は、周知活動に力を入れ、広報活動や様々な団体と交流を行う「協働笑談会」に参加し、大規模商業施設や文化施設と情報交換したことで、チラシ配布の協力等、新たなつながりができ参加者が増えた。口コミの効果もあり賑わいも出てきたので、今後も伝統行事等を取り入れながら、地域が大きな家族のように子育てを応援していきたい。

■妻ケ丘地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/17） ②理事会（年６回開催） ③役員会（年５回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数 / 13自治公民館
研修・交流活動	①男性料理教室指導者講習会（7/24） ②生活おたすけサービス事業研修会（11/27） ③先進地視察研修：宮崎市（11/13） ④在宅介護者のつどい（10/30） ⑤福祉総合研修会（２/18） ⑥福祉施設との意見交換会（３/５） ⑦子育てサロン「にじ」 ・毎月第４水曜日：延べ参加者数 /174名（スタッフ167名） ⑧男性料理教室 ・実施自治公民館数 / ９自治公民館 ⑨福祉広報「えがお」の発行 ・第89号～第94号　年５回発行
福祉なんでも相談 （１月末まで）	①開設日　　毎週水曜日開設　９時～12時 ②開設日数　年間 43日 ③相談件数　８件 ④相談内容 ・相続について・年金の手続きについて・高齢者のゴミ出しについて ・在宅介護の支援・介護者の移動支援と経済的な課題について
寄り添い訪問活動	13件（６名の民生委員児童委員より相談） ①引きこもり世帯に関する相談 ②ひとり暮らし高齢女性に関する相談 ③高齢男性の世帯に関する相談 ④高齢世帯に関する相談 ⑤経済的困窮に関する相談 ⑥サービス拒否に関する相談 ⑦視覚障害者に関する相談 ⑧ 7040世帯に関する相談 ⑨虐待の疑いに関する相談 ⑩不登校に関する相談 ⑪不登校に関する相談 ⑫養育に関する相談 ⑬母子家庭に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　169件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　65名
地区担当より	妻ケ丘地区担当として、真摯に向き合う地域の皆さんと、常に実際の課題に対して、共に考え、実践するワーカーでありたいと思い取り組んでいます。また、地域にはそれぞれに特技や専門性を持った人がおり、地域の人材が活躍できるつながりや働きかけを心掛けました。 子育てサロン“にじ”では毎月、丁寧な準備や取り組みを重ねてきましたが、参加者が少ないという課題があり、広報の工夫や協働の取り組みをしたことで、参加者が増え、地域の子育て支援を担う大切な活動になっていることは、地域の支えになっています。この活動が継続し多くの子育て世帯や課題を抱えた世帯に対しても、安心して暮らせる地域へと広がっていけるものと考えています。 （担当：内田文子）

小松原地区の「我が事」の取り組み　2018年度

トピックス1

「夏休み子どもサロン（志比田・志比田北）」

●と　き　夏休み期間（志比田自治公民館３回・志比田北自治公民館４回）
●ところ　志比田公民館・志比田北公民館
●参加者　志比田自治公民館　延78名・志比田北自治公民館　延64名

夏休み期間に志比田自治公民館と志比田北自治公民館において、「子どもサロン」を開設しました。宿題や習字・工作・理科実験など地域の方々の協力のもと、参加した子どもたちは、楽しく過ごすことができました。

このサロンは、昨年度から実施しており、今年度は子ども会の保護者や地域の高齢者なども事業に協力いただき、「子どもたちを地域で支える仕組み」として定着しつつあります。今後はより多くの自治公民館で実施できるよう、地区社協で支援していきたいと思います。

トピックス2

「在宅介護者のつどい」

●と　き　①平成30年６月27日（水）②平成31年１月25日（金）
●ところ　志比田公民館　　●参加者　①16名　②10名

介護者のつどいは、日頃介護されている方々が一息つけるような雰囲気の中で楽しみや交流を目的として実施しています。１回目は熱中症対策について地区内施設の専門職から学び、２回目では、介護者だけで日頃の介護に関する悩みや想いを語る場として実施しました。参加者からは、「同じ立場の方々に悩みや想いを語ることができて気持ちが楽になった。このような機会があれば次回は知り合いも誘って参加したい。」などの感想が聞かれました。

今後は、実施会場を参加しやすいように設定して広めていきたいと思います。

■小松原地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会 ①役員会（毎月１回） ②理事会（年３回）
小地域福祉活動	①在宅介護者のつどい（年２回　①６/27（水）②１/25（金）） （①参加者16名　②参加者10名） ②いきいき90歳写真展（10/28（日）） （小松原地区まつりにおいて展示） ③子どもサロン（夏休み期間　地区内の２自治公民館で実施） （志比田自治公民館３回・志比田北自治公民館４回）
研修・交流活動	①防災研修（ハイゼックスによる炊出し訓練）（10/28（日）） （小松原地区まつりにて午前・午後２回実施） ②小松原地区福祉関係団体交流会（11/23（祝）） （グラウンドゴルフ大会：参加者→民生委員・自治公民館長・地域ボランティア・社会福祉施設等） ③小松原地区地域福祉座談会（２/14（木）） （民生委員・自治公民館長・包括支援センター・行政・社協）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週火曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間45日 ③相談件数　１件 ④相談内容 他県から転入予定の母の年金について、どこでどのような手続きを行えばよいのか？
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　186件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　71名
地区担当より	小松原地区には、まだまだ多くの「人財（たから）」が埋まっていると思います。地域福祉を支援する上で、目的を共有し、多くの方々と連携・協議し、現在から将来の目標を掲げて取り組んでいければと思っています。そのために、次の点を心がけたいと思います。 ・地域の実態を把握する ・地区内の方々を多く知ること（掘り起こす） ・多くの団体や関係機関と連携し情報を共有すること （担当：川﨑博志）

トピックス１

「スマイルカフェ祝吉」

●開催日　月１回　　10時～13時

●ところ　祝吉地区公民館　他　　●参加者　延べ　356名

祝吉の中でも、子育て世代や単身世帯、高齢世帯など地域とのつながりや交流が希薄など見えない困り感を抱ええている世帯も多い。そのような中でも、地域では本当に自分の地域にそのような世帯がいるのだろうかという疑問の声が上がった。しかし、熱い想いを持った地域住民の活動により、徐々に周囲も理解を示してくれ、居場所づくりとして、スマイルカフェ祝吉が平成30年４月から開催された。スマイルカフェ祝吉では、居場所づくりとして、月１回、食事やふれあいの時間を通じて、地域の方々との交流できる場を設けている。ボランティアとして、民生委員、女性連絡協議会、都城市施設等連絡協議会加盟施設、南九州大学学生から協力を得ている。参加者が喜ぶメニューや、食育を含めたメニューにするなど、みんなで食べる喜び、お腹いっぱい食べる喜びを感じられるように工夫するようにしている。また、世代間を超えた交流をすることで､お互いが楽しめる時間となっている。参加者たちは最初は緊張していたものの、徐々に参加者同士で話をするなど、地域住民との交流が増えてきている。また、子どもたちもお手伝いをしたりと、それぞれが役割を持ち「居場所」に少しずつなっている。また、居場所づくりによりスマイルカフェ祝吉の枠を超えた地域が一体となった見守りや地域での支援もでき始めている。居場所づくりを運営する上で、主催する側も参加者も関係なくお互いが支えあい、地域で暮らす一員になるよう、またスマイルカフェ祝吉を通して、より多くの地域住民が暮らしやすい地区になるように今後も活動をしていきたい。

トピックス２

「学校ボランティア　授業補助」

川東小学校、祝吉小学校、祝吉中学校へ地域ボランティア中心に、調理実習・裁縫補助、昔のあそび教育などを行っている。今年度は５回、計84人の地域ボランティアが参加し、児童・生徒からは喜んでもらえ、またボランティアに参加したメンバーも児童・生徒たちに元気をもらっている。また道端などで声をかけてくれるようになり、地域全体で子どもたちを支えるという力添えに少しでもなれているのではと感じている。

■祝吉地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（４/25） ②役員会（年11回開催） ③スマイルカフェ祝吉実行委員会（10回）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数 / 全18自治公民館
研修・交流活動	①生活おたすけサービス生活援助員研修（10/12：51名） ②視察研修：オレンジ学園（11/８：16名） ③在宅介護者の集い（１/22：34名） ④自治公民館長・民生児童委員合同研修会（２/８：47名） ⑤スマイルカフェ祝吉 ・毎月１回：延 356名 ⑥親子ふれあいサロン「茶っていサロン」 ・毎月第３火曜日：延 534人 ⑦小学校参観日預かり保育（祝吉小 / 延 24名、川東小６名） ⑧施設ボランティア活動 ⑨祝吉中・祝吉小・川東小　授業補助ボランティア（年７回） ⑩地域福祉座談会（２/26） ⑪広報誌「あやめ」発行
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週月・火曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間94日 ③相談件数　３件 ④相談内容 ・地域のボランティア従事者への感謝について ・妻の介護についての相談 ・障害者手帳交付についての相談
寄り添い訪問活動	２件（２名の民生委員児童委員より相談） ①一人暮らし高齢女性に関する相談 ②経済的に困りがある世帯に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　219件
事務局活動 ※毎週月・火曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　468名
地区担当より	一緒に活動する地域の方々がそれぞれ納得し、想いをもって活動できるように自分なりの考えや想いも伝えたり、お互いに意見を出し合いながら、よりよい活動ができるように進めていった。それには、地区の方々の自分の地区を良くしたいという熱い想いがあったからこそ、地域の方々と祝吉を良くしたい、祝吉に住む人みんなが住みやすい地区にしたいという思いで活動することができた。時には地域の方の熱い想いに圧倒されながらも、多くのことを学ばせてもらい、祝吉地区担当で良かった！幸せ！祝吉地区の仕事をしている時間が一番楽しいと思えることができている。まだまだ課題もたくさんだが、祝吉の良いところもたくさんあるので、ひとつひとつ地域の方と一緒により良い祝吉地区にしていきたい。 （担当：岩﨑美華）

トピックス1

「五十市・明和小校区ふれあい交流のつどい」

●と　き　平成30年10月7日（日）10：00 ～ 12：30
●ところ　五十市地区公民館　　●参加者　160名

五十市･明和小校区ふれあい交流のつどいは、校区内の80歳以上の高齢者が集まり、各自治公民館からの踊りやカラオケを楽しみながら会食をするイベントです。今町校区も同様のつどいを行っており、今町は今年で14回目、五十市・明和小校区は５回目の開催となりました。また、今年は新たな取り組みとして、五十市中学校吹奏楽部の生徒に演奏をしてもらい、会食にも参加してもらいました。参加者のなかに中学生が入って食事をとることで、参加者からも大変喜ばれました。

トピックス2

「今町校区地域福祉座談会」

●と　き　平成31年２月13日（水）10：00～11：30
●ところ　今町多目的研修施設　　●参加者　18名

今年は地域福祉座談会を、こちらも五十市・明和小校区と今町校区とに分けて行いました。今町校区は昨年度から民生委員､自治公民館長、生活支援コーディネーターとの意見交換会を進めており、今年度は同じメンバーで「タイムトラベルボード」をして自分の10年後について考えました。普段の研修会とは違って、「隣の人の子どもは何歳やったかな～」「10年後は車じゃなくてタクシーで移動しているかな…」と話しながら自分の家、隣近所について考えることができました。

■五十市地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５月15日開催） ②理事会（年１回開催） ③役員会（年12回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数／15自治公民館 ②おじいちゃんクッキング ・毎月第２金曜日／延130名 ③今町おじいちゃんクッキング（１月17日／10名）
研修・交流活動	①五十市・明和小校区ふれあい交流のつどい（10月７日／160名） ②今町校区ふれあい交流のつどい（10月21日／160名） ③在宅介護者のつどい（11月27日／34名） ④五十市地区学習支援事業「いそいち StudyRoom 土曜の朝」 ・11月３日～３月２日　毎月第１・３土曜日／延300名 ⑤役員研修：住吉地区社会福祉協議会（１月25日） ⑥五十市・明和小校区地域福祉座談会（１月28日／44名） ⑦今町校区地域福祉座談会（２月13日／18名） ⑧子育てサロン「いそいちピヨピヨひろば」 ・毎月第４土曜日／延300名 ⑨広報紙「あゆみ」の発行（年１回）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週金曜日　９：00～15：00（今町事務局／９：00～12：00） ②開設日数　年間48日 ③相談件数　年間７件 ④相談内容　・紙おむつ支給にかかる相談 ・介護保険申請にかかる相談 ・生活保護に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数（H30.12月末現在）　203件
事務局活動 ※毎週金曜日 事務局開設	①福祉なんでも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数（H31.１月末現在）　529名 （五十市事務局448名、今町事務局81名）
地区担当より	昨年に引き続き五十市地区を担当させていただき、自分が地域の支援をするよりも、地域での事業を通して私自身が多くのことを学ばせていただきました。五十市地区社協で昨年と大きく変わった点は五十市中学校との連携であり、毎月、中学校と地域との会議（地域学校協働本部）が行われました。その結果、地区社協やまち協の事業に中学生を巻き込むことができ、上手く地域と学校とがつながることができたと感じます。まだまだ課題も多くあるので、今後はさらに円滑に連携しあえる関係づくりを目指していきたいと思います。 （担当：仙波愛美）

横市地区の「我が事」の取り組み　2018年度

トピックス1

「よこいち地区生活地域支援会議」

●期　間　平成30年４月～12月（第三月曜日）
●ところ　横市地区公民館　　●参加者　72名（累計）

平成29年度10月より開始したもの。地区社協が主体となり、公民館長・民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、市社協担当者が一堂に会し、自治公民館（18区域）単位で、地域における個別課題や地域課題を語らう場として開催している。昨年度から行っている本会議も12月で一巡りをし、地域における課題を皆で共有する機会となったのではないかと感じている。来年度についても継続した開催を計画しており、テーマを「地域丸ごと顔の見える関係づくり」と称し、４ブロック（横市・南横市・蓑原・都原）ごとに話し合いを行い、地域に根付いている様々な施設も含め、これまでの話し合いを深めていけるような取り組みを図っていくところである。

トピックス2

「住民座談会～よこいちの集い～」

「住民座談会～よこいちの集い～」では、横市地区に住まう皆さんが、我がマチについて改めて考える機会を持ち、地域の現状や課題を話し合い、地域の将来像を創造する場として開催しました。地域住民をはじめとし、民生委員児童委員協議会、児童・高齢者・障害者施設、学校、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターなどの関係団体に声を掛け、これまでの取り組みを振り返るとともに、これから先の５年、10年後も暮らしよい横市地区を目指し、今、できることを考え、来年度以降に実践できるような話し合いを行った。当日は、65名もの参加をいただき、施設から地域への新しい提案など、次の座談会へ繋がるような話し合いがなされた。

■横市地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５月） ②理事会（年３回開催） ③役員会（年12回開催、臨時役員会：随時） ④横市地区ふれあいウオーキング実行委員会（年１回開催）
小地域福祉活動	①世代間交流・ふれあいサロン ・実施自治公民館数／７自治公民館
研修・交流活動	①高齢者（70歳以上）ふれあい事業（10月） ②よこいち地域生活支援会議（４月～12月：毎月） ③認知症サポーター養成講座（年１回実施） ④さくらランドふれあい子育てサロン（年６回実施） ⑤明和小託児ボランティア（年６回実施） ⑥横市地区ふれあいウオーキング（３/23：予定） ⑦横市地区まつりへの参加：活動パネルの展示（11月）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週月曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間44日 ③相談件数　１件 ④相談内容　生活困窮
寄り添い訪問活動	４件（２名の民生委員児童委員より相談） ①一人暮らし生保世帯に関する相談 ②一人暮らし高齢者に関する相談 ③一人暮らし高齢者に関する相談 ④一人暮らし高齢者に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　210件
事務局活動 ※毎週月曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付支給件数 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　240名
地区担当より	今年度に入り、地区社協の事務局体制の見直しや地域施設との繋がりの構築、都城志布志道路の開通など、変化と調整の年であったと思います。横市地区は、若い世代や子育て世代が多い一方で、公民館加入率などの課題もありますが、とても大きい力を秘めた地区だと感じています。来年度は、そういった若い世代を巻き込んでいくことを目標とし、横市地区全体で、取り組みを検討していければと考えています。今後も、様々な関係団体のお力添えをいただきながら、横市地区社会福祉協議会が旗振り役となり、「住みよいよこいち地区の実現」を共通の使命として、活動を展開できたらと思います。横市地区にある、大切な伝統や文化を保存・継続していきながら、新しいことにも挑戦（チャレンジ）していけることを熱願しています。 （担当：谷口祐樹）

トピックス1

「沖水のくらしまるごと相談」

●実施日　平成30年11月から実施（第３水曜日　13時～15時）
●ところ　沖水地区公民館　　●相談者　７名（11月：１名、12月：６名）

沖水のくらしまるごと相談は、現在、深刻化・複雑化している相談内容を“まるごと”受け止める場として、地区社会福祉協議会と市社会福祉協議会の沖水地区担当者が協働して開設。地区社会福祉協議会の「福祉なんでも相談」の啓発や“地区担当として沖水で何ができるか”と考えたときに、沖水のくらしまるごと相談を実施することになった。

自治公民館長、自治公民館加入世帯、民生委員児童委員、各関係機関等、幅広く周知活動を行い、相談件数は多くないが、数件相談があった。実際に沖水地区で実施したからこそ、相談に繋がったという内容もある（実際に現在進行形で動いているケースもある）。初めての試みで、課題や反省点もあるが、取り組みとしては必要なことである。３月20日まで実施するので、しっかり振り返りを行い、今後も取り組んでいきたい。

トピックス2

「福祉標語の開催」

小学校５・６年生、中学校１・２年生を対象に、「福祉」への参画と啓発を目的に福祉標語を募集した。募集した標語の中から最優秀作品を選出し、沖水地区まつりで表彰したり、ポスターにして作成したり、地区社会福祉協議会の広報誌に掲載し学校や地域に発信している。生徒や児童にとっては、子どもの頃から“福祉”について考える貴重な時間になったと思う。また、子どもだけでなく、沖水に住んでいる方々にとっても“福祉”への関心が高まる機会となり、安心して暮らせるまちづくりに繋がったといえる。今後も継続して実施していきたい。

■沖水地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（年１回） ②役員会（毎月１回） ③理事会（必要に応じて会長が招集）
小地域福祉活動	①いきいきサロン活動「いたっみろかい」への取り組み ②世代間交流活動への取り組み ③見守り活動への支援
研修・交流活動	①在宅介護者のつどい ②総合福祉研修「災害について」 ③生活おたすけサービス援助員のつどい ④子育てサロン ⑤参観日預かり保育
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週水曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間42日 ③相談件数　３件 ④相談内容　・障がいのある夫の介護について ・母親の入浴拒否について ・免許返納について
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　126件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数615名
地区担当より	沖水地区は、地域の実情を“我が事”として捉え、日々起こっていることに対して一生懸命取り組んでいるので、地区担当として沖水地区に対して何が出来るかを考えながら取り組んでいるが、一人の力でなく、「チーム沖水」として何ができるかを考えながら取り組むことを心掛けました。 今年度は、“沖水のくらしまるごと相談”の開催を通して、沖水地区の課題やニーズに向き合えたことは１つの成果ではないかと思います。 今後も「チーム沖水」として、沖水地区で起こっているニーズや課題と向き合い、一緒に活動していければと思います。 （担当：首藤旦子）

志和池地区の「我が事」の取り組み　2018年度

トピックス1

「参観日預かり保育の実施」

●と　き　平成30年　6/3、7/6、8/31、11/30、1/25、3/1
●ところ　志和池小学校　　●参加者　延べ31名

●と　き　平成30年　6/24、8/31、12/6、1/25、3/1
●ところ　丸野小学校　　●参加者　延べ17名

志和池地区社会福祉協議会では、子育て支援の事業化を進めるにあたり、小学校の保護者に「ひろがれ！子育て応援の輪　アンケート」を実施し、ニーズ調査を行いました。お尋ねしたのは「参観日の未就学児預かり保育」と「夏休み寺子屋サロン」に関する希望です。その結果、いずれも過半数を超える希望の声が上がり、平成30年度から事業を開始しました。開始するにあたり、祝吉小学校の視察に行き、参考にさせて頂きました。

参観日預かり保育は、生活援助員、民生委員児童委員等に声かけをし、ボランティアを募集。志和池小学校区、丸野小学校区ごとに、ボランティアのリーダーを定め、リーダーを中心に、事業を進めています。

また、夏休み寺子屋サロンは、まちづくり協議会主催事業で、こども達の夏休みの作品づくりを中心に、地区社会福祉協議会も協力して実施しました。

志和池小学校

丸野小学校

トピックス2

「地区社協カレンダー作成」

赤い羽根共同募金の助成金を活用し、志和池地区の事業紹介も兼ねたカレンダーを作成し、志和池地区の全世帯に配布しました。(12月)

バッグに入れて手帳代わりに持ち運びが出来るよう、サイズを工夫しました。

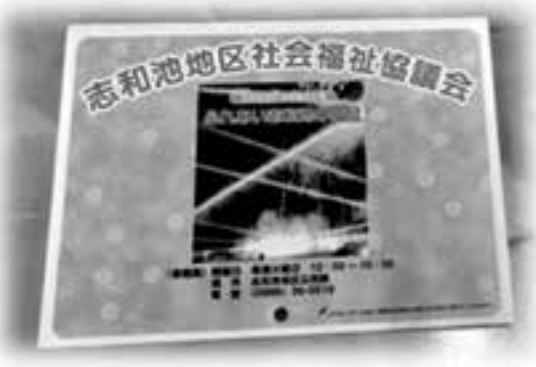

■志和池地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/８） ②役員会（年11回） ③理事会（年２回） ④志和池・庄内・西岳地区生活支援コーディネーター交流会（年３回） ⑤チーム志和池定例会（社協志和池地区担当職員の定例会　年５回）
小地域福祉活動	①一館一福祉推進事業 ②こけないからだづくり講座　全19自治公民館で実施
研修・交流活動	①志和池小学校参観日預かり保育（年６回　延べ31名） ②丸野小学校参観日預かり保育（年５回　延べ17名） ③夏休み寺子屋サロン（まちづくり協議会への協力）７/23～７/31 ④おたすけサービス調整会議（７/５）終了会議（１/11） ⑤生活援助員研修（７/12　施設視察研修　ヒストリア・望峰園） ⑥自立支援型地域ケア会議（９/27） ⑦在宅介護者のつどい（10/11） ⑧地区文化祭（11/４） ⑨福祉座談会（12/６） ⑩民生委員児童委員・志和池中学生による街頭募金活動（12/15） ⑪福祉施設等へ地域貢献のアンケート実施（１月） ⑫地域・福祉施設意見交換会（１/23） ⑬地区社協カレンダーの発行（12月） ⑭地区社協だよりの発行（年数回）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週火曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間42日 ③相談件数　３件 ④相談内容　住宅に関する相談　１件 財産に関する相談　１件 その他の相談　　１件
寄り添い訪問活動	４件（１名の民生委員児童委員より相談） ①ひとり暮らし70代女性に関する相談 ②ひとり暮らし60代女性に関する相談 ③ファミサポと放課後児童クラブに関する相談 ④30代女性の支援に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　260件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　291名 ⑥収集ボランティア活動(ペットボトルキャップ)
地区担当より	志和池地区は福祉施設が数多くあり、地域貢献に関するアンケートの実施や、新規事業所の方々にも、地区社会福祉協議会活動への参加協力を呼びかけました。 市社協職員による「チーム志和池」も２年目を迎え、サブ担当職員や地域サポーター職員も地区社協事業に積極的に参加するなど、意識の高まりを見せています。 参観日預かり保育を通して、学校との関係性も深まり、今後は地区内にある様々な関係機関との横の連携を深め、志和池地区の素晴らしいところをより発信していきたいと考えております。 （担当：宮川文映）

トピックス１

「庄内地区 地域福祉座談会」

●と　き　平成31年２月４日（月）13時30分～15時
●ところ　庄内地区公民館　　●参加者　55名

高齢化率34％の庄内地区では、高齢者への支援や支え合いの仕組みづくりを喫緊の課題として取り組んでいる。今年度は地域で発生する様々な課題を我が事として捉え、みんなで考える機会として、民生委員や各組織のリーダー・福祉施設職員等に集まっていただき地域福祉座談会を行った。座談会のテーマとして、庄内地区で生活保護を受給しながら生活をしていたひとり暮らし男性（62歳）が、誰にも看取られずに亡くなられた事例を提示。このようなことが起こらない地域にするために、一住民として、隣近所とどのような支え合いや繋がりが考えられるか、また、今回のケースも含め、地域住民の一番身近なところで様々な相談を受ける民生委員の活動が孤立しないためには、どのような仕組みあるとよいのか話し合った。今後は、座談会を公民館単位で行い、地区の実情をふまえた取り組みや仕組みについて考える。

トピックス２

「おじゃったもんせ～！（一人暮らし高齢者のお食事交流会）」

地域に暮らす高齢者が孤立することなく、住み慣れた自宅で安心安全に生活ができるように、住民同士で支え合う仕組みを作りたい！と地域のリーダーや生活支援ＣＯから声があがり、活動に賛同する元気高齢者（こけない体操参加者等）22名と支え隊を結成！地域活動に参加できない一人暮らし高齢者が実際にどれくらいいるのか実態調査を行ったうえで、徒歩圏内で４地区に分かれお食事交流会をスタートした。現在は、各地区で毎月１回行っており、支え隊・参加者ともに増えている。参加する側だった高齢者が、自分も役割を持ちたいと支える側にまわったり、支え隊が参加者から感謝されることで、自分の生きがいにもつながっている。また、地域の元気高齢者が支え隊として活動することで、地域の見守りの「目」が増え、今まで以上の声掛けや相談が増えるようになった。一方で、身近なところで孤独死などの問題が発生し、一つの組織だけでは地域全体を支えることが難しい、という課題もあがっている。今後は、さらに地域全体に見守りの「目」を増やすために、いろんな組織を巻き込んで一緒に取り組んでいく。

■庄内地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①役員会（毎月１回） ②生活支援会議（毎月１回）
小地域福祉活動	①介護者のつどい（年２回） ②訪問座談会 ③ふれあいいきいきサロン（10自治公民館） ④オッシャー・ベリーハウス（乙房地区）
研修・交流活動	①福祉協力員・軽同生活援助員合同研修会 ②認知症学習会 ③庄内地区福祉参加団体意見交換会及び交流会（スカットボール大会） ④地域福祉座談会
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週月曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間43日 ③相談件数　２件 ④相談内容 ・母親の年金で暮らす40代男性の今後について ・経済的虐待について（母親の通帳を娘が管理）
寄り添い訪問活動	５件（５名の民生委員児童委員より相談） ①学校に通えない小学生に関する相談 ②ひとり暮らし高齢者に関する相談 ③生活保護受給世帯に関する相談 ④ひとり暮らし高齢者に関する相談 ⑤ひとり暮らし高齢者に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　200件
事務局活動 ※毎週月曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　305名
地区担当より	庄内地区では、地域住民自らが、身近で起こっている課題に対して真摯に向き合い何とかしたい！という思いが強いので、その思いを形にできるような支援、また個々の取り組みを繋げ、地域全体として取り組んでいけるような支援をしたいと常に心がけています。 また、今年は庄内地区全体で実際に起こった事例をもとに座談会を行いましたが、今後は、公民館単位で、地域の課題に対して具体的な取り組みや仕組みを考えられるような場をもちたいという目標もできたので、一緒に取り組んでいけたらいいなと思っています。 （担当：井上優子）

トピックス1

「にしだけ福祉映画会」

●と　き　平成30年11月10日（土）　13時～15時
●ところ　西岳小中体育館　　●参加者　132名

西岳地区社協“初”の取り組みとなった「にしだけ福祉映画会」。

作品は、宮沢りえ主演で2017年日本アカデミー賞ダブル受賞作品でもある「湯を沸かすほどの熱い愛」を上映しました。

１回限りの上映でしたが､多くの方にご来場いただき、映画を楽しんでいただきました。西岳地区では、地理的にも映画に触れるという機会が制限され､「今日の映画を楽しみにしてきたよ！」と受付で声をかけてくださる方もいました。また、終了後は「こげん泣いたっは、さひかぶぃじゃった（久しぶりだった)」「また来年も楽しみにしちょいよ！」という声も多く聞かれました。

映画会の企画から実施までのプロセスや開催をとおして、この機会を絶好の機会ととらえ、これからの西岳地区を担っていく若い世代に、地域福祉やまちづくりへ興味関心を持ってもらい、今後の人づくり、地域づくりにつなげていきたいです。

トピックス2

「こけないからだづくり発表会＆地域医療セミナー」

全自治公民館で実施している「こけないからだづくり」の発表会と宮崎大学医学部の吉村学教授と医学生をお招きしての地域医療セミナー。第２回目となった本年度は、３館からの発表と医学生のミニ講座、吉村教授の講演という構成で実施しました。「地域医療とは、人生最期の場所は、自分にとって大事なことは…」との問いに、今後の自分たちの活動は、地域は、人生の終わり方は、ということを考えるとても貴重な機会となりました。

■西岳地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（４/25） ②役員会（年12回開催） ③理事会（年１回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数/９自治公民館
研修・交流活動	①男性料理教室「よろっで食遊会」（７/25、９/12、11/14） ②なつやすみ！のびのびスクール（８/７、８、10、17、21） ③社会教育福祉総合研修会（８/26） ④ボランティア研修会（８/31） ⑤こけないからだづくり講座リーダー等情報交換会（９/６） ⑥にしだけ福祉映画会（11/10） ⑦在宅介護者のつどい（12/４） ⑧こけないからだづくり発表会＆地域医療セミナー（12/12） ⑨西岳地区防災の日研修（１/26） ⑩地域福祉座談会（２/12） ⑪中郷地区社会福祉協議会との情報交換会（３/７） ⑫ふれあい訪問活動（２～３月：対象者407名） ⑬元気西岳ささえ隊の取り組み（毎月１回） ⑭西岳地区社会福祉協議会だより発行（年３回）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週水曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間53日 ③相談件数　２件 ④相談内容 ・生活排水について
寄り添い訪問活動	５件 ①高齢夫婦世帯に関する相談 ②高齢夫婦世帯に関する相談 ③高齢ひとり暮らし男性に関する相談 ④移動困難な高齢夫婦世帯に関する相談 ⑤ゴミ屋敷化している世帯に関する相談 ⑥ひとり暮らし高齢男性に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　55件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　105名
地区担当より	西岳地区では幅広い世代を対象としたさまざまな活動がなされています。地区内の福祉施設等との情報共有の場（元気西岳ささえ隊）もあり、個別の課題を我が事として捉えることも進んできています。また、新たなことにも積極的に取り組み、年々事業拡大してきています。 今後の課題としては、まず、従来事業の再検討と事務局体制の強化、そして、地理的課題からの小学校区ごとの取り組みや出張相談会など、より身近なところで参加できるような仕組みを進めていくこと、さらに、若い世代とのつながり・巻き込みだと感じています。 西岳をなんとかしたい、西岳で暮らし続けたい、西岳で最期を迎えたい、さまざまな思いを受け止め、共に学びながら、西岳地区の住民の生活に寄り添った支援の展開ができるよう、チームでも共有・協議しながら進めていきたいです。 （担当：富山裕美）

トピックス1

「見守りネットワーク構築訓練（大薗）」

●と　き　平成30年11月25日（日）　9時～13時
●ところ　大薗地区公民館　　●参加者　約40名

中郷地区では、毎年自治公民館で「見守りネットワーク構築訓練」を開催しています。大薗地区の見守りネットワーク構築訓練では、小学生から高齢者まで幅広い世代が参加しました。地域の参加者を５つのグループに分け、捜索範囲を指定し活動しました。改めて自分たちの地域を見回ってみると、隣近所同士での声掛け並びに挨拶が少なく、昔と比べての関係性が希薄化していることを実感しました。また、身近な日常生活における危険個所の把握やそもそもどこまでが自分たちの住む大薗地区なのかといったことまで再確認できました。本訓練では、徘徊役の高齢者を探すというだけでなく、上記のような様々な役割も担って行われていました。また、併せて炊き出し訓練を行うことで、徘徊者捜索並びに災害発生時などにも対応できる地域体制作りとして機能する訓練となりました。

トピックス2

「子育ちサロンなかんＧＯ!!」

「子育ちサロンなかんＧＯ‼」は中郷地区で行われている子育て支援事業です。ネーミングには（「子育て」として育てるのではなく「子育ち」として自分たちも共に成長していこう。）という気持ちが込められています。毎月１回季節に合わせた活動を行っています。このサロンの場は、子ども達の居場所づくりとしての活動だけでなく、両親の子育てに関しての相談場所や寄り合いの場としても機能しているように感じられます。活動内容は事前にスタッフ会議にて決めて行いますが、「こんなことをしたい！」という子どもたちの気持ちを叶える機会としても機能していくのではないかと考えられます。

このような不安解消や居場所づくりという機能だけでなく、中郷地区の子ども達の感性をより高める場としても機能することが期待されます。

■中郷地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/16）年１回開催 ②理事会（５/８）随時開催 ③役員会（毎月開催） ④市社会福祉協議会連絡協議会関係会議
小地域福祉活動	①いきいきサロン「いたっみろかい」 ②中郷地区ふれあい福祉祭り（11/10・11） ③見守りネットワーク構築訓練
研修・交流活動	①生活援助員のつどい（２/22） ②在宅介護者のつどい（３月開催予定） ③中郷中学校ボランティア教室（11月、２月毎週火曜日開催） ④子育ちサロンなかんＧＯ‼（毎月第４土曜日） ⑤男性料理教室（年３回開催） ⑥地域福祉座談会 ⑦中郷地区ふくし便り発行（年２回）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週水曜日開設　９時～12時 ②開設日数　年間65日 ③相談件数　２件 ④相談内容 １．遠方の孫に関する相談 ２．将来の不安に関する相談
寄り添い訪問活動	１件（１名の民生委員児童委員より相談） ①将来について不安を抱える夫婦に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　211件
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　388名
地区担当より	中郷地区は、地域福祉活動に大変積極的に取り組んでいただきます。しかし、そのような中で、なかなか周囲に頼ることができないというような印象を持っています。いわゆる「頼られ上手」ではあるが「頼り上手」ではない方が多いという印象です。地区担当者として、地域の行事等にできるだけ足を運び、地域の方々と直接顔を合わせ、話をする機会をもつことを出来るだけ心掛けました。目標として、自分もしくは近隣で何かしらの問題が生じた際に、地域住民が「助けて」といいやすい地域づくりを行っていくことができたらと考えています。 中郷地区では様々な活動を行っていますが、どこに足を運んでも同じ支援者の顔をお見かけします。次なる地域の担い手となれる存在を確保・育成することも今後、必要になってくることを日々実感しています。 （担当：貴島健太）

トピックス1

「夏休み親子ふれあい木工教室」

●と　き　平成30年８月５日（日）　９時～12時
●ところ　山之口勤労福祉センター　　●参加者　144名

『木にふれ、木のもつ温かみを感じてもらうこと』

『親と子のふれあいを大切にし、親子で作品を作り上げる喜びにつなげること』を目的に児童の夏休みを利用して開催しています。親と子の共同作業が目的の一つですので、どなたでも参加できますが保護者との同伴を条件としています。

主催は地区社協ですが地区の民児協や農業研究グループや高齢者クラブ等とも協力して、準備から当日まで連携して実施しています。

参加者からは「のこぎりを初めて使って思い出になった」「親子での作業が良い思い出になった」「母親と子どもで参加したが、周りに助けてもらった」等々の声を聞き、いい雰囲気の中で実施できました。地区社協では、毎年この時期に開催していますが「親子とのふれあい」「地域の方との交流」「自然とのふれあい」ができた山之口地区の“夏の風物詩”でした。

トピックス2

「ふれあいいきいきサロン全体研修会」

山之口地区では、13か所のサロンがあり、気軽に集える雰囲気を大切にしながら、自家製の漬け物などを持ち寄っての「茶話会」や「健康体操」「レクリエーション」など自分たちのペースで定期的に実施しております。また、あるサロンでは、「ホウ酸だんご」を作製して地域に配布しています。地区社協では、全体研修会を企画し、これからのサロンのメニューの参考にしてもらい、ますますサロンの輪が広がるよう活動の支援を行っています。また、生活支援コーディネーターの方が随時訪問し参加者と意見交換をしてニーズの把握に努めて連携を図っています。

■山之口地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（４/25） ②役員会（毎月開催） ③理事会（年２回開催）
小地域福祉活動	①ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・実施自治公民館数 / 11自治公民館 ②軽度生活支援事業サービスの展開・支援（援助員２名 / 派遣113回）
研修・交流活動	①親子ふれあい木工教室（８/５：144名） ②認知症学習会（10/24：145名） ③ふれあいいきいきサロン全体研修会（10/24：110名） ④地域福祉座談会（12 / 5：46名） ⑤生活援助員＆日常生活支援員合同学習会（12/7：５名） ⑥生活援助員＆日常生活支援員と地区社協役員との意見交換会（12/7：11名） ⑦生活援助員との意見交換会（定期） ⑧生活支援コーディネーターとの意見交換会（定期）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週火曜日開設　10時～15時 ②開設日数　年間 51日 ③相談件数　19件 ④相談内容 ・介護について ・ふれあいサロン活動について ・ボランティア活動について　など
寄り添い訪問活動	４件（４名の民生委員児童委員より相談） ①サービス利用に関する相談 ②支援に関する相談 ③サービスに関する相談 ④在宅支援に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　219件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画、福祉広報紙「あじさいだより」の発行 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　433名
地区担当より	地域住民からの意見を傾聴し、地域住民と繋がることを常に心がけて、暮らしやすいまちになるように社会資源や組織等の把握や状況の把握に努めています。また、実践されている方々の行動を尊重し、相談があれば効果的な助言ができるように心がけています。今後も民生委員やボランティア団体、自公連などが効果的に取り組みを推進できるように支援していきたいと思います。 （担当：山森和久）

トピックス1

「地域福祉合同研修」

●と　き　平成30年11月28日（水）　16～17時30分
●ところ　小春荘　　●参加者　62名

高城地区社協では、３小学校区と四家地区で支援会議を開催しております。これまでに戸別訪問を行い、ネットワーク台帳及び防災マップの作成を行った地域やエンディングノートの作成・配布を継続して行ってきました。しかし、地域での課題は年々変わってきている状況にあるため、各自治公民館長や民生委員が地域の方々と一緒に課題に取り組む必要性を感じ、学習の場として毎年地区社協役員と各自治公民館及び民生委員との地域福祉合同研修を開催しています。

今年は、地区のサブ担当も研修に参加し、地域福祉についてと都城市が目指す『我が事・丸ごと』の地域づくりについて市役所福祉課川上氏と市社協地域福祉課長大田氏に講演をいただきました。大変勉強になりました。今後の地域福祉活動につなげていきます。

トピックス2

「福祉学習（アイマスク・車いす体験）サポート」

高城小学校より３年生71名の福祉学習（アイマスク・車いす体験）の講師依頼があり、福祉用具貸与事業所ヒュウーマンサービスさんの協力で、車いす15台を借用し、車いすの扱い方の講師もしていただきました。アイマスク体験については、社協職員が講師になり、車いす・アイマスク体験ともに地区社協役員がそれぞれ子どもたちに付き添い、コースを安全に体験できるようサポートしました。

■高城地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（５/14） ②役員会（年９回） ③理事会（年２回） ④ケース会議（７/13） ⑤寄り合いどころ福八の事業開所相談（７/ ４）
小地域福祉活動	①地区社協会費徴収お願い（５/１） ②いきいきサロン助成（19団体）（H30.６月～H31.３月） ③レクリエーションゲーム機材貸出（H30.４月～H31.３月）
研修・交流活動	①理事・役員研修（９/27）串間市～あすか園 ②「地域で生活している気になる世帯へのアプロ―チについて」の演題で講演会開催（10/13） ③ボランティア福祉まつりの実施（11/３） ④高城小３年生～車椅子・アイマスク体験サポート（11/20） ⑤地域福祉合同研修会（11/28） ⑥街頭募金～スーパータイヨー前（12/ １） ⑦おたすけサービス援助員養成講座の開催～有水分館（２/15） ⑧地域・福祉施設意見交換会（２/26） ⑨地区社協だより発行（３月）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週火曜日開設　10時～15時半 ②開設日数　年間 50日 ③相談件数　０件 ④相談内容
寄り添い訪問活動	９件（４名の民生委員児童委員より相談） ①障がい高齢者世帯に関する相談 ②一人暮らし世帯に関する相談 ③高齢者に関する相談 ④高齢者に関する相談 ⑤障がい者の見守りに関する相談 ⑥高齢者に関する相談 ⑦高齢者の見守りに関する相談 ⑧高齢者の運転に関する相談 ⑨介護サービス利用に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　122件
事務局活動 ※毎週火曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②紙おむつ給付 ③事業の企画 ④事務作業及び会計 ⑤事務局来場者数　332名
地区担当より	地域福祉活動計画を実行するために、３小学校区と四家地区に地域支援会議を設置している。当初は地区社協主導で会議を開催していたが、現在は地域のリーダーに任せてあり、自主的に開催をすることになっている。役員会での支援会議の進捗状況報告や一昨年まで地域福祉同研修での活動発表を行ってきたが、会議の開催が途絶えている地域のリーダーによっては、発表が苦痛になっているとの声が聞かれたため、以前のように地区社協主導で地域課題に取り組む形に戻してみることもいいのではと思われる。 （担当：星原真由美）

トピックス1

「子どもボランティアひまわり隊の活動」

子どもボランティアの育成として、学校と連携を図りながら地域の大人も巻き込み、積極的な福祉の実践活動ができる「子どもボランティアひまわり隊」の取り組みを行っています。

活動は一年を通して行い、高齢者宅訪問や福祉施設交流活動、学習会やボランティア体験、環境美化活動、募金活動、地域のイベント参加など多くの活動を行っています。福祉活動に携わることで子ども自ら福祉問題について考え、自分の考えや思いを伝えることのできる子どもを育てます。

このような継続的な活動が実り、高校生や大学生になってからもボランティア活動に参加してくれています。結成当時の子どもは、社会人になりました。

今年度は、かつてひまわり隊だった高校生、大学生による、災害ボランティアについての学習会の開催や、学習支援事業の講師としても活躍してくれました。

子どもの頃からの活動が、地域を支える担い手を育てます。山田地区では、継続的に活動を推進し、地域の課題が「我が事」として考えられる、思いやりの心を育んでいきます。

トピックス2

「住民参加型福祉サービス〝たすけ愛隊〟」

本事業は、地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目的に、公的なサービスや、家族の支援が得られない方に、在宅の生活を円滑にするための有償ボランティアです。軽度の家事や、介助、話し相手等、出来る範囲での支援を行っています。介護保険外のニーズが多く、利用者やご家族からも大変喜ばれています。

研修会や調理実習等を行い、支援者の養成にも努めています。また、それぞれに情報交換を行い、情報を共有しながら課題解決に努めているところです。

地域の参加と協力を得て地域相互で支え、助け合える仕組みを作り「地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

■山田地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①理事会（４/19） ②総会（４/26） ③役員会（毎月開催） ④学習支援運営検討会（年２回）・学校との情報交換会（年１回） ⑤子育てサロン「つくしんぼ」情報交換会（年６回） ⑥生活支援会議（随時）
小地域福祉活動	①高齢者や障がい者を対象にしたいきいきサロン活動の推進 ②子どもや高齢者の見守り活動 ③福祉協力員活動の推進 ④認知症や学習会や啓発・支援活動の推進
研修・交流活動	①山田を語る会（４/19　23名）（５/28　35名） ②福祉協力員合同研修（６/14　59名） ③公民館と民児協との意見交換会（７/６　41名） ④有償ボランティア「たすけあい隊」養成研修（５/21　15名） ⑤認知症講演会（６/23　103名） ⑥支援員養成講座（７/13　10名） ⑦子どもボランティア育成事業「発達障害について」（８/８　48名） ⑧共同募金学習会（８/10　48名） ⑨災害ボランティア学習会（８/17　15名） ⑩読み聞かせコンサート（８/19　86名） ⑪子どもボランティア「ひまわり隊」世代間交流（８/24　22名） ⑫いきいきサロンサポーター養成講座（８/24　42名） ⑬介護者のつどい及びサポーター研修（10/７　69名） ⑭子育てサロン交流（随時）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週月・火曜日開設　９時～16時 ②開設日数　年間 94日 ③相談件数　41件 ④相談内容（生活支援・ボランティア・不登校・サロン活動　介護）等
寄り添い訪問活動	２件 ①経済的困窮に関する相談 ②高齢者女性に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　256件
事務局活動 ※毎週月・火曜日 事務局開設	①福祉何でも相談 ②子育て応援事業「つくしんぼ」の相談窓口（第１・３木曜日） ③生活支援会議の取り組み ④紙おむつ給付 ⑤福祉広報紙「山田福祉だより」の発行（年２回） ⑥事業の企画立案・連絡調整 ⑦事務作業及び会計 ⑧事務局来場者数　1,203名
地区担当より	地域の特性、社会資源、住民の意識を把握するよう努め、地域住民や、地区社協からの相談に耳を傾け解決に向けての環境づくりをしています。地区社協を中心に、地域福祉推進に対する取り組みは充実しており、子どもから高齢者まで多岐にわたり多くの事業を行っています。地区担当として、地域主体を心掛けながらも、負担に感じさせないよう課題に寄り添い、意見や相談には丁寧に関わるよう努めています。一人で抱え込まず、また抱え込ませないよう情報を共有し、必要な支援が出来るよう心掛けています。これまで積み上げてきた地域推進活動が継続し、さらなる発展ができるよう支援していきたいと思います。 （担当：山森歌織）

高崎地区の「我が事」の取り組み　2018年度

トピックス1

「健康づくりふれあい交流サロン」

●期　間　平成30年９月から平成31年１月

●ところ　高崎地区５地域（縄瀬、笛水、大牟田、東霧島、前田）　●参加者　350名

ひとり暮らし高齢者や家の中で過ごしがちな高齢者等が地域住民やボランティアとのふれあいを通して、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、健康な生活が維持できるように、“健康づくりふれあい交流サロン”を実施しました。また、高崎地区まちづくり協議会環境・安全部会との共催により、安心安全な地域生活のために「くらしの安全講座」を同時に開催しました。

内容：認知症サポーター養成講座又はこけない体操（山田高崎地区地域包括支援センター担当）暮らしの安全講座（高崎交番坂本哲郎交番長）　茶話会

場所：各地域公民館等

実績：縄 瀬 地 域（９/28　85名）
笛 水 地 域（11/７　40名）
大牟田地域（11/８　100名）
東霧島地域（12/６　50名）
前 田 地 域（１/18　75名）

トピックス2

「高崎映画まつり『あん』」

地区内の子ども達の健やかな成長と地域住民の憩いの場として、高崎地区まちづくり協議会青少年育成部会との共催で「あん」の上映会を開催しました。本年度で５回目となります。

開催日：12月９日（日）３回上映

場　所：都城市高崎福祉保健センター

入場数：530名

―アンケート―
・心が洗われる思いでした。60 代女性
・よかったです。世間に振り回されることが多いけど、考えさせられる映画でした。50 代女性
・人生いろいろですが、自分の人生にも生きる意味があると思って頑張ります。60 代男性
・ききききりんさんがあずきを作るのがいいと思いました。最後に亡くなってしまったので、悲しかったです。10 代以下女性

■高崎地区社会福祉協議会

項　目	内　　容
会　　議	①総会（４/27）121名参加 ②役員会（年７回） ③理事会（年６回）
小地域福祉活動	①自治公民館福祉部助成事業（32自治公民館） ②生活おたすけサービス生活事業援助員調整会議（随時） ③ふれあいいきいきサロン活動（各地区随時）
研修・交流活動	①高崎地区社協研修会（４/27）121名参加 ②認知症学習会（随時） ③日南市旧吉野方小学校跡地「せんだんの樹」「杉の子会」視察研修（10/24） 15名参加 ④高崎小今昔物語「昔を語る会」（11/４）62名参加 ⑤在宅介護者のつどい（11/19）17名参加 ⑥高崎映画まつり「あん」上映会（12/９）530名参加 ⑦高崎地区地域福祉研修会（２/13）105名 ⑧福祉協力員研修（２/13）105名 ⑨夏休み「寺子屋サロン」開催（前期４回　121名・後期４回　131名） ⑩「健康づくりふれあい交流サロン」開催（5 地域） ・縄瀬地区（９/28）85名　　・笛水地区（11/７）40名 ・大牟田地区（11/８）100名　・東霧島地区（12/６）50名 ・前田地区（１/18）75名 ⑪福祉広報の発行（年２回、全戸配布）
福祉なんでも相談	①開設日　　毎週水曜日開設 10時～15時 ②開設日数　年間51日 ③相談件数　13件（１/31現在） ④相談内容 ・一人暮らし高齢者の施設入所について ・高齢者夫婦による有償ボランティア利用について ・公民館脱退について ・高齢者施設を出てアパートを借りたい　等
寄り添い訪問活動	２件（２名の民生委員児童委員より相談） ①閉じこもりがちな一人暮らし高齢者に関する相談 ②閉じこもりがちな一人暮らし高齢者に関する相談 ③障害者世帯の訪問に関する相談
紙オムツの支給 （支給事務・管理）	支給件数　475件（１/31現在）
事務局活動 ※毎週水曜日 事務局を開設	①有償ボランティア「ぽかぽかサービス」事業（毎週水曜日） ②福祉何でも相談 ③紙オムツ支給 ④事業の企画 ⑤地域生活支援の連絡調整 ⑥事務作業及び会計 ⑦事務局来場者数　424名（１/31現在）
地区担当より	地区社協の様々な事業を通して、住民に参加を働きかけ（健康づくりサロン、映画まつり）、住民が自ら地域のことを考える機会を設ける支援（ライブトーク・訪問活動）を通じて、住民主体の活動を誘発し（有償ボランティア）、その実践の積み重ねで地域力を向上させていく気運の醸成とそのスキルを養い（地域福祉研修会）、併せて地域力向上のために求められる役割を明らかにすること（自治公民館福祉部・福祉協力員）を目指し地区社協事業の参画、後方支援を実践した。 地域住民が一丸となり、「星も町もキラキラ“ありがとう”があふれる安心・安全なまちづくり」を実現するため尽力したい。 （担当：坊地清美）

第２章

社会福祉協議会の業務

平成30年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」都城の笑顔で賞

都城市立笛水小学校６年　　**村内　賢伸**くん

都城市における地域力強化推進事業の取り組み
～「地区担当制」の導入と専門職のあり方～

地域福祉課　課長　大田　勝信

１．事業概要と目的（事業のねらい）

住民に身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりを通して、豊かな地域づくりと地域力を向上していくことを目的に「我が事・丸ごとの地域力強化推進事業」を平成30年度から実施することとなった。国による地域共生社会づくりの施策である。それに先立ち、平成29年度から社協内体制を「一地区一担当者制」（地区担当制）、「サブ担当制」、「地域サポーター制」を導入し、オール都城社協で地区社協を支援する体制（チーム制）を整えて30年度本格実施となり「地域力強化推進事業」として行うこととした。そこで、「地区担当制」を導入することによって地域力強化が図られたのかを明らかにするため、そこに介在する専門職のあり方について実践のふりかえりを行った。

２．到達目標（実践仮説）

地区担当制の導入により、担当者が担当地区内の個別相談を受けながら地域のあらゆる人的資源や地域資源を動員し解決に導くことによって、個別支援と地域支援が連動した一連の支援体制が構築できる、という仮説を立てた。そのためには、チーム制という社協内多職種連携の仕組み、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決するための環境づくり、地域住民に対する地域福祉座談会や地域課題学習会の実施、住民による財源の確保、地区内の社会福祉施設との連携等を取り組み項目として掲げた。

到達目標としては、課題把握件数を年間60件、課題解決目標件数を12件とした。また、地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備として福祉何でも相談窓口の設置、場の周知、包括的なバックアップ体制の構築を掲げ、相談受理目標件数60件、丸ごと支援実績12件とした。

３．実施内容

課題把握年間60件をクリアするため、地区社協の15地区週１回ないし２回の福祉何でも相談を開設し（延べ814回）相談実績97件であった。また、アウトリーチ事業として「寄り添い訪問活動」を民生委員とともに行い68件の相談があがり訪問活動を行った。地域住民に対する地域福祉座談会の開催は15地区で18回の開催となった。住民による福祉協力金が15地区・総計7,816千円の財源確保を行った。

地区社協は年間を通して各種事業を打ち、地域住民による主体的な福祉活動の醸成に努めた。

４．成果（到達度）

これらに介在した専門職として「地区担当者」が行ったこととして、実践記録化（日誌）、地域診断、地域支援計画の立案、地域支援場面への介入を行っている。地区担当者の活動内容を把握するため毎月１回定例会を行い、カンファレンスを重ねた。専門職のふりかえりを３月１日の研修で行った。

５．考察

事業実施を通して地区担当者の関わりの濃淡が信頼関係の構築につながることがわかった。１年間通い詰めた担当者と職員が交替を余儀なくされた地区を比較すると一目瞭然である。信頼関係が構築できることによって、個別支援の相談につながる。例えば、祝吉地区ではゴミ屋敷状態にある世帯の個別支援を通して、地域ぐるみで支援する取り組みに広がり、個別支援と地域支援の一体的支援が可能となった。

また、職員のスキルを向上するための取り組みとしてCSW養成研修の充実と実践、外部研修への積極的な参加、定例会の充実がある。とりわけCSW委託研修は、研修のあり方を見直す必要がある。

６．今後の課題

もっと、サブ担当・地域サポーターの関わり度合いを上げる必要がある。具体的にはチーム会議の定例化、困難事例の共有化、地域課題の共有化を図りチームアプローチを形成することである。「オール都城社協」体制への醸成はこれからでありチームで動いたという経験が次の支援につながっていく。拠点確保について、行政施策としての教育と福祉の連携という壁は未だ大きい。行政の縦割りを打破していく気概を持ちたい。

地区社協活動のステップアップに向けて
～西岳地区での取り組みと地区社協連協としての取り組み～

地域福祉課　地域福祉係　主査　富山　裕美

１．事業概要と目的（事業のねらい）

本年度は、西岳地区社協主担当と地区社協の連絡協議体である市地区社協連協の事務局を１年間担当した。西岳地区社協では、主担当として、昨年度担当から引き継ぎ、西岳地区の地域力向上、住民の福祉力向上につながる取り組みを進めていった。市地区社協連協事務局としては、15の地区社協が、それぞれの地域特性を生かしながら、なおかつ現在の課題に即した活動ができるよう、バックアップしていくことに努めた。

2. 到達目標（実践仮説）

地区社協支援としては、現在行っている事業を単にこなすのではなく、なぜ行うのか、どうしていきたいかという今後の在り方も含めて、行っていくこと、また元気西岳ささえ隊（西岳地区地域ケア会議）をとおして、個別課題を皆で共有したり、福祉施設と住民が互いを知り、つながり、共にできることを探っていくために定例的に開催していくことを目標とした。市地区社協連協としては、各地区社協単独では実施不可能、もしくは実施しにくいことを連協として実施することで、実施の在り方・意味を伝え、その後の活動に活かしていただけるような取り組みを行っていくことを目標とした。

３．実施内容

西岳地区社協では、従来事業のステップアップと新規事業に着手した。従来事業では、地理的側面からの課題に対応するため、開催箇所を地区内の小学校区に分散したり、こけないからだづくり講座の継続を支援していくため、リーダーのための研修会や参加者に対する地域医療セミナーを実施した。また、子育て応援事業として、夏休み学童サロンを実施したが、地域の高齢者（絵画教室、調理）を講師として招き、地域の方から教わる機会や大学生との交流、また本年度からは中学生も交えた異世代交流事業として実施することができた。元気西岳ささえ隊も定期的に開催し､課題や情報の共有を行った。新規事業としては､「映画福祉」の実践として「にしだけ福祉映画会」を実施。市地区社協連協では、事務局長会議をとおして、事業の展開や各地区での活動の共有を図りながら、継続的な取り組みとして、地区社協役員とあわせて､サロンや子育て支援のボランティアを対象とした研修会の実施､パソコン教室の開催等をおこなった。

４．成果（到達度）

西岳地区社協としては、まず、毎月役員会を開催し、１つ１つの事業を丁寧に考え企画し実施していった。「にしだけ福祉映画会」では、年度当初計画にはなかったものの、昨年度担当者からの引き継ぎや役員会での協議の中で思い切って本年度実施することとなった。自治公民館や学校等をとおしてポスターやチラシで周知し、当日は132名の参加を得ることができた。中高生の参加の少なさや移動手段の問題など、あらたな課題もみえた。市地区社協連協としては、地区担当定例会等も活用しながら、地区担当及び地区社協との共有を図ることができた。また、研修等に関しては、従来の研修は地区単位での研修や参加者も増え定着してきたが、今の地域課題に対応していくためには今日的な課題等に関する研修等も入れていく必要がある。

５．考察

映画会の開催は、地域福祉への興味関心のきっかけづくりとしてとても効果的だったと考える。若い世代へはまだまだ足りなかったが､人を巻き込む１つの手法として有効だと感じた。連協での事業としては、アンケート等での意見は概ね好評であったが、私たちが伝えたいこと・聞いて欲しい内容だけでなく、各地区社協等からの声を拾い、反映させていく取り組みも必要だと感じた。

６．今後の課題

今後も、企画・計画・実施に際して、住民（役員も含めた）声を拾い作り上げていくこと、そしてきちんと振り返ることを丁寧におこなっていく必要がある。また、チームや地区担当（15人）等のそれぞれのチームとして地区社協と関わっていくことを、もう少し意識的にやっていきたい。

都城市社協における地区担当者が担うべき志と役割とは
～地域福祉係として過ごした一年間を振り返る～

地域福祉課　主事　谷口　祐樹

１．事業概要と目的（事業のねらい）

今年度より、地域福祉係の一員として、横市地区担当、民生委員児童委員協議会、地域福祉コーディネーター連絡会（CSW意見交換会）、地域見守りネットワーク、広島県呉市災害支援ボランティアセンター安浦サテライトへの災害派遣ボランティア（６日間）を担った。その中でも、自身の中で比重の大きかった、横市地区担当者としての取り組みについて考察を行っていくものとする。

２．到達目標（実践仮説）

まず、地区社協の事務局体制の基盤整備と、地域に存在する団体・施設をなるべく接近させるように、話し合う場づくりや接点を持てるように働きかけた。そうすることで、地域が持つネットワークの幅を広げ、活動や連携のしやすさの強化や、５年～10年先でも活きた関係性を構築できるのではないかと考える。

３．実施内容

地区社協体制の基盤整備については、事務局長に一極化していた負担を分散させる為に、毎月の役員会を通して、地区社協として考えるべきことを役員全体で共有するような働きかけを行った。更に、事務局長会議や大きな変化があった際には、臨時での役員会を開き、地区社協役員だけに限らず、様々な地域の方からの意見をいただきながら、地域の意見として進めていけるよう心掛けていった。

また、地域の行事・イベントへ（無理のない範囲で）足を運び、自身（地区担当者）の存在を知ってもらうことで、地域と「顔の見える関係性」を構築していった。その上で、地域に点在する団体・施設を結びつけ、面として更に展開していけるような働きかけを行っていった。

４．成果（到達度）

地域へ足を運ぶことによって、顔と名前を覚え、覚えられる関係をつくり、地域の流儀・文化を教わることで、地区社協主催の研修会や座談会を行う際の周知のしやすさにつながった。それにより地域住民同士の顔の見える関係性の深まりや、研修会場を地区公民館に拘ることなく、高齢者施設等で行い、施設見学も併せて行うことによって、地域に根付いた施設の取り組みや地域貢献のあり方を知る切っ掛けにも繋がっている。

到達度の視点で考察すると、現時点で何かしらの成果があるわけではなく、地区としては、今、スタートラインに立てたところであり、来年度に向けてこれからであると感じている。しかし、地区社協や自公連、まちづくり協議会、ボランティア連協より、これまでは地区社協側からのアプローチが特になかった為、繋がりは薄く、こちら側からも積極的に関係性を持とうとしていなかった、との声を聞くと、４月からの関わりやアプローチ方法が、間違っていたとは言えないと感じられるようになった。

５．考察

これらのことから、専門性や対人援助スキルも大切であるが、まずは地域を知り、そこに住む住民を知り、それらをアセスメントし理解することが、地域に対する礼儀であるとともに、地域住民の方々が、地区担当者へ真に求めるものではないかと考える。

都城市社協として、一地区一担当制を始めたことによる効果の一つとして、担当地区と深く関わることが出来ることがあげられる。その地域の流儀・文化は地区に出向き肌で感じなければ、実感できないものであり、担当者・地域にとって双方のプラスになっているのではいかと実感している。

６．今後の課題

地域住民と関わる地区担当者としても、他の様々な事業についても、社協という組織にいる以上、“チーム”という考え方は、外すことのできない共通のキーワードであると感じている。それらの認識を社協全体として高めていくことが、地域福祉を推進する組織として必要であり、また、高めていけるような働きかけを自身も行っていけるよう、日頃からの業務を振り返り、常に検討していくことを今後の課題としていく。

生活おたすけサービス事業の取り組み
～地域とのつながりによる支援～

地域福祉課　主事　岩﨑　美華

１．事業概要と目的（事業のねらい）

在宅の高齢者に対し、地域のボランティアである生活援助員が日常生活上の軽度な援助（居室内の掃除や日常生活用品の買い物等）を行い、住み慣れた地域で、自立した生活の継続、要介護状態への進行を防止することを目的としている。またサービス利用により生活援助員との交流をきっかけに、地域とのつながりもでき、見守り活動にもつながる。その結果地域で自立した生活の手助けとなる。

２．到達目標（実践仮説）

状態目標としては、サービス利用によって、掃除、買い物等の物理的支援はもちろん、利用者と生活援助員との信頼関係により、利用者にとっては充実し自立した生活の補助に、また生活援助員にとっては役に立つことでのやりがいなどを感じ、支援を受ける側も支援をする側にとってもよいサービスにすること。

数値目標としては、生活援助員の増員として年４回の養成講座の開催、また利用者の新規契約件数を２件とした。

３．実施内容

状態目標に関しては、毎月生活援助員が提出する事業実施確認書を元に、サービス利用者の状況を把握し、気になる点等あったら、地域包括支援センターや地区社協や民生委員など関連と連携し、利用者宅を訪問するなどして１件ずつの案件を大事にしていった。また、生活援助員が活動しやすいように、地区担当とも連携を取りながら生活援助員の声を聞いたりなど活動するうえでの課題等の検討を行った。

数値目標である生活援助員の増員に関しては、市全域対象の養成講座を４回、小地域対象を１回行った。うち新規登録は17名。利用者の新規契約は18件（月平均２件）となった。

４．成果（到達度）

サービス利用と利用に際してのフォローによって、地域とのつながりができてきているのではないか。サービス利用終了する際も、地域包括支援センターや地区社協、民生委員などと共有をし、利用者本人とも顔を合わせて、今後の支援方針を話すことで、サービス利用終了後も地域の力を借りて見守り等の支援につなげることができた。

生活援助員養成講座の内容に関しては内容を検討し､現役生活援助員の体験談などを交え､活動のイメージが付きやすいようにするなどを行った。

５．考察

地区社協や地区担当者の関わりも重要であることがわかった。生活援助員養成に関しても積極的な地区では地区単位での実施があったり､定期的な活動生活援助員の情報交換会などのフォロー体制が行われた。また、利用者に対しての地域での見守りにつながるケースもあった。

６．今後の課題

生活援助員養成と利用者促進のための周知活動が課題である。サービスの存在を知らない方が多く、生活援助員養成、利用者促進のために、自治公民館単位等での周知活動等も必要になってくるのではと考える。また、登録生活援助員へのフォロー体制強化も必要であり、登録はしているが活動がない方も多く、実際活動する際には不安に感じたり、活動がないことで登録取消をされる方もいる。それに対して定期的な研修会や情報交換会などをすることで、生活援助員の活動の幅を広げていくことも課題となる。

また、生活おたすけサービス対象外の支援に対して、他サービスへのつなぎや新規サービス開拓も課題となる。例えば､庭の草抜きなど生活おたすけサービスの対象外になる内容に関して､｢生活おたすけサービス対象外です｣終わるのではなく、既存の民間サービスの紹介や新規有償サービスの立ち上げ等の検討が課題となると考える。

都城市における社会福祉施設等従事者のブラッシュアップを目指して
～都城市社会福祉施設等連絡会における取り組みを通して～

地域福祉課　主事　貴島　健太

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域共生社会の実現が謳われている近年、より一層の「市民との協働」が求められてきている。このようなことから、専門職の「地域の福祉力」の向上を諮り、市民との協働による安全安心の福祉のまちづくりを目指して事業を展開している。本事業にて開催される研修にて職員一人一人が学びを深め、自身の能力に磨きをかけていけるようになることが期待できる。

２．到達目標（実践仮説）

「地域の福祉力」向上を目指して、各部会研修会の開催を目標にした。研修会にて学びを深めることで、職員のスキルアップにつながり、地域住民が安心して暮らすことのできる地域づくりに繋がることができるのではないかと思われる。

また、「市民との協働」として15地区の地域住民と福祉施設での意見交換会を目標として掲げていた。意見交換会を行う事で、地域より福祉施設への印象改善に繋がるのではないかと考えられる。事実、意見交換会を実施した地域では（福祉施設は敷居が高く、何をしているのかわからない。）との声も上がっていた。この意見交換会を１つのきっかけとして、地域住民と交流の機会にもつながるのではないかと推測できる。

３．実施内容

本年度は､各部会それぞれ２本ずつの研修会開催と全体研修会を主催１本共催２本の合計３本開催した。事前に部会会議にて決定した大きなテーマを基に、部会長･副部会長と協議を重ね研修内容を深めていく。現在、部会研修会９本（３月18日に１本）の開催と全体研修会３本の開催で600名以上の参加が見られた。また、全地区とはいかなかったが地域住民と施設の意見交換会がなされた。実施した地域においては、敷居の高いと思っていた福祉施設とこのような場が設けられてよかったとの声も見られた。

４．成果（到達度）

年度初め、事業計画として掲げた事業計画を見直してみると、会議や研修会の開催は計画通り行えた。しかし、地域別の意見交換会の開催は、15地区すべてで実施することを検討していたが、５地区での開催のみとなった。研修会としては全部会２回ずつの研修会の開催にいたった。ダイジェスト版としてまとめたものを全加盟施設に配布予定。

５．考察

本事業を行う事で、児童・高齢・障害・在宅・デイという５つの部会について自分自身も学ぶことができる。これは地域福祉という分野を横断した福祉を展開していく社会福祉協議会職員にとって大切な機会として働いていると考えられる。本事業を通して、社会福祉協議会職員としてより幅広い実践に活かすことができると考える。また、施設職員としては同じ研修会に参加することで、他施設職員の考えなどを聞き、意識醸成につながることが期待される。しかし、今年度は各部会において研修を進める中で部会内施設同士でコミュニケーションを図ったり、部会間職員同士で連携を図るという事を行うことができなかった。次年度は、加盟施設間の連携強化も推進していきたい。

６．今後の課題

年度初めに各部会会議にて研修テーマを決定し、研修会を実施している。テーマについては、その時社会的関心が高いものであったり、行政から求められるもの、職員に必要不可欠なものとなってくる。現在は部会内のみでの研修となっているが、例えば児童関係施設部会であれば、推進校連絡会と合同開催し、保育園から小学校までの連携を図ることなども視野に入れていきたいと考えている。さらに分野内連携や分野間連携という所まで幅を広げていければと思われる。すぐに行うとはいかないだろうが、施設同士や地域と施設という面においても。相互の連携・強化を図っていきたい。

みやこんじょボランティアフェスティバル2019の取り組み
～ボランティアフェスティバルにおける主体性と協働について～

地域福祉課　ボランティアセンター所長　内田　文子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

みやこんじょボランティアフェスティバル2019は、地域共生社会の実現に向けて、自らが主体的に社会に参加するボランティア活動を推進するため、多様なボランティア・市民活動を知り、共に考え、体験し、実践できることを目的に平成31年２月３日に開催した。その方法は、各分野の団体から選出した12名の実行委員を中心として、社協職員と検討を重ねる実行委員方式で進めていった。今年度は、新たな場所である都城市中心市街地中核施設を会場に、新しい挑戦でもあった。そこで、実行委員会と社協職員の関わり方や参加団体やボランティアで関わった学生等の成果や事業の効果を明らかにするため、振り返りを行った。

２．到達目標（実践仮説）

ボランティアフェスティバルは、ボランティアセンターが主管となり実施する事業であるが、社協職員のボランティア市民活動への意識の醸成や地域福祉推進の一方法であるという仮説を立てた。

達成目標としては、社協一丸となり取り組む意義のあるものであることから、全員が参加できること（何らかの関わりを持つ）を目標とした。また、ボランティアの主体的な参加や来場者の関心度の指標として、ボランティア参加者230名、来場者5000名を掲げた。

３．実施内容

ソト・ボラ・pal（ステージ）、子育ておうえんコーナー、YES・WE・CAN（イエスウィー缶）～めざせ1000缶プロジェクト～、災害支援ボランティア情報コーナー、まるまるもりもり、ボランティアを絵にしてみたよ、まちづくり市民活動コーナー、学生プレゼンツ！ふくしかるた＆ライブ授業～、ものづくり遊びの広場の９つの内容に各担当職員を配置し準備を行った。

10月より週１回の定例会を協議検討の場とし、４回の実行委員会では多面的な角度からの意見やアイデアもいただきながら進めた。社協職員の担当者は、地域福祉課、総務課、生活支援課、子育ち応援課から、通常業務と並行して本来業務との関連や、今後の業務が発展する可能性も加味して配置するようにした。

４．成果（到達度）

新企画のボランティアを絵にする募集企画では、市内小中学校から999人の応募があり、また、ふくしやボランティアをテーマに８校の高校生と「ふくしかるた」を制作することができた。さらに缶詰募集では、991缶を集め、市民の意識を啓発する取り組みとなった。また、時期的なリスクがあったことや雨天の中であったが、当日参加職員121名、ボランティア250名、来場者6,000名を達成することができた。

５．考察

新たな場所や時期について様々な意見が出たが、その意見に対し、丁寧な協議や説明を重ね働きかけることでクリアできた。職員の日頃の業務の意識や視点が企画内容の深まりに比例することが、成果物からも確認でき、地域福祉手法としても有効であるということがわかった。

さらに、ボランティアについて考える募集企画や学生ボランティアとの関わりから、小中高校生の意識に働き掛けることの重要性や可能性を強く感じる結果となった。

６．今後の課題

ボランティアフェスティバル実行委員の人選について、新たな人材発掘が課題である。そのためには、日常から、他分野のボランティア市民活動団体とのつながりや、異業種との交流や関係づくりを意識的に行い、人脈を広げ、人や活動を知る必要がある。そして、新たな人材の育成のためにも、地域と学生ボランティアとつなげる仕掛けを行うことを改めて確認した。

最後に、社協職員に対しても今後ボランティアに関することをはじめ、様々な発信をしていきたい。

福祉教育モデル事業 発達段階に応じた福祉教育プログラム開発への取り組み
～教員と協働で福祉教育ガイドブックを作成する意義～

地域福祉課 ボランティアセンター　主事　井上　優子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

市内の小中高校65校が加盟する都城市社会福祉普及推進校連絡会では、子どもたちが自分と立場の違う他者を正しく理解し、認め合い、ともに生きていく力を育む福祉教育を推進するために、研修会や各学校における実践活動支援を行っている。平成28年度、加盟校を対象に福祉教育に関するアンケート調査を実施したところ、福祉教育が教育課程に位置づけられていないため取り組みが定着しない、教員が多忙なためその重要性は理解しつつも取り組む余裕がない、小中学校で同じ体験学習が繰り返されておりその取り組みに連続性・系統性がない、等の課題が明らかになった。そこで、各学校におけるこれからの福祉教育が、教員の負担を考慮しつつ、子どもたちの成長段階に応じて効果的に実施できるよう、小中高校８名の教員とともに授業プログラム検討委員会を立ち上げ、福祉教育プログラムを開発するための検討を重ねることにした。

２．到達目標（実践仮説）

取り組みを進めるにあたり以下のような仮説を立てた。教育課程に明確に位置付けられていない福祉教育を各学校で展開するためには、社協職員が新学習指導要領を読み込み、学校教育を理解するとともに、総合的な学習の時間以外の道徳や他教科との関連についても可能性を探っていく必要があるのではないか。発達段階に応じた福祉教育プログラムを開発するためには、各段階での子どもたちの理解度や到達目標に合わせた体験活動を組み込んでいく必要があるのではないか。その際に、実際に協力してくださる関係機関や当事者の声を反映させることも必要ではないか。教員の負担感や取り組む上での不安を軽減しつつ、福祉教育を進めていくには、開発した授業プログラムをガイドブックとして各学校に配布するとよいのではないか。

そこで､各学校が福祉教育に取り組むうえでヒントとなるガイドブックを作成することを目標に掲げた。

３．実施内容

各学校で実際に使える「教員目線」での福祉教育ガイドブックを作成するために、各学校長の理解と協力のもと、小中高校８名の教員に委嘱状を交付し授業プログラム検討委員会を立ち上げた。検討委員会は７回実施。その中で各学年における子どもたちの理解度や到達目標を明確にしたうえで、授業プログラム案を検討したり他教科との可能性について協議した。また、福祉教育協力機関（者）と体験メニューを一覧に整理するとともに、協力者に対して現状や課題・学校への要望等について調査し委員との意見交換の場を設けた。

４．成果（到達度）

福祉教育ガイドブック（案）を作成。11月には日本福祉教育・ボランティア学習学会第24回あいち・なごや大会で授業プログラム検討委員会における取り組みや、現在作成中のガイドブックについて発表を行い、全国の参加者より今後の取り組みの参考となる貴重なご意見をいただいた。また、２月の実践研修会の中でも同様の発表を行い、学校・地域・福祉教育協力者より、アンケートを介して様々なご意見をいただいた。

５．考察

発達段階における福祉教育プログラムを検討するうえで、まず社協職員が学校の教育理念や目標・それぞれの成長過程における理解度や到達目標をきちんと把握する必要があり、教員との連携は欠かすことができない。そしてそのためには学校長の理解が必要である。また、子どもたちが対象者を正しく理解し実践につなげていくためには、当事者本人が伝えたいことを丁寧に聞き取ってプログラムを作成する必要がある。

６．今後の課題

現在のガイドブックの内容に加え、28年度のアンケートで最も多く学校の課題としてあがった発達障がいや精神障がいの問題に福祉教育がどう切り込んでいくのか、また孤立の問題等地域にある様々な課題をどのように取り入れていくのか検討が必要である。またガイドブックを手にした教員が、実際に取り組んでみたい!と思う工夫や、高齢者・障がい者について偏った理解にならないプログラムの組み立てが必要である。

小松原地区における地域力強化の取り組みについて
～小松原地区担当の視点から～

総務課　主事　川﨑　博志

１．事業概要と目的（事業のねらい）

2018年度から導入された、オール都城市社協での取り組み「地区担当者制」（主担当・サブ担当・地域サポーター）において小松原地区の主担当として支援している。

担当となりまずは、地区社協の事業の見直し及び改善策を役員と共に協議した。（現会長も2018年度に就任した為、改善には前向きだった。）※以前は、前例踏襲的に事業を行っていたように思えた。

そのような中、①在宅介護者のつどいの手法の見直し②夏休み子どもサロンの開設③高齢者の買い物サロンの３事業について重点的に実施することで共通理解を得ることができた。

今回は、上記の３事業について事業実施における支援や経過について報告する。

２．到達目標（実践仮説）

①在宅介護者のつどい→平成初期から継続して実施しているが、参加者は年々減少！介護者は増えている現状での参加者減にはつどいのメニューに魅力がないのでは？魅力あるサロンへ変わるためには？

②夏休み子どもサロン→昨年度からの継続事業であるが、終了後に利用者へのアンケートを実施。単なる宿題を行うだけでなく様々なメニューの要望が多数あった。

③高齢者の買い物サロン→市内中心部ではあるが、商店が遠い地域が多い。また、日常集える場が少なく、外出の機会も少ない。

３．実施内容

①在宅介護者のつどい→平成初期にこの事業は始まり、当初の目的は「日頃、介護されている方がホッと一息つける楽しみと介護者間の意見交換等」を目的としていた。しかし近年、介護の情報や研修に重きを置く傾向にあり、参加者も減少傾向であった為、参加者が気軽に日頃の悩み等を共有できるような場を設定。

②夏休み子どもサロン→事業企画の前に、子ども会の保護者会に出向きヒアリングを行った。学習の宿題だけでなく、自由課題（習字・工作・自由研究）を支援してほしいとの意見が多数あり、地域の人材について役員会で協議し依頼した。

③高齢者の買い物サロン→実施予定の志比田町管内ボランティアと先進地で鹿屋市社会福祉協議会へ研修に行った。その後、関係者と協議し、管内の社会福祉施設や利用者の把握の手法について協議した（2019年度に関係機関への協力依頼・住民へのアンケート調査を実施予定）。

４．成果（到達度）

①在宅介護者のつどい→参加者は15名程度であったが、当事者だけの意見交換は好評であった。

②夏休み子どもサロン→２館での実施ではあったが、自由研究や工作等を取り入れたことで好評であった。

③高齢者の買い物サロン→次年度へ向けての関係者との共有ができた。

５．考察

３つの事業をとおして、地域で事業を実施する際は、対象となる方々の想いやアイデアを十分に取り入れた事業を展開することの重要性を改めて感じた。

また、このような事業に参加できる方だけでなく、幅広く住民に周知して多くの方が参加できるような情報発信の必要性も感じた。

６．今後の課題

①在宅介護者のつどい→開催場所を分散させ、参加しやすい場の設定。

②夏休み子どもサロン→長期休暇時だけでなく、日常も子供たちが集える場づくりのための協議。

③高齢者の買い物サロン→利用希望者の把握のための情報収集や住民へのアンケート調査、社会福祉施設への積極的なアプローチ

個別課題解決に向けた多機関協働と社協の相談機能の強化
～狭間を支える仕組みづくりに向けて～

生活支援課　課長　田村　真一郎

１．事業概要と目的（事業のねらい）

社会的孤立や複合的な課題を抱える人（世帯）が増加するとともに、制度の狭間の問題がクローズアップされ多様な機関の関わりによる支援体制の構築を目的に「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を30年度より取り組むことになった。多機関協働事業に加え基幹相談支援センター事業を受託し、これまで展開してきた自立相談支援事業と権利擁護の枠組みによる法人後見や自立支援事業を展開することによって包括的な体制が整備され、社協が取り組む総合相談体制の強化とネットワークの構築に加え、地域事業との連携について検証を行うことを目的とした。

２．到達目標（実践仮説）

包括的支援体制を敷いたことで、まずはしっかり相談を受け止めることとし、内部の連携から複数の職員が客観的に課題の整理を行うことができる機会を位置づけることにした。また、外部機関の関わり方や連携の機能については既存の多様な場を活用することで、専門職に対する事業の周知と関わりを深める場を設け、課題の共有と解決に向けた機会をはかることを到達目標とした。

３．実施内容

相談支援包括化推進会議や庁内連絡会、障害者自立支援協議会の研修等を通じ、事業と関係機関間の連携について周知をはかるとともに、専門職が抱える課題を把握するために介護支援専門員をはじめとする福祉専門職や行政職員を対象にアンケートを実施した。また、新たな支援の仕組みを構築するために人材育成（学習支援サポーター）や連絡会の設置、社会福祉法人や民間企業とのネットワーク構築に力を注いだ。

４．成果（到達度）

寄せられる相談に対し、複数で相談に対応することで客観的な視点から支援の方針（見立て）を培うことができ、縦の関係によるスーパービジョンに加え横の関係による相互機能の強化（相談援助技術の相乗効果）がはかれた。

また、アンケートの結果では個別に関わる専門職も繋ぐことができずにいる案件や制度外の問題として課題を抱えたままの状況が続いている実態がわかった。制度の狭間の問題を地域課題として捉える機会としては、社会福祉法人や企業との連携によるフードバンクへの協力をいただくことができ、新たな人材確保として学習支援サポーターの養成と人材バンクを設置し、学習支援関係者による「こども未来応援連絡会」の組織化がはかれた。個別課題を地域で共有し社会資源の開発につながった「スマイルカフェ祝吉」では継続的に開催することで、住民の意識に変化が生まれるとともに、社会福祉法人や大学を巻き込むことによって困り感を抱える世帯に寄り添う支援ができ大きな成果となった。

５．考察

多機関協働の趣旨から多種多様な専門職とのネットワークの構築は不可欠であるが、相談支援包括化推進会議を開催にあたり、進め方や会議の在り方について苦慮したものの、専門職も狭間の課題を抱えていることを把握することができた。生活困窮事業との兼ね合いのなかで見直しが必要と思われる。個別支援と地域支援の連携については課題の共有だけに留まらず社会資源の開発に向けた協議などより具体的なアクションが求められる。

６．今後の課題

個別支援サイドからは発信力が弱く、インフォーマル支援との接点も薄いため内外の連携の在り方を強化することが当面の課題である。オール世代を対象とする地域ケア会議を試みたものの、結果、前に進めることができなかった。資源開発や仕組みづくりについても地域事業への関わりと同様に、個別課題に向き合う機会を増やすとともにCSW研修の在り方を見直す必要がある。

地域共生社会の実現へ向けた相談支援体制の強化への取り組み
～都城における障がい福祉研修プログラムを福祉教育の視点から考察する～

生活支援課　主査　及川　達也

１．事業概要と目的（事業のねらい）

昨年４月に都城市障がい者（児）基幹相談支援センター（以下、基幹センター）が設立され、その役割のひとつとして、都城市内における相談支援体制の強化に向けた取り組みを展開していくこととなった。相談支援体制の強化といえば、他事業所への助言や困難ケースへの協働･連携をはじめ、その範囲も広い。そのため、今年度自身が中心に企画・運営を行った“主催研修会”を中心に、見えてきた都城における障がい福祉の実際と、障がい分野から働きかけていく地域共生社会の実現へ向けたこれからの取り組みについて考察した。

２．到達目標（実践仮説）

今年度は、都城における障がい福祉分野で、どのような生活課題やニーズがあるかを把握するための調査の期間とし、今後社協が担う基幹センターとしてどのような取り組みを働きかけていくかを分析・考察していくこととした。

３．実施内容

具体的には、年間５回の基幹センター主催研修会を通して、専門職のスキル向上、つながり強化を図りつつ、アンケート調査を行い、障がい福祉分野での課題やニーズを探ることを試みた。（対象：福祉専門職、参加人数366名（延べ人数）うちアンケート回答数276件（延べ件数）での集計。）

アンケート設問として、「関心の高い研修テーマ」の問いにより、今後必要とされるサービスや、現在抱えている課題などの抽出を行い、集約を行った。回答のうち、同様の内容のものについては統合し、その内容と対象者を基準として９つの分類ができることが分かった（別紙参照）。配慮した点として、研修参加の案内は、障がい福祉施設や相談支援事業所以外に、病院や行政等も含め、幅広い所属役職から回答を募った。

４．成果（到達度）

前述の内容・対象を基準とした９つの分類により、これからの都城で必要な障がい福祉分野における相談支援体制の強化を展開していく上での研修プログラムを組み立てることができた。

５．考察

９つの分類（対象：「専門職向け」「当事者向け」「地域向け」、内容：「障がい･特性理解」「支援方法･技術」「制度・社会資源」）により、今後求められる研修の方向性を考察することができた。

障がい分野においては、昔からの慣習やマスコミ等の偏った情報からの差別意識、その特性や症状の多様性から､潜在的に障がいに対する壁をつくってしまっている地域住民や専門職も少なくない。そのため、障がいを持つ方が地域の中で安心して生活していける社会の実現への壁はまだ厚い状態である。

地域共生社会の実現を目指していく上で、「専門職」「当事者」「地域」それぞれが、その実現に向けた働きかけを三方面から同時並行して実施していくことが望まれる。これまでの研修の対象が「専門職向け」に偏っていたことが分かるように、壁を薄くしていくためには「当事者」「地域」方面からの歩み寄りが重要となってくる。そのため、今後の研修プログラムとして「当事者向け」「地域向け」の研修の比率を高めていくことが求められる。地域住民は障がいへの理解を目指し、当事者は社会で自立した生活ができる力を身に付ける（社会参加）、専門職はその知識や社会資源の活用による支援や調整を行う役割を担い、この三方面からの歩み寄りが障がい福祉分野からの地域共生社会の実現へ導く行程だと考える。この事は、社協が担う基幹センターが展開していくべき「研修」の目指すべき方向であり、地域福祉における福祉教育の実践ともいえる。

６．今後の課題

今回の調査対象が福祉専門職のみの回答集計であるため、今後「当事者」「地域」を対象とした調査を行い、内容の充実を図り精度を高めていく必要がある。また、各方面への働きかけに伴い、多様な関係機関との連携が不可欠であり、社協内においても「オール都城社協」で取り組んでいかなければ、その実現は難しい。

地域共生社会における基幹相談支援センターの役割
～虐待事例等における地域との関係性について～

生活支援課　主査　栗山　将平

１．事業概要と目的（事業のねらい）

本年度から設置された都城市障がい者（児）基幹相談支援センター（以下､基幹相談支援センター）は、身体・知的・精神等の障害種別を問わず、地域の相談支援拠点としての役割を求められている。加えて成年後見制度の利用促進や虐待防止センター機能も担っており、本年度私の主務としては虐待防止センター機能に関する相談対応を主務としている。社会福祉協議会（以下、社協）が受託している基幹相談支援センターとしての役割や強みを考え、障がい分野における地域共生社会の実現に向けて何が必要なのかを再確認するため、本年度対応した虐待相談対応における個別ケースのふりかえりを行う。

２．到達目標（実践仮説）

これまでの地域包括支援センター等での業務経験から、高齢者の虐待における発生要因としては①養護者等の家族②本人③人間関係④社会環境などの要因が挙げられるが、障がい者の虐待においても同様な要因があると仮定した場合、地域から孤立した世帯において虐待等が発生する可能性が高いと考えられる。

また、虐待ケース等の困難事例の対応においては、担当者と関係者の信頼関係が必要であると感じており、特に本年度は相談支援専門員からの相談に対して虐待として認定が難しいケースにおいても同行し確認することを意識しながら業務を行ってきた。

３．実施内容

実際の虐待対応ケースにおいて、福祉課担当は当然のこと、相談支援専門員をはじめとする関係者との連携を取りながら対応を行ってきた。また、虐待防止の普及啓発としては単位民児協で基幹相談支援センターの役割を説明する一部としてや施設職員向けに虐待防止研修を行っている。また、基幹相談支援センター主催研修として、アンガーマネージメント研修を行った。

４．成果（到達度）

今年度の虐待相談対応は21件でありその内10件が実際の虐待認定されている。通報者としては相談支援専門員や事業所などの関係機関からの通報がほとんどであり、民生委員など地域からの通報はなかった。養護者からの金銭的な虐待に関しては本人の生命の安全の確保だけでなく、養護者の経済的自立までの支援が法律上求められることもあり、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行っているケースもある。本来行うべき、虐待防止に関する啓発活動に関しては、現在虐待発生後の対応や他の相談対応に時間がかかっていることもあり、質・量とも不十分であることは反省点として挙げられる。

５．考察

障がい者虐待対応事例においても地域から孤立している事例が多くある中、民生委員からの通報や相談が無いと言う現状は、高齢者分野との大きな違いとして挙げられる。民生委員の関わりを求めることも考えられるが、障がいに対するイメージとして対応方法がわからないという意見や、言葉として「怖い」という発言を聞くと、想定しているより地域での壁が高いという印象をうけている。主要因として、やはり障がいに対する地域への理解・普及啓発活動が不十分であることが考えられる。

６．今後の課題

基幹相談支援センターの存在や役割については、地域への浸度はまだ不十分である。今後、基幹相談支援センターの役割が周知された場合、相談対応が増えるのは明確であり、職員のスキルアップや業務効率化は必須である。また、社協が受託している基幹相談支援センターとして、障がい分野の地域共生社会の実現にむけてその強みを生かすためには単体で考えるのではなく、昨年度から始まった地区担当制およびチームアプローチ機能を十分に活用していくことが重要である。地域における虐待防止機能を作り出すためには地域力を高めていくことが必要でありそのためには地区担当との連携が最重要課題であると感じる。

日常生活自立支援事業が持つ地域支援の可能性
～権利を守る個別支援と対象者を支える地域支援の連動～

生活支援課権利擁護センター　主事　宮島　多恵子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害、精神障害等により、日常生活上の判断能力に不安がある地域住民を対象とし、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理、重要書類の預かりを行い、対象者が安心して生活できるよう支援する事業である。また､その支援は､社会福祉協議会の担当職員だけでなく、地域住民である生活支援員が担うことにより、支援を必要としている対象者を地域の中で支え合う仕組みの構築を目指すものである。個別支援、地域支援の両方の側面を持つ本事業において、専門員として個別ケースを地域支援へつなぐため、どのようにアプローチしたか振り返る。

２．到達目標（実践仮説）

本来、本事業の目的は前述のとおりであるが、対象者を取り巻く多くの関係機関が寄せる期待は､「日常生活上の金銭管理」に限定されることが多く、専門員自身も、金銭管理を主とする業務を行っている時間が最も長い現状にある。このことが個別支援と地域支援の連動した支援を途切れさせている要因のひとつであると考える。本事業が、権利擁護の機能を持つ個別支援であり、困りごとを抱える地域住民を支え合う地域支援であるという両側面の理解が浸透することで、個別支援と地域支援が連動性を持ち、対象者が、支え合いの中で地域とのつながりを実感しながら生活することができるのではないかと仮説を立てた。

本年度の到達目標を、地区担当者と当該地区の個別ケースを共有し、地域の支え合いを推進するきっかけを作ることとした。

３．実施内容

到達目標に対して、本年度より、本事業の契約締結判定会のメンバーに対象者が住む地域の地区担当者を加え、個別ケースを地域支援へつなぐきっかけとした。

４．成果（到達度）

本年度実施した契約締結判定会の対象者19ケースのうち、10ケースに地区担当者が出席し契約の可否を判定した。その後、出席した地区担当者５名中４名にインタビューを実施し、判定会に出席したことによる効果と課題を明らかにした。インタビューの結果は、効果として「地域に住むニーズを抱えた住民を知るきっかけになった」｢個別課題から見る地域課題を考察した」､課題として｢ケースを知るに留まった」｢断片的な関わりだけではなく今後の関わり方の検討も必要」といった回答が得られた。実際に、五十市地区では判定会に出席した地区担当者が対象者を民生委員につなぎ、姫城地区では民生委員による訪問が開始されている。

５．考察

インタビューの結果から､地区担当者が契約締結判定会に出席することによって､地区担当者が個別ニーズを知り、地域課題を考えるきっかけとなっていることがわかった。また、専門員にとっても、対象者が暮らす地域の特徴やキーパーソンを知るきっかけとなっており、地区担当者の出席が、個別ケースを地域支援につなぐ役割の一部を担ったと考えられる。今後、地域支援の視点から、本事業の対象者や、困りごとを抱える地域住民を見守り、支える人材（生活支援員）の発掘や養成に向けた連携を目指したい。

６．今後の課題

判断能力に不安がある地域住民の安心した地域生活を支える上で、金銭管理は重要な生活基盤のひとつであり、事実、金銭管理のみの支援によって権利が守られ、困り感を減らしながら生活できている対象者も多い。しかし､本事業には､対象者が地域と共に生きていく接点としての可能性が多く秘められている。県内では、地域住民同士である生活支援員が対象者宅周辺の火事に気付き、いち早く関係機関へ安否確認の必要性を伝えたという事例が報告されている。本事業の強みを金銭管理に留めず、地域の支え合いを創出するものとして、また、対象者が持つ力を地域に活かす機会をも可能にするものとして推進していきたい。

多機関協働による包括的支援体制構築事業の取り組み
～法律相談とのつながり～

生活支援課　主事　税所　慎司

１．事業概要と目的（事業のねらい）

多機関協働による包括的支援体制構築事業とは、多様な支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の連携のもと、その解決のための支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備を行うことである。また、多分野・多機関にわたる総合的な相談支援体制の構築を進め、複合的な課題を抱える者の自立を促進することを図るものである。都城市も平成30年度から都城社会福祉協議会が委託を受け、これまでの法律相談の窓口としての機能も加え実施しており、その支援の実践について振り返りを行った。

２．到達目標（実践仮説）

多機関協働による包括的支援体制構築事業の展開を行うことで、相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを相談でき、相談支援包括化推進員がプラットホームの役割を果たし、的確な相談支援機関につなぐ支援体制が構築できると仮説を立てた。そのためには、相談支援包括化推進員の役割をあらゆる機関に知っていただき、一緒に課題解決していく仕組み作りや、会議や研修会等に参加し、情報収集することを目標として掲げた。到達目標としては、相談支援包括化推進会議を年３回実施。相談終結を毎月２件とした。

３．実施内容

都城市で働かれている各専門職にアンケート調査を実施。現在の都城市における相談支援体制を分析している。そして、行政、保健・医療・福祉専門職、教育関係者等が参加し、今年度は３回相談支援包括化推進会議を開催している。また、昨年７月には松江市社会福祉協議会へ視察に行き、そこで活用されていた総合相談マニュアルの都城市版を相談支援包括化推進委員に協力を得ながら現在作成中であり、社会的孤立や排除、経済的困窮といった問題を初期の段階で把握し、的確な相談機関につなげるよう努めている。

４．成果（到達度）

多機関協働による包括的支援体制構築事業の周知を図るため、チラシを作成し、相談支援包括化推進委員が所属する相談機関に配布したり、各協議会や研修会に赴き、事業の説明を行っている。また、地区担当や民生委員、地域包括支援センターの職員と一緒に課題のある家庭を訪問したり、打ち合わせを重ねた。平成31年１月末現在、複合的課題を持つ16人から相談を受け７名の課題が解決・改善し、法律相談や福祉の相談を受けられる方も、昨年比約100人増加している。

５．考察

各専門職に行ったアンケート調査の結果から、「顔の見える関係」を求める声が非常に多かった。そこで、まずは相談支援包括化推進委員どうしの関係性を深められるよう、相談支援包括化推進会議の内容充実を図った。すると、自ずと会議終了後に談笑や情報共有等が行われるようになった。また、法律相談を予約される方についても、話を聞いていくと他に大きな課題を抱えていることがある。例えば、借金整理について法律相談を受けたいとされていた方も、実は精神障がいに悩まれ、仕事が続かず、病院受診も出来ていない状況であったことがあり、専門の相談機関につなげたこともある。相談を受ける際のちょっとしたSOSを聞き逃さず、安心して話をしてもらえる「傾聴」を心がけていきたい。

６．今後の課題

もっと、関係機関や地域の方と一緒にアウトリーチを進めていく必要がある。現在は、法律相談の受付もあり、待ちの姿勢であることは否めない。今後は、曜日を決めるなどして、時間を作っていく。そして、より多くの事例に接し、その中で関係機関や地域の方との信頼関係を構築していくとともに、福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも取り組んでいきたい。また、他市町村との情報共有も進めていきたい。先日の研修会においても、多機関協働としてカウントする実績において、他市町村とズレが生じていることが判明している。２年後には全国展開予定の事業であり、取り組みや実績においても先進地域に食らいついていきたい。

業務における地域福祉の視点の大切さについて
～山之口支所職員と地域福祉実践者、住民とのかかわりのあり方～

山之口支所　地域福祉係長　山森　和久

１．事業概要と目的（事業のねらい）

国による地域共生社会づくりの施策や都城市社協が進めている「地域力強化推進事業」、「我が事・丸ごとの地域力強化推進事業」など住民が主体的になって住民の身近な地域課題を解決できる仕組みづくりの構築をめざして取り組みがなされている現在、地域福祉を推進する団体である社協として、そこで勤務する職員こそが「地域福祉の視点をもって業務を遂行する」ことが大切であると考える。そこで、私の勤務地である山之口支所において職員がまず地域の一員として業務を行うことができたのか、また、それを管理する立場としてどのように実践できたのかを振り返っていきたい。

２．到達目標（実践仮説）

在籍する部署の職員の多くは介護保険法を遵守し日々の業務を行っている。また、職員形態も異なっている。そのような中で、都城市社協が他職種連携のしくみを進める「オール社協」をどのように理解してもらうかが重要と考える。理解を深めることで、利用者へのサービス提供にも地域福祉の視点を併せ持った、より質の良いサービスや影響を与えることができると考える。そして、地域福祉実践者とのネットワークも拡大し、介護保険事業者と地域福祉実践者と双方向での良好な関係づくりができると仮説を立てた。

到達目標としては、「通常業務エリアから飛び出す」、「地域福祉実践者、地域住民との連携・連動」を取り組み項目として掲げ、定期的な職員との協議の場づくりを行い、語り合える環境を整える。

３．実施内容

実施内容としては、まず「情報伝達と共有」の徹底を行い、職員に理解してもらう。職員が会する場面において、都城市社協や地区社協、民児協、ボランティア等の団体がこれから実践していく活動を随時報告し、自分たちができること、支援できることは何かを考える機会を与える。そして、自分たちの勤務する周辺で今、どのような地域福祉活動が行われようとしているのか理解することで各々の業務に幅を持たすことができると考える。また情報を共有することでアイデアや場所の提供、人的な支援など必要に応じて可能な限り協力していく姿勢を職員全員が共通理解できるように取り組んだ。

４．成果（到達度）

職員形態や職種が異なる部署においてどのように理解してもらえるかが課題であったが、定期的な職員ミーティング、職員研修を実施し、職員間での「情報伝達と共有」の徹底により、スケジュール管理など計画的に業務を進められ、地域からの依頼があれば柔軟に協力していくという姿勢が見られるようになった。最近では､地域関係者に職員自ら声を掛けるなどの自発的な行動も見受けられるようになった。また、「寄り添い訪問活動」では、10件の相談があり、地区担当チームで状況の確認作業を行い、民生委員と協働で職員が精力的にアウトリーチを行い、状況把握に努め関係機関につなぐなどの個別支援の取り組みができた。

５．考察

「通常業務エリア」を飛び出すことで見えてくるものがあった。交流であったり、住民とのふれあい、情報交換により事業所へプラスの効果が得られるものであったりと収穫が多かった。一例として地区社協主催のふれあいいきいきサロン全体学習会では、準備の段階から場所の提供まで支所職員も積極的に支援体制を確保し、参加者と利用者、職員とが顔の見える関係を作るなど日頃の業務とは違う雰囲気を味わうことができ職員各々が地域の一員として地域支援をすることの喜びと大切さを感じることができたと考える。

６．今後の課題

課題としては、各々がより広いアンテナで情報をキャッチし、地域福祉の視点を持てる職場になるようなメニューの開発や情報共有できる場を継続して「オール社協」の実現に向けて前進していきたい。最終的には、職員のもつスキルや強みが身近な生活課題を解決できるようなツールになる拠点を目指したい。

個別支援を通じた地域包括ケア体制づくり
～困難事例を元にした社会資源・ネットワークづくりに向けて～

山之口・高城地区地域包括支援センター　所長　森山　慎悟

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域包括支援センター（以下、「包括」と略）を中心とした地域包括ケアシステムの構築については、改正前の第６期介護保険制度から急速にクローズアップされていたが、その仕組みや考え方は、本会が従来から各中学校区で展開している「地域福祉」の実践と共通しているとの持論があった。包括業務としてほぼ毎日新規の個別相談があるが、その中でも、いわゆる困難事例は、地域包括ケア・地域福祉活動を考えるうえで不足している資源やネットワークを浮き彫りにさせていることが多々あり、また本包括圏域では以前より、社会福祉法人による買い物支援事業、温泉施設とNPOが連携した介護予防活動、施設の場や人材を活用した介護予防活動が独自に展開していた経緯があり、地域包括ケア体制を推進できる素養があると感じている。

そこで、困難事例の共有方法や連携について振り返り、地域包括ケアすなわち地域福祉の推進について検証したい。

２．到達目標（実践仮説）

支援に携わる専門機関、地域福祉関係者（民生委員、自治公民館長、市社協／地区社協関係者）とのケース会議や個別支援会議を通じて、課題を抱えた利用者を支える実践ができ、その展開の中で地域包括ケア体制の仕組みづくりができるという仮説を立てた。ほぼ毎月何らかの形で困難事例の個別ケース会議を開催しているので、それらの事例を元に地区社協役員等との情報交換を行い、足りない資源づくり、ネットワーク構築による個別支援活動の展開などを目指した。

３．実施内容

困難事例としては、認知症による地域からの排除、社会的孤立に伴う自宅でのセルフネグレクト、精神疾患を抱えた8050世帯、本人の精神疾患と娘世帯による児童虐待が複雑に入り混じった多問題世帯など、全９件のケース会議を催し（30. ４月～31. １月現在）、その個別課題に特化した解決策を模索した。その後の経過や取り組みについては、地区社協役員会、民児協会合、市社協職員などの地域福祉関係者と情報共有を図り、足りない資源や今後の連携について随時提案し、特に市社協地域福祉担当とは新しい資源づくりや支援体制づくりについて情報交換に努めた。

４．成果（到達度）

ケース会議に参加・協力してもらった専門機関職員、地域福祉関係者とは、その都度経過や今後について情報共有に努めたが、その他の地区社協関係者等との情報共有や企画については、地区社協役員会での限定的なもので終始し、具体的な資源開発等に結実させることはできなかった。

５．考察

課題を抱えた利用者に向けたネットワークについては、ケース会議等を通じて関係者に当事者意識が生まれ、専門職や民生委員が役割分担した見守りネットワーク構築、本人の不安感への傾聴活動など、個別支援活動として取り組めた。しかし個々の困難事例のほとんどで、親族や地域から孤立している現状がある中で、地域福祉関係者とともにそれらを包括圏域で普遍化するには、包括職員のみでは業務量的にも能力的にも限界があると感じた。様々なネットワークをもつ市社協地区担当と連動した動きが必須であると感じる。

６．今後の課題

個別支援に携わる圏域のケアマネジャーからは個別支援の事例検討会の開催を要望いただいており、包括主催のケア会議として様々な場で事例検討会・ケース会議を催す予定である。それらは個別支援の展開だけにとどめるのではなく、地域福祉実践者側では、市社協地区担当と積極的に情報共有、事例研修などに取り組み、本圏域ならではの資源開発やネットワークづくり開発を推進しながら、地域包括ケア体制づくりに取り組みたいと考える。

志和池地区社会福祉協議会と共に
～志和池地区におけるニーズ把握に向けて～

高城支所　地域福祉係長　宮川　文映

１．事業概要と目的（事業のねらい）

志和池地区社会福祉協議会は、平成 29 年度から、おたすけサービス生活援助員の拡充や、おたすけサービス調整会議のスピーディな取り組みが実施された。また、志和池小学校及び丸野小学校の保護者を対象に参観日預かり保育のニーズ調査を行い、平成 30 年度に新規事業として取り組むことになった。

今年度、志和池地区担当となった筆者は、地区社会福祉協議会の活動を後方支援し、市社協職員のサブ担当・地域サポーター職員からなる「チーム志和池」に、地区社会福祉協議会の活動報告を密に行い、情報共有を図り、さらなる課題を検証することにした。

２．到達目標（実践仮説）

筆者は個別支援の経験が長く､地区担当は初めてである。四つの目標を立てた。①地域住民の顔を覚え、顔の見える関係性を構築し、情報共有を密に行うこと。②今年度の新たな取り組みとして子育て支援事業（参観日預かり保育､夏休み寺子屋サロン）が予定されており､地区担当として各種地区社協事業をサポートすること。③チーム志和池のメンバーに地区社協事業参加の呼びかけや、事業報告を密に行うこと。④休日に実施される志和池地区内の行事等にもなるべく顔を出すことであった。このことにより、地区担当職員と、地域関係者の関係性が構築され、スムーズな地区社会福祉協議会活動につながると考えた。

３．実施内容

地区社協は事務局長を中心に、地域住民による主体的な福祉活動を遂行し、地区担当としては報告書作成、助言等、後方支援が中心であった。個人として、休日に民児協のパークゴルフ大会や街頭募金、地区文化祭、ウォーキング大会に参加した。また、認知症高齢者が行方不明になったとの情報が入り、捜索の拠点となっている自治公民館に出向き、その後も情報把握のため、駐在所に出向いた。（残念ながら、ご本人は発見されていない。）また、民生委員と同行する「寄り添い訪問」をきっかけに、民生委員から個別ケースの相談を受ける機会も増え、対応継続中のケースもある。地区社協役員会、民児協定例会、地区社協事業実施後は、必ず報告書を作成し、チーム志和池のメンバーに市社協内 LAN にて情報提供を行った。

４．成果（到達度）

地区社協のメンバーや地域住民にも顔を覚えてもらい、顔の見える関係性が構築できた。地区内の特別養護老人ホームほほえみの園が、２年前に実施した「地域・福祉施設との意見交換会」で住民から出された「コミュニティバスが欲しい。買物が不便。」という声に応じて、30 年８月から週２回無料送迎車両のサービスを提供している。

また、志和池地区社協の活動等については、筆者よりチーム志和池のメンバーに随時、報告。サブ担当や地域サポーターも地区社協事業に理解を示し、参加する等､「チーム志和地」の地区社協事業参加協力は強くなっている。

５．考察

今年度の志和池地区社会福祉協議会は、新規事業として子育て支援事業と、世帯配布の地区社協カレンダー作成に取り組み、学校や地域住民への啓発ができた。新年度、さらなる新しい事業に取り組むというモードにはなっていないが、丸谷地区では、民生委員を中心にボランティアグループを結成し、オレンジカフェ（認知症カフェ）に取り組みたいという動きが出ている。

６．今後の課題

地区担当１年目で、志和池地区の課題把握は十分にできていない。次年度は、地区担当として、こけない体操を全館回ることや、学校との情報共有等を通して、地域のニーズ把握を行っていきたい。また、地区担当者の変更があっても、後任者の一助となるよう、志和池地区社会資源リストを作成していく。

高城地区社協における事業の取り組み
～「個別支援と地域支援」をつなげるために～

高城支所　地域福祉係　星原　真由美

１．事業概要と目的（事業のねらい）

高城支所においては、福祉団体の支援と支所で障がい者サロンを開催し、利用促進につなげている。地区社協でカラオケを購入していただき、機材の貸し出しを行い、高齢者の生きがいづくりにつなげている。また、地区社協の事務局としても利用している。高城地区においては、地域福祉活動を実行するために、３つの小学校区と四家地区に地域支援会議を設置している。これまでネットワーク台帳の作成や防災マップの作成、エンディングノートの作成など行ってきた。平成30年度は生活支援コーディネーターが配置され、地域でだけなく個別支援を含めた体制ができつつある。また、市社協において、一地区一担当者制のもと地区社協を支援する体制（チーム制）を整えてきた。地区社協事業へのサブ担当、地域サポーターの参加呼びかけを行うこととした。

２．到達目標（実践仮説）

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決するため、小学校区地域支援会議を活用し、個人支援と地域支援をつなげて支援する体制をつくることが必要と思われる。地区社協では、資質向上のための研修や地域福祉合同研修の実施、地区社協会費募集（自公連へのお願い）、社会福祉施設との意見交換会等を取り組み項目として掲げた。

到達目標としては、生活支援コーディネーターの配置に伴い、人材育成のため、小学校区の地域ごとにおたすけサービス援助員の養成講座の開催と登録者の増加を図り、事業の充実を図ることを目標とした。また、小学校での福祉学習（アイマスク・車椅子体験）に、役員がサポーターとして参加することや、資質向上のため地域福祉合同研修を計画した。

３．実施内容

おたすけサービス援助員養成講座の開催については、毎月開催の地区社協役員会において、小学校区での開催をお願いしてきたところ、有水地区で４名の登録希望があった。高城小学校の福祉学習（３年生71名）に地区社協役員がそれぞれ子供たちに付き添い、コースを安全に体験できるようサポートを行った。

また、ボランティア福祉まつりや地区社協役員・理事、自治公民館長、民生委員合同研修で「地域福祉について」と「我が事・丸ごとの地域づくり」の講話や気になる世帯へのアプローチについて学ぶ聴衆の場を設け、サブ担当、サポーターへの参加呼びかけを行った。

４．成果（到達度）

おたすけサービス援助員については、講座開催前の登録は10名で、実際に活動できる人は３名ほどで、いずれも20年近く活動されている。援助員の体調および家庭環境も変化しており、サービス利用希望者の多い地域には登録者がいない状況で調整が難しかったが、養成講座を行ったことで、１つの小学校区では援助員が居ない状況はなくなった。また、受講者の紹介で２名の方の市社協全体での講座参加希望があった。

５．考察

事業実施を通して、各自治公民館や民生委員、ボランティア等の理解と協力があって事業の構築につながることがわかった。小学校区の支援会議のそれぞれのリーダーによっては温度差があるので、理解してもらうよう何度も話をすることが必要である。例)おたすけサービス援助員に登録する人はいない。とリーダーが即答された地区の方が、自分のためにも活動したいと積極的に登録していただいた。

６．今後の課題

地域のリーダーに開催を任せてある小学校区の支援会議を地区社協主導で地域課題に取り組む形に戻して再開し、個人支援から地域支援へつなげていく必要がある。地域のリーダーへアクションをし続け、サブ担当・地域サポーターの関わりを増やすことも大切であると思っている。

みんなで育む地域福祉活動の実践
～更につながりあう地域福祉の在り方～

山田支所　地域福祉係　主査　山森　歌織

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域福祉計画は、平成12年の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進が位置づけられ、都城市においても、全国に先駆けた計画の策定が行われた。特徴としては、行政と社協とが協働で地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定しこれまでの地域福祉の推進に指針となっている。私の担当している山田地区では、旧都城市との合併前の平成16年度に策定し住民主体の地域福祉活動が実践されている。そこで現在進められている「第３次都城市地域福祉活動計画」と「山田地区地域福祉活動計画」が連動して活動が実践されているのか。山田地区の福祉活動を把握するために地区担当としてどのように取り組んできたか振り返りを行った。

２．到達目標（実践仮説）

地区担当として、現在地区社協で行われている取り組み、すなわち住民が主体的に地域課題を把握し解決できる様々な取り組みが、国による地域共生社会づくりの施策や都城市社協の進めている「地域力強化推進事業」や「我が事・丸ごとの地域力強化推進事業」と連動して行うことが大切であると仮説を立てた。そのためには、地域住民の声を反映するような学習会や地域福祉座談会を実施し、社会資源との連携等を取り込み項目として掲げた。到達目標としては、地域住民からのニーズ把握、課題抽出を行い解決に近づけるために地域福祉座談会を４回実施する。また、福祉何でも相談において、随時相談内容の把握を行う。

３．実施内容

実施内容として、地域のニーズ把握や課題抽出をするため、４月から７月にかけて地区社協と地域福祉座談会を４回開催した。方法としては、地区別にオーソドックスに行う方法も考えられるが、今回は子どもに関すること、高齢者に関することなど、各テーマを掲げて、参加者もテーマごとに沿った人をピックアップして行う方法で実施した。また、個別のニーズ把握としては、地域包括支援センターや地区社協からの情報をキャッチし、解決に必要な情報などは速やかに関係機関へつなぐ。また、困難事例なケースについては「ケース検討会議」を行い、個別支援の方法やその課題を地域で受け止める仕組みづくりができないかを協議する場をつくる。それらを踏まえて地域支援と個別支援を連動しながら地区社協と協働して実施していく。

４．成果（到達度）

今年度は、地域福祉座談会の実施を４回行い延べ154名の参加があり、地区社協での協議の場で振り返りを行った。また、個別支援として、一人暮らし高齢者の住まいに関することや介護保険制度外の支援策を地区社協や関係機関とケース会議を実施し解決に向けての協議を行った。また「寄り添い訪問」活動では、４件の相談が寄せられ連絡調整する上で民生委員の声を聞くことができ地域の現状を知ることができた。

５．考察

現場に出向くことの大切さ、声を聞く重要さを感じることができた。個別の課題を聞くことで、今、地域支援として何が大切なのか、何をすべきなのかが見えてくるような気がした。そうした感覚を大切に地区担当は業務を行っていくべきと感じた。そして、それを、みんなで考え、みんなで解決する契機づくりを行っていくことが、地域の力になっていき、今の指針となっている、国による地域共生社会づくりの施策や都城市社協が進めている「地域力強化推進事業」、「我が事・丸ごとの地域力強化推進事業」、「第３次都城市地域福祉活動計画」の推進と進行につながっていくと考える。

６．今後の課題

課題としては、地域住民の思いや考えが込められたそれぞれの地域福祉の計画をさらに理解し、今の生活課題とマッチングさせ、地域支援と個別支援を連動させながら更なる地域力の向上を行い、多様化する地域課題を解決できる仕組みづくりに取り組んでいきたい。

地域力向上のために求められる取り組み
～地区社協事業への参画と後方支援～

高崎支所　主事　坊地　清美

１．事業概要と目的（事業のねらい）

地域力を強化向上させるには、住民が主体的に地域づくりに関わることが重要である。そこで、地区社協の様々な事業を通して、住民に参加を促し（健康づくりサロン、映画まつり）、住民が自ら地域のことを考える機会を設ける支援（ライブトーク・寄り添い訪問活動）を通じて、住民主体の活動を誘発し（有償ボランティア）、その実践の積み重ねで、地域力を向上させていく気運の醸成とそのスキルを養い（地域福祉研修会）、併せて地域力向上のために求められる役割を明らかにすること（自治公民館福祉部・福祉協力員）を目的に地区社協事業の参画、後方支援（地区担当・サブ担当・地域サポーター）を実践した。

２．到達目標（実践仮説）

地域住民が我が地区の良さを知り、住み慣れた場所で安心して生活するためには、地域で「やり抜く力」が必要である。高崎地区でも少子高齢・人口減少等で地域での支え合いが弱まり、住民相互の関係も希薄化している中で、自助、共助の力が低下しつつある。そこで、地域福祉の推進を主体的に実践できうる地区社協に①住民の主体的な関わりを促す②関わりから地域の生活課題・福祉課題の発見③生活課題等の解決策の協議④解決に向けての取り組みを実践する。実践する力を引き出すために、地区担当として地区社協事業計画に基づいた事業や行事への参画を図りつつ、そこから出た生活課題を拾い上げ地域住民で解決する方法を支援すること、あるいは客観的に捉え包括的な支援することを目標に掲げた。

３．実施内容

事業を展開するうえで、地区社協が主体になって運営できるよう役員会理事会を通して手法を補足提案、問題点を助言し、地域に根差した活動として、住民の手で地域ニーズに即して展開できるよう支援に徹した。

事業財源としては、補助金助成金の他、全自治公民館（43館1,407千円）より会費を集め活動資金とした。主たる事業として①自治公民館福祉部助成事業32館へ助成②夏休み寺子屋サロン延べ252名③高崎今昔物語昔を語る会62名④在宅介護者の集い17名⑤映画まつり530名⑥健康づくりふれあい交流サロン延べ350名⑦地域福祉研修会105名の参加があり、住民主体の活動を推進するきっかけとなった。

また、生活課題発見のツールとしてライブトーク、アンケート、寄り添い訪問の後方支援に努めた。

４．成果（到達度）

事業を展開する中で、住民が進んで参加する姿勢がみられた。また、事業終了後のアンケートを見てみると自地域の生活課題を把握し、課題解決の糸口を模索していることが分かる。住民が実践を積み重ねることにより、徐々に周囲を客観的に見ることができ、意識変容を引き起こし地域力向上につながりつつある。

５．考察

地区社協が実施する事業について地域館長の関わりは不可欠である。しかし、足並みを揃えるには各地域館長の思いもあり一律にはいかない。高崎地区の地域力を向上させるには、住民の主体的な関わりを地域全体で盛り上げていかなければならない。地区内の高齢化が進む中、今あることだけを通り一遍でするのではなく、様々な世代が参画実践できるよう地区担当として支援スキルを高める必要がある。

６．今後の課題

生活課題が複雑化している案件が多く、それらに対応できる知識不足及び関係者間の連携不足があげられる。また、地域リーダーの世代交代が進まず、事業のマンネリ化や情報発信不足、活動する人の固定化等で取り組みが形骸化してしまう。解決策としては、地域活性化の中核となる人材の発掘と養成が急務と考える。

地区担当として、地域力を総合的に強め住民主体の地域づくりの一助が担えるよう尽力したい。

包括支援センターの機能向上と職員のスキルアップに向けた取り組み
～地域包括ケアシステムの構築を意識して～

都城市山田・高崎地区地域包括支援センター　管理者兼社会福祉士　堀内　大敬

１．事業概要と目的（事業のねらい）

厚生労働省が提唱する「地域包括ケアシステムの構築」「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」の観点から、相談を丸ごと受け止め、個別支援を含む世帯全体の課題を包括的な解決に導くべく、関係機関との協働に重点を置いた相談支援体制を構築する「地域連携懇談会」を山田・高崎両地区において開催する事とした。多職種で構成された包括支援センターが旗振り役を担い、モデル世帯の事例検討を行う事によって、各専門職の業務範囲や考え方・役割を知り、これまで繋がりの無かった他機関同士の連携・協働の促進を目的とした。併せて、管理者としての立場から、社協職員としての「チームプレーによる企画力」の向上、ファシリテーションスキルの向上も盛り込んだ。

２．到達目標（実践仮説）

ひとつの世帯を救うには様々な年代・立場への支援が必要であり、それぞれの年代・立場に対応する専門職同士の並行的な支援と連携を展開する事で、より包括的な（ワンストップ的な）支援に効果を発揮し、結果的に世帯全体が早期に課題解決する、という仮説を立てた。これまで包括は「65歳以上の高齢者の総合相談窓口」という一定の区分範囲で相談対応を展開してきたが、その範囲外の支援には「繋ぐだけ」というスタンスが「包括支援」の範囲を自ら狭めてきた。

そこで、地域包括ケアシステムという言葉自体の垣根を低くするべく、民生委員や公民館関係者、生活支援コーディネーター等のレベルに合わせた説明と事例検討を組み立てるとともに、実際に専門職がモデル世帯を支援する際の具体的な方策が地域レベルに見えるようテーマ設定を行った。継続的な取り組みにするために１地区３回シリーズの目標を掲げ、段階的に学習・スキルアップできるよう企画した。

３．実施内容

サザエさん一家をモデルとし、全員が課題を抱えた状況にサザエさんが孤軍奮闘するも限界が近づいている、という設定で「自分に何が出来るか」「自分の立場以外の必要な支援とは」「自分の立場を超えて連携するために必要な事」をグループワークで検討し、最終的に世帯全体への支援となるために必要な「つながり」の方策を考えるなど、段階的な学びの場とした。

４．成果（到達度）

参加者としては、山田：52名 /26機関、高崎：57名 /29機関が参加。両地区ともに福祉関係者以外の参加が多数あった。これまで連携する事の無かった専門職同士が意見を出し合い、自分にできる事の確認や他の専門職に出来ない支援の範囲などを知るとともに、自らの立場や領域を超えて連携する事の大切さ、すなわち「自分で自分の範囲を狭めない」支援姿勢を学ぶ機会となった。

５．考察

29年度に山田地区で第１回を実施した際の「こういう場が重要なので繰り返し実施してほしい」という意見を基に両地区実施したが、参加者が寧ろ増えていることで「連携に対する関心」の高さは窺えた。一方で、本企画を基に他の機関（社協は除く）が同じような場を設ける動きは無いため、改めて「場を設けたこと」の重要性も認識した。また、回数を重ねるごとに段階的に具体性を増していくプログラムという方向性はケーススタディとして今後も継続する必要性を感じた。

６．今後の課題

本事業が、各専門職や地域団体の「日頃の連携のしやすさ」にどれだけ貢献できたのかをアンケート等にて見える化する必要がある。また、本事業に参加した専門職が「施策を意識した支援」や「丸ごと受け止められる相談スキルの向上」を獲得できるような企画を「社協内外連携」で組み上げる必要がある。併せて、結果報告にとどまらず、連携拡大を訴える「日頃の広報・周知」を行う事も課題としたい。

地域共生社会の実現に向けて包括職員としての取り組み
～包括保健師として精神領域への取り組み～

都城市山田・高崎地域包括支援センター　主事　徳丸　亜貴子

１．事業概要と目的（事業のねらい）

少子高齢化、人口減少、単独・高齢者夫婦世帯の増加、生活困窮・貧困など高齢者を取り巻く問題は多様化深刻化している。担当の高齢者も、介護問題だけではなく多様な問題を抱えるケースを複数受け持った。地域共生社会の実現が謳われる中、包括保健師として包括的・継続的ケアマネジメントの実践において世帯丸ごと包括的な支援について個々の事例を通し振り返りを行い自身のスキルアップに繋げる。

２．到達目標（実践仮説）

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務における対象者との関わりにおいて、包括的・継続的なケアマネジメントを行い個人の問題だけでなく、世帯全体の問題にも目を向け、他機関と連携を摂ることで世帯全体の問題解決を図られると仮定し、到達目標として対象者のエンパワメントとなり自立した生活が継続できるための支援力を強化することができるとした。

３．実施内容

A氏、高齢女性と60代の長男（精神・知的）との二人暮らし。生活困窮があり、必要な介護サービスが受けられない。長男の存在を表に出したがらず、長男は家に閉じこもりがち。生活困窮の原因、収支の把握。保護課への相談。長男の福祉サービス（作業所）利用に向けての申請。民生委員の定期訪問依頼を行った。

B氏、60代女性。夫と２人暮らし。統合失調症で通院中。幻聴があり、近隣へ攻撃的な口調で電話をするとの相談が民生委員よりあり、支援を行っている。夫は癌治療により体力低下もあり、また本人への対応で疲弊している。病気の特性からも地域から孤立し、当初ご主人は拒否的な対応であった。しかし、ご主人の閉塞感や絶望感をくみ取り、B氏の日中の居場所作りを検討。基幹相談支援センターからサロンや作業所の情報をえて、作業所見学に同行、B氏の意志で福祉サービスの申し込みをし、作業所の利用が開始になった。

４．成果（到達度）

A氏は長男の将来の不安や、長男を不憫に思い金銭を自由に使わせ金銭管理が出来ていなかった事など問題や課題が明確になり①年金は２人分合算で生計を立て、収支を把握し必要時生活保護申請をする。②長男の福祉サービス申請により相談員と連携し、長男の社会参加を支援する。③生活基盤を立て直し、必要な介護サービスの利用を促す。以上の支援策を関係者との協働で導き出すことができた。今後も成年後見制度の紹介や相談員との連携によりA氏の不安軽減を図り、意思決定の力をサポートし強化できるようサポートしていく。

B氏は作業所利用が開始し、今までにない充実感を感じていると喜ばれ、ご主人もB氏の喜んでいる姿や、日中１人になれる時間ができレスパイトケアにもなっている。ご主人が他者に向けて妻の病状や悩みを表出することができるようになりSOSを出す力がついてきたと考える。

５．考察

対象者との関わりの中で、潜在化した問題にどのように気付くことができるか。常にアンテナをはり、表情や事実から感じ取る力が必要と感じた。丁寧なコミュニケーションを重ね信頼関係の構築が得られるよう関わることにより今まで吐露しなかった自分の内面の感情や世帯における問題などが顕在化できると考える。その上で問題点や課題、ニーズをしっかりと捉え、解決に向けアプローチする力が必要と感じた。

６．今後の課題

対象者をサポートだけではなく、その人の力を引き出す支援が必要であると再認識した。孤立しがちな方々に地域との関わりや、他職種との連携により多くの人と関わる機会を多く作り、点ではなく面で支える仕組みづくりが必要である。その為にも、私自身が社会資源や関係機関の情報を正確に把握し活用する能力の向上、地域の方との関係作りを強化してくことが課題である。

第３章

地域福祉推進大会　講演録

平成30年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」思いやりがあるで賞

都城市立沖水小学校６年　　**川畑　慶介**くん

基調講演「境界を越え、協働が生み出すもの」

少子高齢化と人口減少

はじめに、皆さんと今の地域社会の現状を共有しておきたいと思います。資料は日本の将来の人口です。ご存知だとは思いますが、日本は今、少子高齢化、人口減少社会に入っています。だいたい30年40年の間に4000万くらい減るだろうと言われています。ヨーロッパにスペインという国がありますが、人口が4600万人くらいだそうです。それくらい人口が減っていく社会になっているということです。ところが人口は減りますが、当然、私たちはすでに生まれておりますので、このまま生き続けていくわけです。ですから、高齢化率は非常に高い状態になっていきます。日本は世界中で初めて人口の４割が60歳以上になる社会を迎えると言われています。おそらくこの予測というのはほぼ正確です。平均寿命が男性は84歳、女性の方は90歳だそうです。これは平均ですからもっと長生きされる方がたくさんいらっしゃる社会になっていくということです。みなさん健康寿命という言葉を聞いたことはございますか？もちろん長生きというのはいいことですが、元気で長生きしたいですよね。健康寿命というのは元気でいられる期間の事を言うわけですが、これからの日本の社会で大切なことは、健康寿命をどれだけ伸ばせるか。寿命が延びることももちろんいいことですが、この健康寿命を延ばしていくことが非常に大事になってくると思います。一方、一人の女性が一生のうちに生む子供の数を合計特殊出生率と言います。一人が平均して二人くらい子どもを産まれる社会でしたら、人口は減っていきませんが、残念ながら日本はこの二人を大きく下回っています。徐々に徐々に人口が減っていくという社会になっているということです。

人口減少の影響は？

人口減少が進むと社会にどんな影響があるのか？最近『未来の年表』という本を読んだのでご紹介します。2027年には85万人分の「○○」が不足すると書いてありました。何だと思いますか？答えは輸血用血液とあるんです。献血をしてくれる若い方が減っていく一方で輸血を必要とする高齢者が増えていくので輸血用血液が大幅に不足していくのではないかということです。2039年には深刻な火葬場不足に陥る。本当にそうなるかはわかりませんけれども、亡くなる方が増えていく。特に、団塊の世代の方が亡くなる年代になってきますと、深刻な火葬場不足になるのではないかと書かれていました。面白いと思ったのは、生きている人間が泊まるホテルではなくて、亡くなった方が泊まるホテルが必要になるのではないかと書かれているんですね。つまり、すぐに焼いてもらえないので亡くなった方が宿泊されるホテルが必要になる、そんなことが書かれてありました。

少子高齢化と人口減少

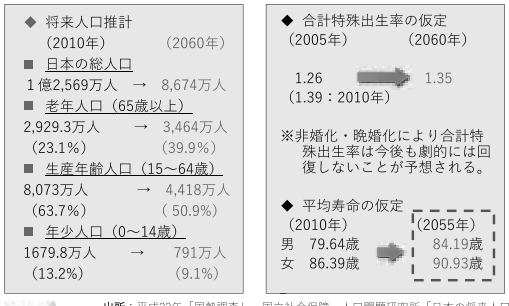

出所：平成22年「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」

人口の4割が65歳以上の社会を世界中で初めて経験します。

人口減少の影響は？

- 2027年には、85万人分の　輸血用血液が不足する。
- 2039年には、深刻な　火葬場　不足に陥る。

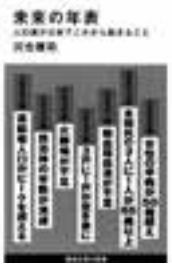

河合雅司「未来の年表」講談社現代新書

家族に頼れない人が増える

このように、人口が減ることや高齢化が進むことはよく知られていますが、我々が思ってもいな

かったような変化が起きる可能性もあるということです。そして、もう一つ非常に大きな日本社会が直面している変化は、家族の変化です。日本の家族というのはこの50～60年で非常に大きな変化を遂げています。一つは平均世帯人員、一つの世帯の中に何人いるかということですが、1950年には5.02人、つまり一世帯に５人の方がいらっしゃるというのが平均的な姿だった。ところが2015年には2.38人まで減っています。簡単に言うと家族のサイズが小さくなってきているということです。子供夫婦と同居している割合は非常に減少してきています。1986年には半数近い46.7％の方々が子供夫婦と同居されていた。ところが2013年には13.9％にまで減ってきているわけです。高齢者でお子さんと一緒に暮らしている方が非常に減っているわけです。この結果、単身者の割合が増えてきています。ご存知の通り、女性の方が長生きされますので御夫婦でおられて旦那様が先に亡くなられて奥様が残る割合が高いので女性の一人暮らしの割合の方が高いわけです。2030年には４人に１人の方が単身で暮らされる社会になるわけです。

それから、若い人が結婚されない。生涯未婚率の推移というのが出ています。2015年には男性23.4％だったものが2035年には約３割（29％）になるだろう、つまり３割の男性はそもそも家族を形成されないという社会になってきています。

少子高齢化は毎日のように新聞に出ていますが、福祉の視点でもっと大きな変化は、単身者の方が増加し、家族に頼るのが難しい方が増えているということです。福祉の現場で仕事をしている皆さんとよくお話しするのは、以前は、一緒に住んでなくてもいろいろご家族に相談していた。「入院されますか？」「治療はしますか？」「この治療は必要だと思いますか？」「延命処置はどうしましょうか？」「亡くなった後はどうしましょうか？」そういうことをご相談できるご家族が必ずいた。ところが最近では、相談できない身寄りのない方が増えてきています。今後、おそらくますます増えていかれると思います。家族が大きく変化してきているということをぜひ、押さえておいていただきたい。ちなみに、65歳以上の高齢者の世帯累計の変化ですが、子ども夫婦と同居している方が減っている、配偶者のいないお子さんと同居している方が非常に増加しています。結婚しない若い方が増えてきているので、結婚していない子どもさんと同居している高齢者は増えている。最近、「8050問題」という言葉をお聞きになられたことはありますか？ 80代の高齢者の方と50代のお子さんが暮らしているという意味です。別に80代の高齢者と50代のお子さんが一緒に暮らしていても何の問題もありませんが、「問題」と付けているのは、最近、従来だったら高齢者の方のお世話が必要だったんですが、最近は50代の息子さんの方が長期に亘って失業されているとか、親の介護のために離職をせざるを得なくなっているとか、生活に困窮しているとか、そういう世帯が非常に増えてきているためです。そう言うことを指して「8050問題」といっているわけです。

家族に頼れない人が増える

- **平均世帯人員**
  - 1950年　5.02人⇒　2015年　2.38人
- **子ども夫婦と同居している高齢者**
  - 1986年46.7%　⇒　2013年　13.9%
- **65歳以上の単身世帯の割合**
  - 2015年　65歳以上の女性の21.3%⇒2030年 23.4%
  - 2015年　65歳以上の男性の12.9%⇒2030年 16.3%
- **生涯未婚率の推移**
  - 2015年　男性の23.4%⇒2035年 29%
  - 2015年　女性の14.1%⇒2035年 19.2%

少子高齢化だけでなく、単身者が増加し、家族に頼るのが難しい社会になっていきます。

65歳以上高齢者の世帯類型の変化

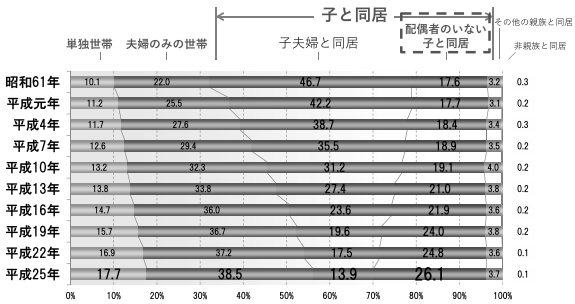

「8050問題」という言葉、お聞きになったことがありますか？

主たる介護者が息子であるケースが増えている

もう一つ、最近読んだ『迫りくる息子介護の時代』という本を紹介します。これによると、主たる介護者が息子さんである割合が非常に増加しているそうです。1977年から2010年の間で約６倍に増加したと書かれています。同居する家族を介護する男性の数は現在、日本全体で120万人、介護者の３人に一人は男性になっている。20年くらい前、介護保険が出来るころに言われたのが、家族の介護を社会化しましょう、主に女性が担ってきた介護を社会で担っていきましょうという事を言ってきたわけですが、女性ばかりではなくて、今は男性の介護者が非常に増加しているということです。

平山亮「迫りくる息子介護の時代」光文社新書

- 主介護者が息子であるケースの割合は、30年間（1977-2010）で、6　倍に増加した。

同居する家族を介護する男性の数は、約120万人、**介護者の三人に一人は男性**となっています。

「あいさつをやめましょう」どう思いますか？

では、私たちの身近な地域はどうだろうか？この新聞記事をご覧になられた方はいらっしゃいますでしょうか？神戸新聞の投書欄に掲載された、あるマンションの自治会長さんからの投書です。「理解に苦しんでいます」というタイトルで投書されました。内容を簡単に要約すると、ある若いお母さんが「子どもに知らない人にあいさつされたら逃げるように教えているので、マンション内ではあいさつをしないように決めてください」と言われた。そうすると、ご年配の方が「あいさつしてもあいさつが返ってこなかったので気分が悪かったのでお互いにやめましょう」と言った。この自治会長さんは「今度、その告知を出さなければいけないけれども、世の中変わったな、と理解に苦しんでいます」と、投書されたわけです。都城では、こんなことはないと思いますが、日本の今の地域社会を現した投書だと思いました。これは極端な例だと思いますが、実際、地域社会の中で関係を作らない、作りたくない人たちが非常に増えてきているのが、残念ながら今の日本の地域社会の現状なのかもしれません。

どう思いますか？

- “（子供に）知らない人にあいさつされたら逃げるように教えているので、マンション内ではあいさつをしないように決めてください“ “あいさつしてもあいさつが帰ってこなかったので気分が悪かったのでお互いにやめましょう“…その告知を出すのですが、世の中変わったな、と理解に苦しんでいます。

- 神戸新聞の投書欄に掲載された「理解に苦しんでいます」というマンションの自治会長さんからの投書の一部です（神戸新聞2016年11月4日）。

孤立化する社会

こういうことが進んでいくとどうなるか？家族のサイズがどんどん小さくなっていきますので身内が小さくなっていきます。あいさつするのを止めてしまったら地域のつながりなんて出来ません。地域のつながりもだんだん希薄になってきている。結果、「他人」が増えるわけです。つまり、困った時、いざという時に頼れる人がいない、そういう方が非常に増えてきているというのが、今の日本の社会の現状ではないかと思います。日本は稲作をずっとやってきましたが、稲作をやってきた民族はウチの関係をつくることは得意だけど、ソトと繋がるのが苦手だと言っている先生もいます。自分から関係を作らない人たちが増えて

孤立化する社会？

- 家族の規模は縮小し、地域社会とかかわりを持たない人が増加しています。日本人は、「ウチ」以外の関係を作るのが苦手な民族だという指摘もあります。

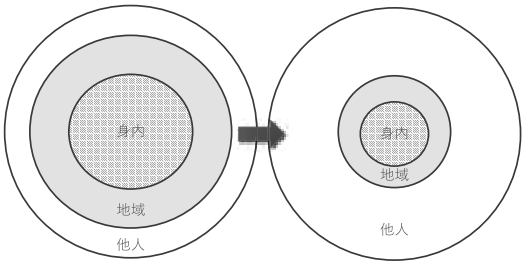

きているということです。元気なうち、若いうちはいいかもしれません。今は便利になりましたから、インターネットでボタンを押せば翌日には物が届きます。コンビニエンスストアも24時間開いていますので隣りの人に借りなくても買えてしまう。だけど、実際に困った時とか、年齢を重ねられて身体が不自由になってきた時に、本当にこういう社会でいいのかな？という事を私は心配しているところです。

社会保障給付の見通し

では、家族や地域社会が難しいとしたら国に頼れるか？これは、日本の社会保障給付の見通しです。2018年には121兆円を社会保障費に使っている。2040年、私のような団塊ジュニアが高齢者になる年は188兆円になると予測されています。今年の日本の国家予算が約100兆円ですので、社会保障費が非常に大きな割合になっていくということです。もちろん、しっかりやってもらわないといけないところはやってもらうとしても、何でも国がやってくれるかというと、そうではなくなってきているということもご理解いただけたらと思います。

【参考】社会保障給付の見通し

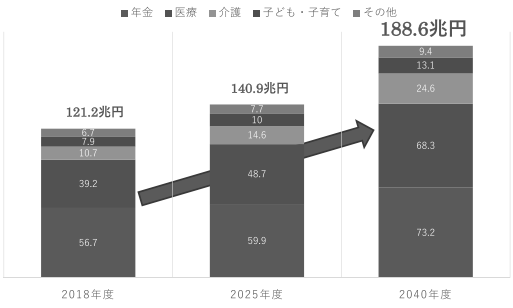

社会的孤立は「関係の貧困」

このような社会が続いていくと、社会的孤立というものが深刻になっていくと心配しています。もう少しわかりやすく言い換えると「関係の貧困」です。日本は豊かな社会になりましたし、私たちは豊かな生活ができるようになってきたと思います。ただし、人とのつながりがだんだん希薄になってきている。こういう社会は、お金ではなくて、人との関係・つながりが貧困になってきているのではないか。極端なことになると孤立死のような現象が起こってくるわけです。亡くなってから長いこと発見されない死のことを孤立死と呼んでいます。どうして孤立死が起きてしまうのか？その人につながりがないからです。「○○さん、どうしたのかしら？」「最近顔を見ないね？」「家の電気はついてるけど？」「新聞が溜まっているわね？」ということを気にしてくださる人がたくさんいらっしゃれば、そんなに長いこと発見されないということは起こらないのではないか。孤立死というのは、関係の貧困が一番極端に現れた形と言えるのではないかと思います。

社会的孤立の深刻化

- 高齢化や少子化だけでなく、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化は、地域や社会から孤立する「**関係の貧困**」（社会的孤立）を生み出しています。
- 関係の貧困（社会的孤立）は、「孤立死」に代表されるような様々な問題の原因であり、結果でもあります。
- 高齢者だけでなく、若い世代（とその子ども）や中高年の孤立も大きな課題となっています。

所有から関係価値へ？
「家も家財もみな流されました。しかし人と人との関係は流されません。多くの人から助けられました」

子育ての子どもの「子」に孤独の「孤」をあてて「孤育て」と表現している新聞もあります。先日、卒業生がやってきて「私はワンオペ育児でノイローゼになりそうだ」と言うんです。「ワンオペ」とは、牛丼チェーンが夜の時間帯に全部のオペレーション（仕事）を一人でやらなくちゃいけない、誰もほかに手伝ってくれる人がいない、そういう状態のことを「ワンオペレーション」と言うらしいんです。それを育児に当てはめて「私は完全にワンオペレーション状態だ」と。今、仕事を休んで育児をしていますが、旦那さんは忙しくて全然帰ってこない。遠方だから両親は全く手伝ってもらえない。旦那の転勤で行った土地なので知っている人が誰もいない。もう、ノイローゼになってしまうと。印象深かったのは「学生の頃には子どもの虐待をするなんて全く信じられない

と思っていたし、今でも信じられないけれど、そういう事になってしまう人がいるということはわかった」と言っていました。全く孤独な中で子育てをしていると、ときどき子どもに手を挙げてしまいそうになることがある、と。そういう意味で、高齢者だけでなくて、いろんな世代で社会的孤立が課題になっているということです。西日本豪雨の被災者にお話しを伺った時に「家も家財もみんな流されてしまったんだけど、人と人との関係は流されませんでした。多くの人から助けられました」とおっしゃっていました。もちろん、物やお金を持っていることも大事だけど、関係の価値というものをもう一度見直していく必要があるのではないかと思っています。

「役割」「出番」「居場所」が大事

これからは、孤立の無い共生社会を作っていこうというのが、今後の地域社会の大きな目標になります。そのキーワードとして「役割」「出番」「居場所」が大事だと思っています。みなさんもぜひ、ご自分の地域で活動されるときに、このキーワードを思い出していただければと思います。

地域社会のこれから

孤立のない共生社会へ

役割・出番・居場所

人には居場所と役割が必要だ

みなさんは、役割や出番が多すぎて、むしろ困っている人たちかもしれません。「あれもやってくれ、これもやってくれ」とお願いされて、もう勘弁してほしいと思っておられる方もいらっしゃるかもしれません。ただ、役割が全くない人生というのも寂しいものです。人から期待されたり、自分にはできることがあるというのは非常に大事なことだと思います。それが全くないと、人間というのは生きていても仕方がないとか、自分には生きている価値がないんじゃないかと思ってしまいます。人間というのは他人との関係の中で生きている、社会的な動物という言い方をします。今、話題になっている「社会脳」をお聞きになったことがありますか？人というのは人との関係の中で生きているから色々な事を考えなきゃいけない。人間関係の中で誤解を招いたり、嫌な思いをされたり、逆にいい思いをしたり、そういう事がたくさんありますが、それが、人間が生きていくということです。ですので、人間の脳はそうした膨大な処理をしなくてはならない。これが「社会脳」という考え方です。それぐらい私たちは人との関係の中で生きている。

人には居場所と役割が必要だと思います

- **役割やそれを発揮したり、認められる場所**がないと、人は、生きていても仕方がないといった感情を持ちやすくなってしまいます。人は、他者との関係の中で生きる社会的動物なので、生きづらさを抱えた人であっても、人に承認されたり、人を助けたりする場が必要なのだと思います。
- **⇒地域に役割を発揮できる居場所を作り、孤立しない地域づくりが求められている。**

⇒専門職は、介護が必要になったり、困ったりしないと関われない。「関係の中で暮らしていく」こと＝互助やそこでの気づきや発見、専門職へのつなぎは専門職にはできない。

「つながり」は健康長寿のコツ？

要介護状態になりにくい人の特徴を研究されている先生がいらっしゃいます。それによると、「社会参加をしており、人の役に立つ社会的役割を持っている人」「趣味の団体に参加している人」「趣味を持っている人」「一日の歩く時間が長い人」「外出する頻度が高い人」、あと、これはよくわかりませんが「多少ふとっている人」ということです。歩くとか運動するのは大事だと言われていますが、社会参加をするとか人の役に立つ、趣味を持っている事が大事だということです。「食事の用意を自分でする」というのもあります。私事で恐縮ですが私の祖父は95歳で７年前に亡くなっていますが、食事の用意は全くできない世代です。今の100歳、男性は厨房に入ったらいけな

「つながり」は健康長寿のコツ？

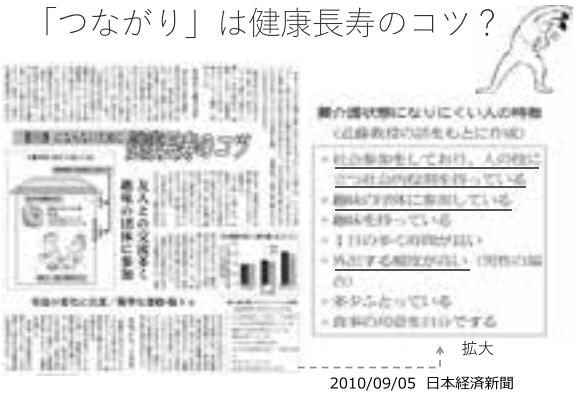

2010/09/05 日本経済新聞

い世代です。祖母は、万が一にも自分が食事の用意をできない日があれば、電子レンジに全部準備して時間まで合わせて出かけていました。祖父は押すだけです。それで、祖父は「今日は食事の用意をさせられた」と言っていました。電子レンジのボタンを押しただけなんですが…。その祖父がよく言っていたのは「お前の親父がスーパーの袋からネギを出して帰ってきた。恥ずかしい」と。わかりますか？おそらく私の父が母親に頼まれて買い物に行ってきたんでしょう。そして、スーパーの袋からネギを出して帰ってきた。そうしたら、それを見た祖父が「恥ずかしい」と言った、そういう感覚の世代です。私の両親は団塊の世代ですのでネギぐらいは出して帰ってきても全然恥ずかしくない世代です。食事の用意が自分でできるかと言うと、もしかしたら怪しいかもしれませんが手伝いぐらいはしている世代です。その子どもの団塊ジュニアの私たちの世代になると買い物したぐらいじゃダメですね。多少は自分でしないと家から追い出されてしまいますので、食事の用意ぐらいは自分で何とかできる世代です。

ただ「できる」「できない」ではないですよね。「できるし、自分でする」というのが重要です。例えば、私の祖母は７年前に祖父が亡くなった時、非常に落ち込みました。70年ぐらい連れ添ってきたわけです。けんかもしたし疎ましいこともあったかもしれませんが、70年連れ添った相手が居なくなったわけですから、みんな心配したんです。半年ぐらい落ち込んでいって、このままダメになるかと思いました。が、半年経ったらだんだん元気になっていって、だんだんだんだん元気になっていって、今は７年前より元気なんじゃないかというくらい元気になりました。半年ぐらいは食事の用意も「食べてくれる人がいないのに作るのは嫌だ」とよく言っていました。食事の用意は、できるかできないかというのではなくて、する意欲があるかというのはすごく大事なことです。作ってあげたい人がいる、一緒に食べたい人がいるということが大事だと思います。

社会参加も同じで、行きたい場所があるから行こうと思うわけです。行きたい場所を地域に作っていかなければいけないわけです。趣味の団体に参加していると言っても、それを一緒にやってくれる人がいないとそこに参加できないわけです。生きる意欲という意味で、あそこに行ったら友達に会えるとか、あの人とおしゃべりしたいとか、そういう場所を作っていくことが大事ではないかと思います。

認知症を防ぐには、人との交流、趣味活動

「認知症を防ぐには」という記事もありました。認知症はまだ解明されていない病気ですので、一概に社会的な要因だけでなくても、元気にされていても罹患する方はいらっしゃいますし、詳しいことはわかっていません。ただ、認知症になりやすい人の特徴として社会参加をしていない人がなりやすいという研究も出されています。例えば、困っている人がいてもサポートしないとか、他人の相談にのらないといった人たちは、そうでない人たちに比べて認知症になりやすいということで

認知症を防ぐには？

要点
- ✓ 町内会に参加していない
- ✓ 困っている人がいてもサポートしない
- ✓ 他人の相談にのらない

人は、認知症になりやすい。⇒**社会参加**は、認知症予防の重要な要因です。

2011年2月27日 日本経済新聞

す。つまり、社会脳を使わなくなってしまうと認知症になりやすくなってしまうのではないかということです。みなさんは役割があり過ぎて困っているかもしれませんが、地域の中でいろいろと出歩ける場を作っていくとか、役割を持てる居場所を作っていくことが非常に大事なんじゃないかということです。

我が事・丸ごとの地域共生社会

国では、これから社会福祉のビジョンを「我が事・丸ごと地域共生社会」というキャッチフレーズで推進するようになってきています。簡単に言うと、「我が事」というのは住民のみなさんの主体的な課題解決の力ということです。地域の課題、ほかの人の課題も我が事として捉える力です。しかし、地域のみなさんだけで課題は解決しませんので専門職もしっかり頑張ろう、それが「丸ごと」のところに込められている意味です。相談をたらい回しにするのではなくて、専門職も覚悟を決めて地域のみなさんと一緒に課題解決に取り組んでいこう、我が事丸ごと、地域のみなさんと協力しながら専門職もがんばっていこう、その２つが協力して地域共生社会を作っていきましょうという方向性が示されています。

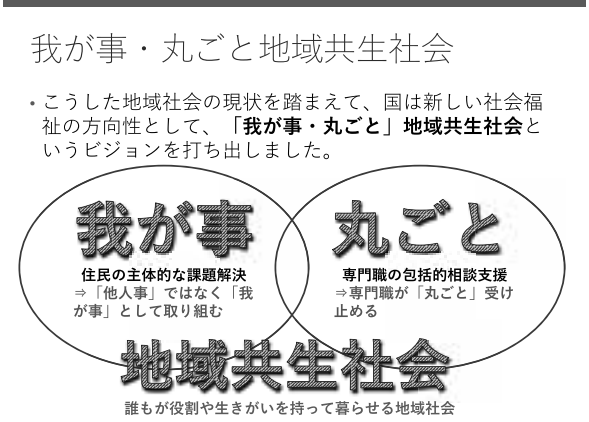

目指す地域共生社会とは？

国では、地域共生社会を「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」と定義しています。今日のお話しに合わせて言うと「役割」や「出番」「支え合い」を地域の中に作っていこう。その事によって役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを作っていこうということです。みなさんが地域で行っている活動はいろいろありますが、これはみんな、我が事の活動、地域共生社会を作っていく活動と言えると思います。心理学の先生が言ったことですが、同じ音でも誰が出しているかによって騒音になったり何とも思わなかったりするようです。例えば、マンションに住んでいる上の子どもがバタバタしているとします。「うるさいな」と思うか「元気だな」と思うかはその人を知っているかどうかで変わってくる。仮に自分の孫だったら「今日も元気だな」、「元気よく走っているな」と思うかもしれない。ところが、全然知らない人だったら「うるさいな」、騒音だと思うかもしれない。音の大きさじゃなく、その人との関係で騒音になるかならないか決まってくるわけです。

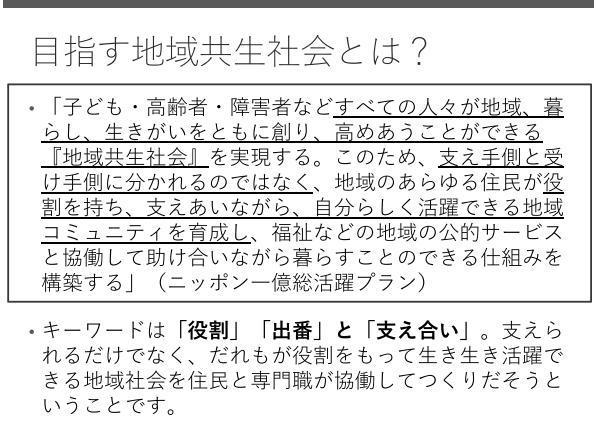

気づきでつながる我が事の地域づくり

地域で行われている居場所づくりがあります。高齢者のサロン活動、子育てのサロン活動、健康体操など、いつも来ていた人が来なくなったら、ちょっと心配になりますね。「あれ？いつも楽し

気づきでつながる我が事の地域づくり

みに来ていた○○さんが今日は来てないわ」と気になるわけです。地域での見守り活動がありますが、サロンには来られない方を見守る活動をしてみようかという方々もたくさんいらっしゃる。住宅地図に見守らなきゃいけない人を落として、その方を誰が見守るかを決めて活動をされている地域もあります。そんな見守り活動をやっていると、今度は、その方の困り事が見えてくることがあります。例えば、ゴミ出しに困っているとか、こんな事ができなくて困っている、高齢者になったので重いものを動かせない、だったら少し手伝いましょうという活動が出てきたりする。そもそも、顔の見える関係がスタートにあって、あの人は気になるな、あの人は心配だな、といった感情が生まれて、そこからいろんな活動が展開されてくると思います。これがないのに活動を作ろうと思っても多分、見守りにならないのです。そもそも気になるから見守るわけです。仲のいい○○さんだから心配になるんです。そういう関係を前提に作っていくことが大事だろうと思います。

専門職は困ってからしか関われない

地域のみなさんの活動は、専門職では絶対に出来ない活動をされています。例えば、ケアマネジャーという職種がありますが、ケアマネジャーは介護保険を使っていないと関われません。つまり、ケアマネジャーは、介護保険が必要になって初めて登場する人です。みなさんが元気なうちからは関われない。ですので、元気なうちからその方に関わっているのは、その方が住んでいる地域のみなさんです。何か変化があった時に、例えば、サロンにいつも来ていた人が来られなくなった、転倒してしまった、その時に専門職に繋ぐことができれば、早いうちに専門職が関わることができるわけです。地域の見守り活動とかサロン活動とか生活支援の活動とか、支え合いの活動の中で地域のみなさんが支えていただいている。そして、何か気づいたときに専門職に繋いでいただくのが非常に大事なことだと思います。

専門職は困ってからしか関われない

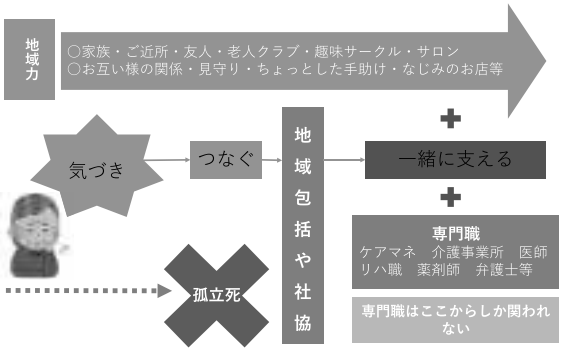

我が事にするのが難しい課題もある

もちろん、我が事にするのが難しい課題もあると思います。地域のみなさんだけでは解決できないこともたくさんあります。そういった事は専門職がみなさんと一緒に、もしくは専門職が一生懸命頑張って解決しなきゃいけません。特に、地域とのつながりが全然ない方や難しい方、場合によってはゴミ屋敷であるとか、迷惑行為のある方などは地域の方との関係がうまくいっていないので、地域の方々で支援していくのが難しい場合もあります。専門職は「困った人は、困っている人」という視点でその方を見ていきます。専門職は給料を貰って仕事をしていますので、この人は支援したくないとか、この人は支援したいとか、そういうことは言わない。つまり、困った行為をしているのは、その人が何か困っているだろうと考えていきます。表面に現れた行動や態度、我がままであったり横柄であったり身勝手に見えるような行動の裏には、おそらく、それまでのいろんな暮らしの中での孤立であるとか、つらい体験で

あるとか、いろいろなことがあるんだろうと考えるわけです。もちろん、障害特性の場合もあります。こういった課題になると地域で受け止めるのは難しい場合がある。まず、専門職がしっかり関わって課題を解決していくことで、その人自身が変わっていくかもしれない。専門職がしっかり関わって、可能であれば地域のみなさんと一緒に支えていくという事が大事になると思います。これが、丸ごとの仕組みです。地域のみなさんで解決できることはたくさんありますし、地域のみなさんじゃないとできない事もたくさんあります。ただ、専門職がしっかりやらなければならない事もたくさんあって、この２つが合わさるという事が非常に大事なことだと思っています。

我が事にすることが難しい課題もある

- 地域とのつながりがない人、難しい人。ゴミ屋敷、迷惑行為…。
- **「困った人は、困っている人」（⇒専門職の視点）**
- 表面に現れた行動や態度（我がまま、横柄、身勝手…）の**背景**には、孤立やこれまでのつらい経験など様々な要因がある（障害の特性である場合もある）。
- ⇒それでも（だからこそ）居場所を必要としている。
- 地域で受け止めることが難しい場合は、**専門職がきちんと受け止めて、課題を解きほぐし**、可能であれば地域の人と一緒に支えていく。当事者同士の居場所が効果的な場合もある。⇒行政や社協がしっかり受け止める（丸ごと）

協働は「宝探し」の発想で

地域の中には人材がいないとか、自分たちの後を継いでくれる方がいないという話しもよくお聞きします。そういうときは、「宝探しの発想」が重要だと思います。例えば、空家、男性、若者、空き地、耕作放棄地など、活用したら輝くものです。できることの幅を広げていくために眠っている資源を掘り起こし、いろいろな人や団体を巻き込んでいく「協働」が大事だと思います。それを、宝探しという発想でやってみる。私たちが気づいていない「お宝」がきっと地域にはあるんじゃないか、そういう視点で人材も場所も見ていただけるといいと思います。今日は都城の図書館のカフェでお昼ご飯をいただいたんですが、展示してある本の中に『藤里方式が止まらない』という本がありました。その本は、引きこもりの方の支援を行っている秋田県藤里町の実践をまとめたものです。藤里町は地域に戻ってきて引きこもっている若い人たちは自分たちの「宝物」だと認識したんですね。その人たちの活動や仕事を作っていこうということを社協で取り組まれている、すごくおもしろい実践です。

協働は「宝探し」の発想で

- 空家、男、若者、空き地・耕作放棄地
- ~~役に立たないもの~~
- **活用したら輝くもの**

- 「人材がいない」「後継者がいない」…。
- できることの幅を広げるために、眠っている資源を掘り起こしたり、色々な人や団体を巻き込んでいくことも大切です。地域の皆さんや専門職が地域の「**宝探し**」をすることも大切です。

「空」資産を活用しよう！

「空」資産を活用したらどうかということも提案しています。空き時間、空家、空き地、耕作放棄地とか、「空いているもの」が今、たくさん出てきています。現役時代の仕事時間は45年250日９時間働いて約10万時間になります。定年後の空き時間は20年365日15時間だとすると約10万時間で、同じぐらいの時間になります。ですので、「余生」と言うのは止め、むしろ仕事をしていた時間の方が短いわけですから、働いていた時間が助走で、そこからまた次の人生が始まっていくというふうに考えていただくことが大事なんじゃないかということです。

「空」資産を活用しよう？

- 「空」資産の活用
  - 人･･･膨大な「空き」時間
  - 土地･･･所有者不明の「空き」地
  - 家･･･「空き」家
  - 金･･･休眠口座は「空き」口座

空き資産＝お宝

- **現役時代の仕事時間**
- 45年×250日×9時間＝約10万時間
  - 20-65歳まで、労働時間を9時間と仮定。
- **定年後の「空き」時間**
- 20年×365日×15時間＝約10万時間
  - 85歳まで生きる非睡眠時間を15時間と仮定。
  - 100歳まで生きるとすると25万時間！
  - **「余生」ではない！**

社会福祉法人も共生社会を作る一員

地域のお宝には社会福祉施設もあります。社会福祉施設もいいところがたくさんあります。まず、食堂を持っている、厨房もありお風呂もある、いろんな活動ができる場所です。高齢者の施設で地域の方と一緒に子ども食堂をやっているような事例もあります。この地域では「子ども食堂をやりたい」という方がいらっしゃった。ところが場所がないという問題があった。そうすると高齢者の施設の方が「どうぞ、私の施設を使ってください」ということになり施設を使って子ども食堂をやっています。結果として、子どもたちが来ると入所者もうれしい。すごくいい相乗効果が生まれています。

重度心身障害児の方はだんだん大きくなっていきます。そうなるとご家族が家でお風呂に入れるのが大変になります。特別養護老人ホームには機械浴や車いすで入れるお風呂がありますので使っていいですよということになって、協働している事例もあります。災害時の避難所になっている施設もありますよね。

社福法人も共生社会を作る一員

- **施設×重度心身障害児**
  - 自立支援協議会では、重度心身障害児の入浴がずっと課題になってきた。特別養護老人ホームの特殊浴槽を使ってもらおうという発想（滋賀県や横浜市）。

- **施設×子ども**
  - 高齢者施設で子ども食堂やフリースペース…社会福祉施設が地域の一員として、そのスペースを開放して地域貢献する例も増えています。

住民・専門職・行政が協働する

行政と専門職と住民のみなさんが協働するのが地域福祉だと思います。三木清さんという有名な哲学者の言葉で「孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのではなく、大勢の人間の間にある」という言葉があります。孤立が人と人との間にあるのであれば、それを解消していくのも人と人との努力だと思います。社会的孤立が日本の社会では非常に大きな問題になっています。ただ、孤立している人はなかなか自分では「助けて」と言えない人たちが多い。地域の中でみなさんが声を掛け合って、そういう方の間に入っていくというのが非常に大事じゃないか。個人的には、年をとっても障害があっても病気になっても、それぞれの方が自分らしく役割を持って生きることができる、そういう地域を作っていきたいなと思っています。今、国の方はそれを地域共生社会という言い方で取り組んでいこうとされています。

住民・専門職・行政が協働する

- **「孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのではなく、大勢の人間の『間』にある」**（三木清「人生論ノート」）。
- **⇒孤立が人と人との間にあるなら、それを解消するのも人と人。**

- 高齢になっても、障害があっても、病気になっても、**だれもが役割を持って自分らしく生きることができる地域社会**をつくりたい。
- 行政、専門職、社協、地域の皆さんが協働して、**「のりしろ」**を出し合い**「誰もが役割や出番をもって活躍できる」地域づくり＝地域共生社会**に取り組むことが重要だと思います。

地域福祉計画で決めること

さて、都城市では、現在、地域福祉計画を作っています。この計画は高齢や障害、児童といった対象者別の計画の土台になる計画で、そこで共通的に取り組むようなことを描く計画になっています。都城市で、総合相談の仕組みをどうしようか、住民活動をどうやって応援していこうか、ＮＰＯやボランティアの活動をどうやって応援していこうか、そういうことは分野に関わらず共通しています。それを考えていくのが地域福祉計画になり

地域福祉計画で決めること

- 都城市の我が事・丸ごとの体制を考えるのが、来年度策定する都城市地域福祉計画です。
- 児童や高齢、障害といった対象別の福祉に共通する事項を市としてどう推進するかを検討します。
- **そして、その土台は住民の皆さんの地域力です。**

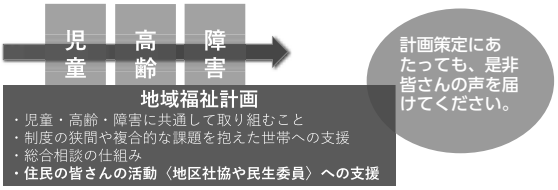

ます。これを、来年度一年かけて策定して再来年度からスタートさせることになっています。策定にあたってぜひ、みなさんが色々な形で行政や社協にご意見を上げていただき、より良い計画が出来るようにお声を頂戴できればと思っています。

「仕合せ」を紡ぐ、「笑顔」を分かち合う

最後になりますが、地域の中にはみなさんのように様々な役割を担って、誰かの「助けて」という言葉に耳を傾けられて、誰かと「笑顔」を分かち合って､幸せは｢幸｣という字を書く場合と､｢仕合せ」を書く場合がありますが、辞書によるとどちらでもいいようです。たまたま今日この言葉を使ったのは、元々の意味で幸せというのは「合わせる」という意味があって、偶然に合わさったことで起こるのが幸せだという考え方があるそうです。たまたまそこで合ったことで、いい事ばかりではないですが、人と人の繋がりの中で温かい気持ちになったり、実践されているのではないかと思います。そういうことを紡ぐために努力されている方々が大勢いらっしゃると思います。その輪をぜひ、みなさんの地域でも、都城市全体でも広げていっていただきたいと思います。それが、我が事の地域づくりということだと思っています。もちろん、みなさんは一人ではないわけです。地域のお仲間もいらっしゃるし、社協や行政の専門職の方もいらっしゃいます｡こうしたみなさんが、一緒に、協力しあって地域共生社会を作っていくことが大事だと思っています。

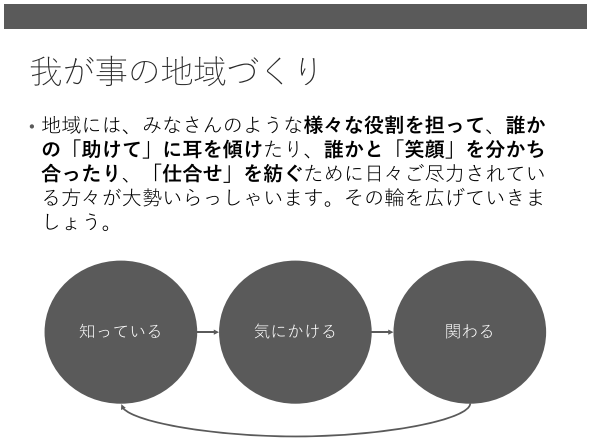

「平成30年度都城市地域福祉推進大会」
（平成31年３月４日（月））記念講演より

講師：永田　祐氏

同志社大学社会学部社会福祉学教授

◆略歴

1974年生まれ
上智大学文学部社会福祉学科卒業
慶應義塾大学政策・メディア研究科修士課程修了
上智大学文学部研究科社会学専攻博士課程修了

◆専門分野

地域福祉、ローカル・ガバナンス、パーソナリゼーション、介護保険

◆主な論文、著書等

・「市町村合併における小地域の「自治」と地域福祉計画～三重県松阪市と宮崎県都城市の事例から」～日本生命済世会「地域福祉研究」2009
・「地域福祉における新たな福祉サービスの開発と推進」～法律文化社 2010
・「ローカル・ガバナンスと参加」～中央法規 2011
・「住民と創る地域包括ケアシステム　名張式自治とケアをつなぐ総合相談の展開」～ミネルヴァ書房 2013
・「地域福祉計画による他計画の総合化：包括的な支援体制の構築に焦点を当てて」～月間福祉2017
・『越境する地域福祉実践－滋賀の縁想像実践センターの挑戦』～全社協2017

◆委員歴

・宮崎県都城市　第３次地域福祉活動計画策定委員会助言者（2015年度～）
・厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」委員 2016

第４章

地域福祉年表2018

平成30年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」幸子賞

都城市立山田中学校３年　　**上山　優奈**さん

地域福祉年表【2018（平成30）年度版】

年月	都城市社会福祉協議会の動向	全国の地域福祉の動向
2018年 （平成30） ４月	・「我が事・丸ごと」の地域力強化推進事業の実施 ・多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業の実施 ・まちなかボラセン（21日）以下毎月第３土曜 ・都城市生活支援コーディネーター情報交換会・委嘱状交付式（26日）（７/12）（10/４）（３/19）	・地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正法施行（１日） ・成年後見制度利用促進計画施行（１日） ・厚生労働省社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室」設置（１日） ・診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定（１日）
５月	・富山県氷見市社会福祉協議会との人事交流調印式（11日） ・都城市民生委員児童委員協議会総会（18日） ・都城市こども未来応援連絡協議会（23日）（12/20）（３/22） ・地区担当者定例会（24日）以下毎月開催 ・都城市成年後見ネットワーク会議通常総会（24日） ・認知症家族支援プログラムなごみ会（26日）年10回 ・生活困窮者自立支援制度庁内連絡会（31日）	
６月	・都城市社会福祉普及推進校連絡会総会（１日） ・都城市社会福祉施設等連絡会総会・名刺交換会（４日） ・都城市地区社会福祉協議会連絡協議会総会（７日） ・「人材育成」「事業の選択と集中」「支所再編等組織見直し」３PT合同会議（12日） ・相談支援包括化推進会議（15日）（10/26）（２/18）	・日本地域福祉学会第32回静岡・焼津大会（静岡県焼津市）（９～10日） ・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（８日公布）
７月	・都城ボランティア協会総会（５日） ・都城市ボランティアセンター運営委員会（26日）（10/22）（２/15） ・福祉教育プログラム検討委員会（26日） ・福祉教育推進研修会（27日） ・第１回ＣＳＷ研修会（30日～31日）	・平成30年７月豪雨による災害ボランティアセンターの８府県への設置（８日） ・児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（緊急総合対策）（20日） ・全国福祉教育推進セミナー（30日～31日）
８月	・くれ災害ボランティアセンターへの派遣（１日） ・山下道場夏の陣（２日） ・学習支援サポーター養成講座（21日）（８/28）（９/11） ・子育て応援ミニフェスタ（25日） ・都城市地域福祉計画ワーキンググループ会議発足（27日）	・第24回地域福祉実践研究セミナー（愛知県半田市）（31日～９月２日）
９月	・福祉関係コーディネーター連携会議（21日） ・都城市認知症講演会（29日）	・九州ブロック地域福祉研究会議（福岡市）（６日～７日）

年月	都城市社会福祉協議会の動向	全国の地域福祉の動向
10月	・赤い羽根共同募金運動出発式（１日） ・都城市社会福祉功労者等表彰式（９日） ・氷見市社会福祉協議会との人事交流（２名派遣）（15日～19日）	・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（１日施行） ・2040年を展望した社会保障・働き方改革本部設置（22日）
11月	・みやこんじょ協働笑談会（５日） ・第２回CSW研修会（12日～13日） ・災害ボランティアセンター設置運営訓練（18日） ・都城地域貢献連絡協議会（20日）（12/19）（２/12）（３/18） ・都城市コミュニティソーシャルワーカー意見交換会（20日）（１/24）（３/13） ・氷見市社会福祉協議会との人事交流（３名受け入れ）（26日～30日） ・都城市生活支援コーディネーター居場所づくり講演会（29日）	・第５回生活困窮者自立支援全国交流大会（熊本市）（10～11日） ・第24回日本福祉教育・ボランティア学習学会あいちなごや大会(24日～25日)
12月	・じょじょんよかとこわがまち報告会（14日） ・ソーシャルワーク教育に関するパイロット事業宮崎委員会報告会（23日）	・児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）策定（18日）
2019年（平成31）１月	・「経営改善計画 2019」－考動する社協へ－策定（15日）	
２月	・みやこんじょボランティアフェスティバル 2019（３日） ・第３期都城市地域福祉計画策定委員会発足（６日） ・都城市民児協ブロック別研修会（８日） ・社協らしい介護サービス事業経営研修会（15日） ・社協管理職研修会（16日） ・生活援助員全体会（21日） ・福祉教育・ボランティア学習実践研修会・地区社協の夕べ（28日）	・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について閣議決定（８日）
３月	・地域福祉研究会（１日） ・地域福祉専門職研修会（２日） ・都城市地域福祉推進大会（４日） ・業務実践報告会（５日・７日） ・山下道場春の陣（６日）	

資料

平成 29 年 12 月 12 日

地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

Ⅰ 基本的な考え方

- 全社協・地域福祉推進委員会は、『社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第 2 次アクションプラン）』（平成 29 年 5 月改訂、以下「強化方針」）をとりまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社会福祉協議会（以下、社協）の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を改めて提示したところです。

- 「強化方針」は、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」に向けた各社協の事業・活動をすすめるためのアクションプランとして、「1．アウトリーチの徹底」、「2．相談・支援体制の強化」、「3．地域づくりのための活動基盤整備」、「4．行政とのパートナーシップ」を掲げ、各社協の地域性と地域の生活課題等及び事業・活動の現状とともに、地域づくりのための事業・活動の展開などの社協本来の役割を踏まえた取り組みのさらなる推進を図ることを目指しています。

- 今般、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正とともに、これらを具体化する観点からとりまとめられた地域力強化検討会の中間とりまとめ及び最終とりまとめ等を踏まえ、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」及び関係通知が示されました。今後、各自治体において地域共生社会の実現に向けた施策がすすめられることとなります。

1.「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」
【平成 29 年 12 月 12 日、厚生労働省告示第 355 号】（以下、「指針」）
2.「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
【平成 29 年 12 月 12 日、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知】（以下、「通知」）
※「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を含む（以下、「計画策定ガイドライン」）

- 国は今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどが示されています。

- その体制づくりの中心的な機関は、社協のほか、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関など、各福祉制度における相談・支援機関とされています。このことは社協の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっているといえる一方で、地域福祉の中核的な組織の担い手が社協に限定されるものではなくなる可能性を含んでいます。

- 今後、各社協においては、それぞれが目指す地域づくりとともに社協の事業・活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認することが重要です。各自治体において展開される地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的にかかわり、既存の事業・活動の活性化やさらなる展開、また、新規事業の受託・実施に結びつけていくという視点が必要になります。

- しかしながら、地域共生社会の実現のために社会福祉法の改正とそれを具体化する指針と通知が発出されたとしても、これまで行政、民間を問わず世代別・分野別に縦割りに提供・実施されてきた福祉サービスや事業・活動が、にわかに全世代・全対象型に転換するとは限りません。

- このため、各自治体での庁内連携による包括的な取り組みの実施について社協所管課等を通じ働きかけるとともに、社協の事業・活動の蓄積とノウハウ、今後の事業・活動の展開に向けた考え方等を社協として整理し、各自治体に具体的に提案することが重要です。

- また、各地域での取り組みにあたっては、行政とのパートナーシップとともに、従来以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不可欠です。

- これら関係団体等に対して、高齢者、障害者、子どもなど対象者ごとに提供してきた福祉サービスや活動は、地域の生活課題・福祉課題にあわせて分野をまたがって総合的に提供していくことが必要であることを理解いただき、各地域での取り組みが推進されるよう関係団体等との連携・協働をすすめてください。

- 「指針」と「通知」及び「計画策定ガイドライン」と各自治体の施策状況等を的確に把握し、今後の地域づくりに向けた各社協における具体的な事業・活動を検討いただき展開してください。そのためにも各社協の中期計画、発展強化計画及び地域福祉活動計画の策定・改定についての理解と取り組みをお願いいたします。

Ⅱ.「地域共生社会の実現に向けた指針」等を踏まえた「当面の取り組み課題」

- 改正社会福祉法及び「地域共生社会の実現に向けた指針」等を踏まえた、いわゆる「地域福祉の“施策化”」に向けた対応にあたっては、地域福祉の中核的な機能を果たしうる社協以外の主体と競いあうことになります。地域から寄せられる社協への期待と各社協を取り巻く経営環境の把握・分析をもとに、地域福祉の推進をリードするためには、さまざまな主体をコーディネートし、連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要になります。

- 地域の生活課題の解決等に資する効果的な連携・協働をすすめるうえでは、社協自身がパートナーとしてふさわしい役割や機能を有することが不可欠となります。

- また、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者、地域住民のボランティア、その他の関係団体との連携及び、活動の支援も重要な役割となります。

- 地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けた「当面の取り組み課題」としては、以下の事項が考えられます。これらは、従来から社協が目指してきた、また、地域で担ってきた役割や事業・活動を改めて確認し、その再構築やさらなる展開を図るための実践課題でもあります。

1. 小地域（より身近な圏域）における住民主体による福祉活動の推進と支援
2. 市町村圏域における総合相談・生活支援体制の整備
3. 市町村圏域における取り組みを支援・拡充するための複数市町村域、都道府県域における総合相談・生活支援体制の整備

- 実践課題への具体的な対応にあたっては、社協での実践における中核的な機能を有する事業＝相談支援事業の実施が重要であり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、障害者相談支援事業等の受託・実施について積極的な取り組みが必要です。

- 各社協での実践を踏まえると、明確なビジョンをもってこれらの相談支援事業を住民主体の地域福祉にかかわる事業・活動と関係づけながら適切に位置づけ実施すること、また、事業の実施を機に、組織体制や職員の役割分担の見直しを含めた局内の連携体制を構築することが、地域共生社会の実現に向けた社協としての取り組みのカギとなります。

- 事業・活動の再構築や展開を図るうえでは、「強化方針」等をもとに、地域福祉活動計画及び発展強化計画を策定・改定し、各社協が目指す地域づくりとそのための事業・活動を改めて明確にし、その実現に向けた取り組みを計画的に展開することが重要です。

- これらの取り組みを促進するためには、都道府県圏域内における広域的な事業・活動の検討・実施とともに、行政との協議や市区町村社協への情報提供及び協議の場の提供など、都道府県社協による市区町村社協への支援が必要です。

Ⅲ.「強化方針」及び「指針」等を踏まえた主な取り組み事項

- 「指針」等で掲げられ、今後施策として実施・展開される事業・活動等の内容は、本会「強化方針」で推進を図っている取り組みにつながるものです。

- 各社協における事業・活動の拡充や活性化、あるいは新たな取り組みにおいては、「指針等」と「強化方針」で推進している事項を踏まえ、地域福祉の施策化が目指す方向性と具体的な事業・活動との関係性を確認しながら取り組みをすすめることが重要です。

- 以下では、社会福祉法及び「指針」等で示されている内容に沿いながら、「強化方針」で推進している主な事業・活動を整理しました。あわせて、「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定の考え方や留意点を整理しています。

- 地域共生社会の実現に向けた施策等への対応と各社協での事業・活動の具体化においては、これらを参考として、「強化方針」を推進する観点からも重点的に取り組みを検討・実施してください。

- 今後の取り組みにおいては、国や自治体の制度・施策の動向を適確に把握するとともに、各社協におけるこれまでの実践・ノウハウの蓄積と事業・活動の実施・到達状況の評価分析をもとに、組織及び事業・活動の再構築、活性化を図っていくことが急務となっています。

- 重要なのは、各社協がこれまでの実践を振り返りながら、今後の地域のあり方（目指すべき地域の姿）や事業・活動等の展望を主体的に描くことであり、具体的な行動を実践として示していくことです。

1. 社会福祉法の改正及び「指針」等を踏まえ、「強化方針」をもとに社協が検討・展開すべき主な事業・活動

＊強化方針で掲げる事項の詳細については、「強化方針」本文等を適宜ご参照ください。

社会福祉法及び「指針」に掲げられた主な事項	社協が検討・展開すべき主な事業・活動（「強化方針」で掲げる事項）＊
「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念 【法第 4 条第 2 項】 ○地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。	**「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」** ○地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。 ○また、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO 団体、社会福祉法人・福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりをすすめることを提起している。
包括的な支援体制の整備 【法第 106 条の 3】 ○ 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。	**上記を実現するために強化すべき行動（第 2 次アクションプラン）** 1. アウトリーチの徹底 2. 相談・支援体制の強化 ◇総合相談体制の構築 ◇生活支援体制づくり 3. 相談・支援のための活動基盤整備 4. 行政とのパートナーシップ
(1)地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 【法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号】 ○地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 ↓ ●地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ●地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ●地域住民等に対する研修の実施 ●地域の課題を地域で解決していくための財源	**3. 地域づくりのための活動基盤整備** (1) 小地域における住民福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度） (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成 (4) 住民参加の連携・協働の体制づくり

(2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 **【法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号】** ○地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 ↓ ●地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 ●地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ●地域の関係者（民生委員児童委員等）等との連携による地域生活課題の早期把握 ●地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	**1. アウトリーチの徹底** (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築 (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成 **2. 相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築））** (1) 相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 (2) 部所間横断の相談支援体制づくり (3) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応
(3) 主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 **【法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号】** ○生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業 ↓ ●支援関係機関によるチーム支援 ●その際、協働の中核を担う機能が必要（社協等） ●支援に関する協議、検討の場 ●支援を必要とする者の早期把握 ●地域住民等との連携	**1. アウトリーチの徹底** (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 **2. 相談・支援体制の強化（生活支援体制づくり）** (1) 多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 (2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO 等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
(4) 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援 **【法第 108 条】** ●単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築 ●都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等	**都道府県・指定都市社協における市区町村が「強化方針」を具体化するための支援** ○市区町村社協への周知 ○市区町村社協版のアクションプランの見直し・策定の支援 ○市区町村社協版のアクションプランの実施状況の把握・評価 ○市区町村社協のモデル指定 ○事業推進のための委員会等の設置・運営 ○町村部での複数社協の協働、広域的な取り組みの促進・支援 等

2.「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定

- 社会福祉法の改正（第 107 条）において、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉（支援）計画が福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、その策定が努力義務化されました。

- 法改正を踏まえた計画策定ガイドラインの改定においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」とともに「包括的な相談支援体制の整備に関する事項」等が盛り込まれています。

- また、福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置づけるなど、地域福祉計画の積極的活用も示されています。

- 市町村における包括的な相談支援体制の整備においては、地域の関係者が話しあい、共通認識をもちながら計画的に取り組みを図る必要があります。その際、地域福祉計画の策定過程を活用することが必要です。

- 改正社会福祉法による追加事項については、法施行日（平成 30 年 4 月 1 日）より地域福祉計画に記載されるべき内容であり、厚生労働省は各自治体に対して記載事項の追加に関する取り組みを依頼しています。

- 地域福祉（支援）計画の見直しを直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直しのタイミング（最長で改正法施行後 3 年程度以内を想定）において記載事項を追加するものとされており、今後、各自治体における計画の策定・改定がすすめられる予定です。

- 各社協においては、地域福祉（支援）計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉（支援）計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。

- 地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の庁内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたっても、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機ととらえることが重要です。

Ⅳ. 取り組みにあたっての留意点

- 地域共生社会の実現に向けた実践にあたっては、社協への期待と取り巻く環境を適切に把握するとともに、地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、「強化方針」が目指す事業・活動等の具体化のための前提である、以下の取り組みが必要です。

1. 社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり）
2. 職員育成の体制づくり
3. 活動財源の確保

＊「強化方針」6 頁、「強化方策の具体化に向けた前提事項」参照。

- また、地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な事業・活動の推進においては、地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働が一層重要となります。

1. 社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり）

- 各社協の事業・活動等の展開にあたっては、社協が具体的に「どのような地域を目指しているのか」、また、そのために「事業・活動等をどのようにすすめていくのか」、といった組織の使命やビジョンを改めて確認するとともに、役職員がこれらの共通理解をもって日々の業務・実践にあたることが重要です。

- 強化方針では、今後の事業・活動等に係る各社協独自のアクションプラン（行動計画）の策定、これと連動する発展強化計画や地域福祉活動計画の策定を推奨しています。行動計画では、組織の目標と組織として優先すべき事項、また、職員一人ひとりがなすべき事項等が明確になるよう工夫するとともに、実践にあたっては目的と実践について役職員の共通理解を図ることが不可欠です。

- また、組織の使命やビジョンと行動計画などは、事業・活動の基盤となる経営組織のあり方や局内連携体制づくりの拠り所ともなります。

- 地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な実践においては、推進主体である社協組織での部門間連携・多職種協働が必要であり、組織再編や各部門の役割・機能の再確認とともに、連携・協働手法の確立や支援検討の場づくりなどの局内連携体制の構築を図ります。

2. 職員育成の体制づくり

- 福祉・介護人材（以下、人材）の確保がますます難しくなっています。また、実践において必要となる専門性と知識・スキルが高まるなか、各社協では職員育成の体制づくりと定着のための取り組みなど、すべての職員にとって「働きやすく、やりがいの感じられる」職場づくりをすすめることが必要です。

- 働きやすく、やりがいの感じられる職場づくりは、組織力とともに各社協の職場としての魅力を高めるものであり、人材確保にもつながります。

- 人材の確保・育成・定着は、総合的かつ中長期的な視点での取り組みが必要です。それぞれの組織課題、地域性や雇用環境などに応じて、取り組みや工夫を柔軟かつ適切に組み合わせながら、各社協の経営責任のもとにすすめることが重要です。

- 具体的な取り組みにあたっては、全社協・政策委員会「地域を支える福祉人材　確保・育成・定着の緊急対策」（平成 28 年 3 月）なども参考としてください。

- 職員育成の体制づくりについては、強化方針において推奨する今後の事業・活動等に係る各社協独自のアクションプラン（行動計画）の策定等とあわせて、改めて計画的にすすめる必要があります。

- 例えば、各社協が目指す地域のあり方や事業・活動の推進において必要な職員像を改めて明確にするとともに、職員育成に関わる基本方針や研究計画の策定・見直し等により、計画的な研修や資格取得等のスキルアップの機会等の確保を図ります。

- また、日々の実践においては、具体的な実践を高める観点と職員育成の観点から、OJTの仕組みの充実、事業・活動のマネジメントとスーパービジョン体制を構築することが、複雑化・困難化する生活課題等へ社協として責任ある対応と支援をすすめるためにますます重要となります。

3. 活動財源の確保

- 活動財源の確保については、社協の財源構造が変わり、社協の事業・活動が広がりをみせるなかで、今後も事業の性質や内容を踏まえ、各事業に適した財源確保による推進が求められています。

- とくに住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向けて、地域の実情に応じた多様な財源（公費、民間財源）の活用による事業・活動のための財源の確保が今後の取り組みのポイントとなります。

- 公的財源のみならず、民間財源としての会費や寄付の募集が引き続き必要となります。単に金額の確保だけでなく、地域住民に対して解決が必要となる地域課題やニーズの理解と共感を得るプロセスが重要です。こうした取り組みにより参加と寄付の循環をつくりだすことが求められます。

≪活用が考えられる主な公費財源≫

◆「指針」では、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても考える必要があるとし、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことや、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等を取り入れていくことも考えられるとしています。

◆すでに、地域共生社会の実現に向けた「当面の改革工程」を踏まえた関係通知である「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」では、地域づくりに資する事業の一体的な実施と費用の活用に関する考え方が示されています。

◆今後、厚生労働省をはじめとして、国土交通省、文部科学省などの地域づくりに関係する制度・事業及び関係予算を各社協における事業・活動の展開に活用することも重要です。

◆地域づくりに関係する制度・事業及び予算の活用にあたっては、社協内の職員の名称や役割分担、専門職等の位置づけを改めて検討する必要があります。既存の役職名や制度上の名称にとらわれず、目指す事業・活動の実施において、各社協が組織として、各職員や専門職の担う役割・機能を明確に定め、適切に配置し、職員間の連携を図ることが必要です。

◇生活困窮者自立支援事業の受託及び、社協の事業・活動への適切な位置づけ・活用
◇介護保険関係財源（地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの設置等）の受託及び、社協の全世代・全対象型の事業・活動への適切な位置づけ・活用
◇その他、障害者・児支援及び子ども子育て支援における相談支援機関の受託及び、社協の全世代・全対象型の事業・活動への適切な位置づけ・活用
◇日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用促進事業の積極的な展開及び、社協における地域福祉関係の事業・活動との連携、活用
◇「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（国庫補助事業）の各自治体での受託の提案及び事業実施主体としての協働（受託）

資料

参考）地域共生社会の実現に向けた「当面の改革工程」を踏まえた関係通知

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（抜粋）　平成 29 年 3 月 31 日、厚生労働省課長通知

1　地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。

なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

地域づくりに資する事業の一体的な実施として考えられる例

○ 平成29年3月31日付けで発出された通知（「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」）では、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。）について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、市区町村は、複数の事業を連携して一体的に実施することが出来る旨を明確化している。なお、下記は考えられる一例を参考までに示したものであり、事業実施に当たっては、各市区町村の実情等に応じて適切に実施する必要があることに留意する必要がある。

◎地域の社会資源を開発する人の配置（コーディネーター）
○ 介護保険の生活支援コーディネーターの活動範囲を高齢者だけでなく、全ての世代の人を対象に拡大
（1）想定される国庫補助等事業等
・ 地域支援事業（介護保険制度）：生活支援体制整備事業
・ 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業：地域力強化推進事業
・ 市区町村単独事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置等）
（2）費用按分の方法として考えられる例
・ 雇用契約等に規定されている勤務時間数等によって按分する。
・ 就学前児童数（6歳未満）、6～65歳未満の障害児・者数、高齢者数のそれぞれの割合により、按分する（例：就学前児童数および6～65歳未満の障害児・者数は市区町村単独事業、高齢者数は地域支援事業で対応）。

◎居住支援
○ 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援、不動産関係団体等との連携による入居支援等の居住支援の取組を、対象者で区分せず一体的に実施
（1）想定される国庫補助等事業等
・ 地域支援事業（介護保険制度）：地域自立生活支援事業
・ 地域生活支援事業（障害者総合支援制度）：住宅入居等支援事業
・ 自立相談支援事業・居住支援事業（生活困窮者自立支援制度）
（2）費用按分の方法として考えられる例
・ 高齢者、障害者、生活困窮者（推定）数に応じて按分する。

◎権利擁護
○ 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
（1）想定される国庫補助等事業等：
・ 地域生活支援事業等（障害者総合支援制度）：成年後見制度普及啓発事業
・ 地域支援事業（介護保険制度）：成年後見制度利用支援事業
（2）費用按分の方法として考えられる例
・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分する。
○ 市民後見人等の養成事業について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
（1）想定される国庫補助等事業
・ 地域生活支援事業（障害者総合支援制度）：成年後見制度法人後見支援事業
・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）：権利擁護人材育成事業
（2）費用按分の方法として考えられる例
・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分する。

◎子どもの学習支援
○ 小中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を保護者の収入等で限定せず、同一の場所・同一の時間に実施
（1）想定される国庫補助等事業等
・ 学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）
・ 子どもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭支援）
・ 地域学校協働活動推進事業（文部科学省）
（2）費用按分の方法として考えられる例
・ 就学援助率等を用いて按分する。

地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議
（平成 29 年 9 月 25 日）資料・抜粋

4. 地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働
～社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策～

- 地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な事業・活動の推進においては、地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働が必要です。

- 社会福祉法人である社協とともに社会福祉法人・福祉施設等においては、その責務である「地域における公益的な活動」の実施などを通じて、特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、さまざまな地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

- 「地域における公益的な活動」等をつうじた、社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働の強化は、社協が総合相談等で受け止めた生活課題等への具体的な支援の拡大（個別支援の向上）や把握した地域の課題等の解決力の向上に資するものです。また、地域福祉を推進するための事業・活動に関する専門性の向上や財源の確保・有効活用などにつながります。

- 社協が目指す地域づくりや把握した地域の生活課題等を提起しながら、地域の社会福祉法人が一丸となって「地域における公益的な活動」等の実施、活性化や展開が図られるよう、地域の社会福祉法人・福祉施設等に対して社協から積極的に働きかけることが必要です。

- 社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働を進めるうえでは、社協の事業・活動と把握している地域の課題等をもとに、具体的な働きかけと協議をすすめてください。

- 多様化・深刻化する地域の生活課題の解決に向けて、総合的かつ継続的に取り組むことができるよう、地域福祉推進委員会「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」（平成 28 年 8 月 12 日）で提案した実践等について、各社協での検討・実施を改めてお願いします。

参考）地域共生社会の実現に向けた「当面の改革工程」を踏まえた関係通知

「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」（抜粋） 平成 29 年 3 月 31 日、厚生労働省課長通知

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

◇各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

◇一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

資料

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針
（平成29年厚生労働省告示第355号）の概要

- 市町村は、社会福祉法第106条の３第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。
- 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。
- 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。

住民に身近な圏域（※）

第一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施（地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化）
- 地域の課題を地域で解決していくための財源（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等）

第二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じて協議）
  ※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（名称、所在地、担い手、役割等）
- 地域の関係者（民生委員児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）

（※）地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

市町村域

第三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じて協議）
  ※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる
- 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等）
- 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携）
- 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）

都道府県域

第四　市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

資料

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知概要）

はじめに（P1～7）

○地域共生社会の実現が必要
・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点（①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造）を重視しながら取組を推進していく必要。
・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一　社会福祉法改正の趣旨について（P8～12）

(1)法第4条第1項関係（地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」）	(5)法第106条の2関係（相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ）
(2)法第4条第2項関係（地域福祉の推進の理念の明確化（地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する）	(6)法第106条の3第1項関係（市町村における包括的な支援体制の整備の推進（市町村の努力義務））
(3)法第5条関係（福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携）	(7)法第107条、第108条関係　（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実（努力義務化、記載事項の追加等））
(4)法第6条第2項関係（地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化）	

第二　市町村における包括的な支援体制の整備について（P13～28）

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	（1）実施内容
	（2）留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	（1）実施内容
	（2）留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	（1）実施内容
	（2）留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

社会福祉法法百六条の三第二項に基づく指針（大臣告示）の補足説明

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1　市町村地域福祉計画	（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
	（2）計画策定の体制と過程
2　都道府県地域福祉支援計画	（1）支援計画に盛り込むべき事項
	（2）支援計画の基本姿勢
	（3）支援計画策定の体制と過程

第二　市町村における包括的な支援体制の整備について（法第106条の3第1項関係）（P13～28）

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域（※）

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項
（法第106条の3第1項第1号関係）＜P13～22＞

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施
- 地域の課題を地域で解決していくための財源等（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等）

2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項
（法第106条の3第1項第2号関係）＜P22～25＞

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議）
  - 例1：地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
  - 例2：地域包括支援センターのブランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
  - 例3：自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
  - 例4：診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（担い手、場所、役割等）
- 地域の関係者（民生委員・児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）

（※）地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

市町村域

3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項
（法第106条の3第1項第3号関係）＜P25～28＞

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議）

＜展開の例＞
- 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
- 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。
- 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手

- 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の拡充、新たな場の設置等）
- 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携）
- 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）

都道府県域

4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について ＜P28＞

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1　市町村地域福祉計画＜P29～42＞

（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項　<P29～33>

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方
エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）
⑥その他　　※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

（2）計画策定の体制と過程（主な項目）

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し　など

＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞

・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
・他の計画との調和を図る具体的方法の例（見直しの時期を揃える、一体的に策定する等）

2　都道府県地域福祉支援計画＜P43～52＞

（1）都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項　<P43～47>

コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ　地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス　地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ　地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ　地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ　全庁的な体制整備

②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
⑥その他　　※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

（2）支援計画の基本姿勢

（3）支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し　など

・福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮（必要に応じ分科会、WGを設置）　など

地域における公益的な取組を実施する責務

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条 （略）
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

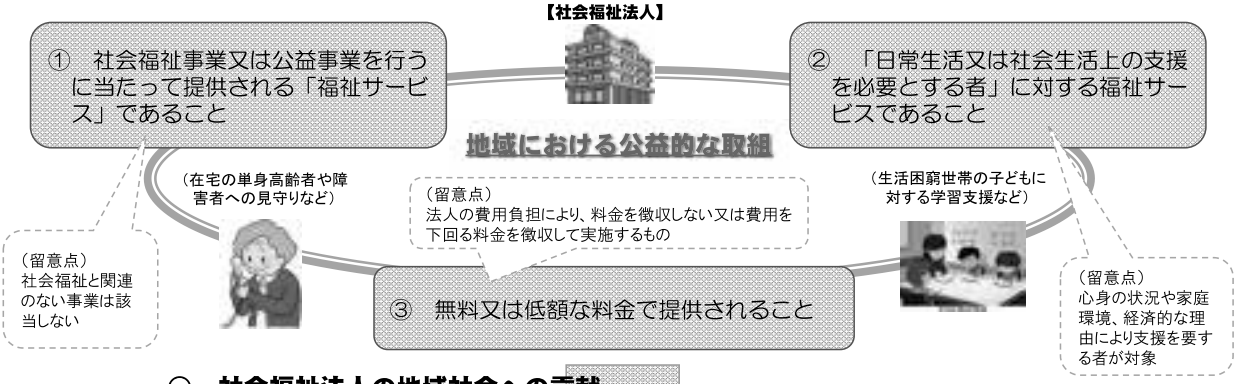

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」通知のポイント

○ 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、所轄庁における指導にもバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘もあることから、次のとおり改めてその解釈を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項
社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

事項	これまでに生じていた主な誤解	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可	直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	・ 行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可	福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・ 災害時の福祉支援体制づくり ・ 関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可	現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・ 現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
	直接的にこれらの者を対象とした取組以外は不可	間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	・ 地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ ボランティアの育成
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。	公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可	
所轄庁の役割	３要件を満たさない取組は要件を満たすよう指導	取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める	

「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

ふれあい食堂の開設

※前ページ【１】～【３】

○ 地域で孤立する住民に対し、住民が気軽に集える場の提供や交流会等を実施。（北海道函館市等）

【ポイント】
地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

※前ページ【２】、【３】

○ 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府等）

【ポイント】
複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

※前ページ【１】

○ 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（北海道札幌市等）

【ポイント】
認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

※前ページ【１】～【３】

○ 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県等）

【ポイント】
連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

資料

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行

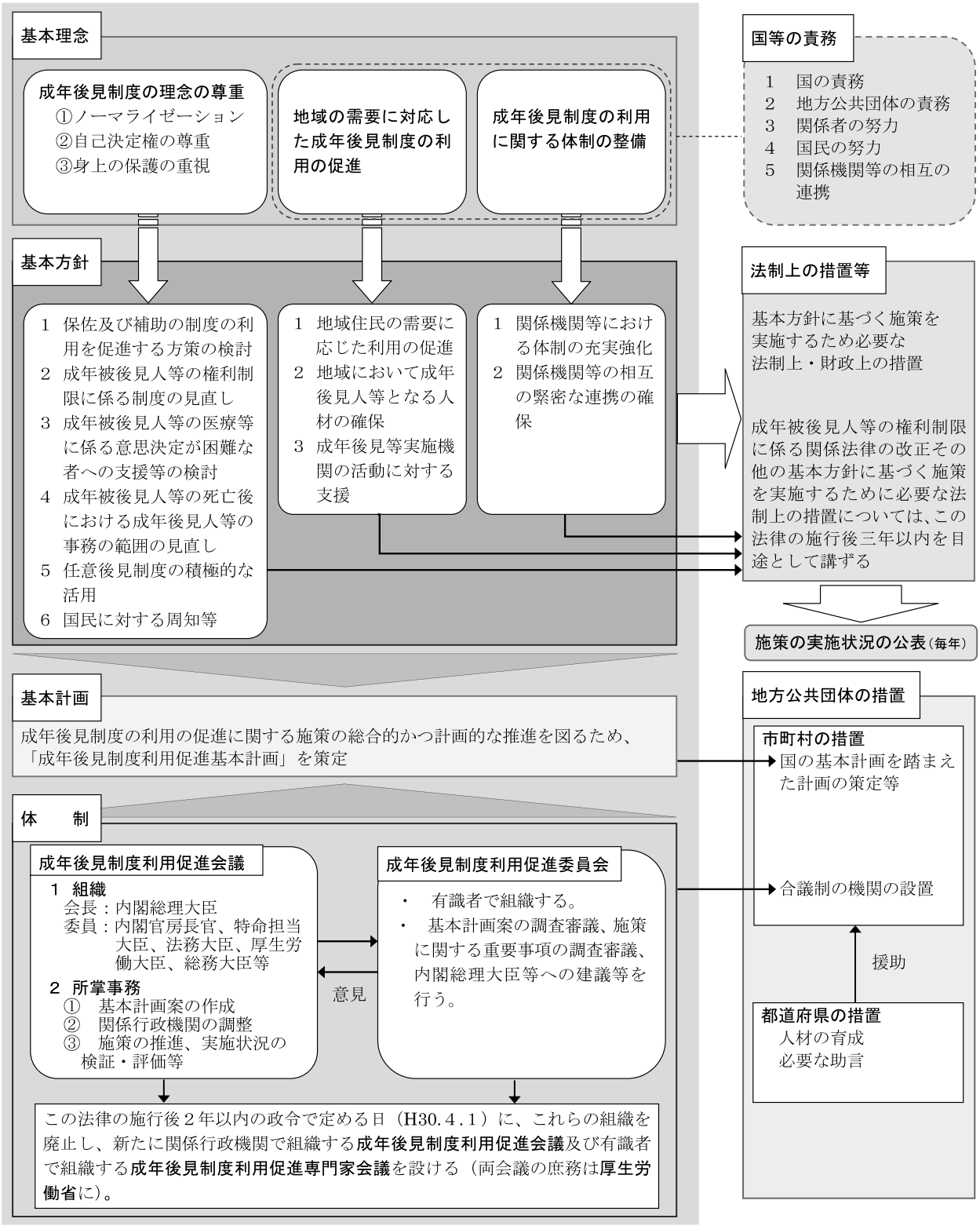

その他

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日（H28.５.13）から施行するものとする。

資料編

平成30年度「ボランティアを絵にしてみたよ！」みんなが笑顔になるで賞

都城市立西中学校２年　　**假屋　悠海**さん

社協概要

名　　称	社会福祉法人都城市社会福祉協議会
設立年月日	平成18年１月５日
法人認可	平成17年９月29日
所在地	【主たる事務所】〒885-0077 宮崎県都城市松元町４街区17号 【従たる事務所】〒889-1802 都城市山之口町花木2667番地２ 〒885-1202 都城市高城町穂満坊303番地２ 〒889-4601 都城市山田町山田4319番地２ 〒889-4505 都城市高崎町大牟田821番地３
役　　員	【理　事】定数10名（うち会長１名、副会長２名、常務理事１名） 【監　事】定数３名 【評議員】定数20名
事務局組織	【本所】 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 ・事務局長 ・総務課 ・地域福祉課 ・生活支援課 ・在宅福祉課（志和池福祉センター） ・点字図書館 ・子育ち応援課　認定こども園／谷頭こども園、おおむたこども園 保育園／縄瀬保育園 【支所】 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 山之口支所 ・支所長　・地域福祉係 ・山之口・高城地区地域包括支援センター 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 高城支所 ・支所長　・地域福祉係 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 山田支所 ・支所長　・地域福祉係 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 高崎支所 ・支所　　・地域福祉係 ・山田・高崎地区地域包括支援センター

組織体制

課	係	業務内容
総　務　課	法人係 経理係 13名	・法人運営 ・共同募金 ・総合社会福祉センター管理運営 ・福祉バス
地域福祉課	地域福祉係 ボランティアセンター 12名	・地域力強化推進事業 ・地区社協 ・社会福祉施設等連絡会 ・ファミリーサポートセンター ・ボランティア市民活動 ・福祉教育（推進校連絡会）
生活支援課	基幹相談支援センター 権利擁護センター 生活自立相談センター 19名	・基幹相談支援センター ・日常生活自立支援事業 ・法人後見 ・生活自立相談センター ・多機関協働包括的支援体制構築事業
在宅福祉課	居宅介護支援係 在宅介護係 志和池福祉センター 90名	・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・通所介護事業所（志和池）
点字図書館	5名	・点字図書館 ・点訳音訳ボランティア養成
子育ち応援課	谷頭こども園 おおむたこども園 縄瀬保育園 80名	・谷頭認定こども園 ・谷頭児童館（放課後児童クラブ） ・おおむたこども園 ・縄瀬保育園
山之口支所	地域福祉係 山之口・高城地区地域包括支援センター 23名	・支所 ・通所介護事業所（山之口） ・地域包括支援センター
高城支所	地域福祉係　3名	・支所
山田支所	地域福祉係 19名	・支所 ・通所介護事業所（山田）
高崎支所	地域福祉係 山田・高崎地区地域包括支援センター 24名	・支所 ・通所介護事業所（高崎） ・地域包括支援センター
	総計 288名	

『都城市の地域福祉2018』

～都城市地域福祉実践報告書～

編　集　社会福祉法人都城市社会福祉協議会地域福祉課
住　所　〒885-0077 都城市松元町４街区17号
tel 0986-25-2123　fax 0986-25-2103
http://www.m-syakyo.or.jp/
info@m-syakyo.or.jp
発行日　平成31年３月31日

社会福祉法人都城市社会福祉協議会